

大学改革と市場原理

第27回（1998年度）研究員集会の記録

広島大学 大学教育研究センター 編



高等教育研究叢書

56 1999年10月

広島大学

大学教育研究センター

大学改革と市場原理

— 第27回（1998年度）研究員集会の記録 —

広島大学 大学教育研究センター 編

広島大学 大学教育研究センター

は し が き

平成10年10月に出された大学審議会答申では、21世紀に向けての新しい大学像の構築を論じ、とりわけ各大学が競争的環境のもとで個性の輝きを発揮することを求めている。このことは、政策的にも競争の大学世界への浸透を積極的に奨励する時代がいよいよ幕を開けたと理解できるのではあるまいか。市場競争はいわば「経済の論理」といえるものであるが、学問の府である大学が市場化に組み込まれるばかりではなく、同時に市場化に対応して意識的に行動することが奨励される時代を迎えたことにほかならない。大学が社会制度・組織であり、公的性格を持ち、社会の資源や財政配分と密接に関わり、研究、教育、社会サービスの社会的機能が大きな比重を占める現代では、大学はもはや「象牙の塔」をきめこむことは許されないし、それを求めても時代錯誤になるというほかないだろう。むしろ積極的にアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことが必要であり、政治、経済、技術などの領域に生じている急速な社会変化との関係を意識し、大学の使命や社会的機能の問い直しを行うことが重要性を増していると言わなければならない。とりわけ大学の資源や財政などの基盤と関わる度合いの大きい経済の動きとの関係は重要であり、市場原理やマーケット・メカニズムとの創造的な調整を図るのは不可欠の課題となる。

他方、市場原理に容赦なくさらされはじめている大学は、いやがうえにも学問の自由やアカデミック・オートノミーを基礎とした「学問の論理」を意識せざるを得ないし、それと市場原理との葛藤を経験せざるを得ない。経済と対峙しながら大学固有の使命や機能を具現するには、組織運営のあり方や教育研究の内容の再構築をはじめ種々の課題をクリアしなければならないはずである。大学はあくまで研究と教育を車の両輪とする学問的活動によって学界に貢献し、ひいては社会の発展に貢献するのであって、その使命やメカニズムを十分に全うするとき大学たる所以があるに相違ないのである。

かくして、従来の大学の使命や機能と今日あるいは未来から要請されている使命や機能を主体的かつ創造的に検討し、大学改革の中にその成果を具現する努力を持続し、しかも社会へそのことをわかりやすく発信するのはもとより、説得力を持って説明しなければ、大学の明日は無いにも等しいことになるろう。

このような市場化が潮流になる厳しい状況の中で、今や世界の大学は市場原理をキーワードとしながら具体的な改革を迫られている。日本の大学も決して例外ではなく、例えば、大学の民営化推進、第三者評価機関導入、任期制実施といった問題が浮上し、論議されているのははじめ、国立大学の定員削減、日本版エージェンシー化、独立行政法人化、ビッグバン論などが論議されはじめている。こうした社会や政策の側の動きが予想以上に急ピッチに進行しているため、大学との間に文化遅滞が生じ、得てして大学の対応が後手に回

っていると言えるかもしれない。現在は大学政策の転換期であり、同時に大学の内部からの対応のあり方の如何が大学の将来を決める重要な節目の時期であるとみなしてさしつかえあるまい。大学側からの、あるいは高等教育研究者の側からの置かれている状況に対する体系的、批判的、反省的な分析、診断、当面の指針の提示はもとより、さらに未来を拓くための中・長期の展望を持った処方箋の提示が不可欠であるはずである。

このことにかんがみ、第27回研究員集会は、平成10年11月13日（金）、14日（土）の2日間、「大学改革と市場原理」をテーマに開催することになった。

第1日目は、IDE民主教育協会中国四国支部との共催による公開講演会が開催された。小椋正立氏（法政大学）は「市場原理の有効性と高等教育」と題して、経済企画庁経済研究所教育経済研究会座長として大学や高等教育への市場原理導入を提言した立場から主題に即して持論を披瀝された。吉川弘之氏（放送大学）は「高等教育と学術経営」と題して、日本学術会議会長や学長の経験を踏まえ、ニュートン以来学問のコレクション化に陥った科学・研究の流れを批判的に捉える観点からの学術論を展開する中で、大学において改めて学問の再考が大学教育とも関連して問われていると論じられた。

第2日目の研究セッションは、「大学評価・任期制・民営化」と「総括講演と総括討論」をテーマに行われた。前者では、米澤彰純氏（広島大学）が「大学評価と市場原理」、絹川正吉氏（国際基督教大学）が「任期制と教員の流動化」、金子元久氏（東京大学）が「国立大学の民営化」について、それぞれ専門家の立場から報告され、各テーマに即した分析がなされた。司会は山本眞一氏（筑波大学）と羽田貴史氏（広島大学）であった。ここでは紙幅の都合で、これらの内容の詳細は割愛せざるを得ないが、市場原理と大学改革をめぐる問題の焦点でもある大学評価・任期制・民営化の個々の問題に対して種々の切り口からの考察が行われた。後者では、大崎仁氏（放送大学教育振興会）による「大学改革と市場原理」についての総括的な講演が行われ、各セッションの分析や議論に言及しながら、市場化論に対抗する形での競争原理の導入、あるいは評価のあり方が大学改革において問われることを論じられた。さらに全体討議が行われた。司会は矢野眞和氏（東京工業大学）と今井重孝氏（広島大学）であった。なお、各々の講演と報告は本書収載の通りである。

こうして2日間にわたって主題をめぐる活発な議論が展開され、盛会裡に幕を閉じることができたのは、何よりも全国のコリグ諸氏やオブザーバーの方々の積極的なご参加とご協力のお陰であると考えている。ご多忙中にもかかわらず、講演、報告、司会、討論等でご協力いただいた方々、運営面で熱心なご協力を惜しまれなかつた広島大学やセンターの皆様に、この場をお借りして心から感謝申し上げる次第である。

平成11年3月

広島大学 大学教育研究センター長
有 本 章

目 次

はしがき	有本 章	
公開講演		
市場原理の有効性と高等教育	小椋 正立	1
高等教育と学術経営	吉川 弘之	15
研究セッション① — 大学評価・任期制・民営化		
大学評価と市場原理	米澤 彰純	31
大学改革と市場原理 — 任期制と教員の流動化 —	絹川 正吉	38
国立大学の民営化論 — アムステルダム大学の事例から考える —	金子 元久	46
研究セッション② — 総括講演		
大学改革と市場原理	大崎 仁	55
研究員集会の概要		69
参考資料 「大学の評価システムに関する全国調査」		73

公開講演

市場原理の有効性と高等教育

小椋 正立 (法政大学)

はじめに

私はこれまで決して教育経済学だけを専門に研究してきた経済学者というわけではないのですが、それにもかかわらず、本日は、非常に歴史のある研究員集会にお招きいただき、大変ありがとうございます。実は先ほど、マーケットメカニズムが大学に押し寄せ始めたために、これから大学は大変なことになる、という話が山野井先生と有本先生からありました。しかし、率直に申し上げまして、実は経済学者であっても、あるいは大学で教鞭をとっている経済学者であっても、こと自分の組織のことになりますと、それほど明快な議論を展開されるわけではありません。例えば、1980年代のはじめから、国鉄の民営化やNTTの民営化など、日本の歴史に残るような行政改革を推進した臨調において、中心的役割を果たされたのは経済学者の加藤寛先生ですが、今から考えますと、臨調でさえも国立大学だけでなく、大学全体についても、少し現状を肯定しすぎていたと思います。もちろん最近では、加藤先生は国立大学を全部民営化すべきだと主張されていますので、その辺は理論的に見て、すっきりされたと思います。しかし、「大学以外の」すべての問題について市場原理を適用すべきである、と主張している経済学者の数は、皆さんがお考えになるよりもはるかに多いと思います。ある意味では多数派であるとさえ言えるかもしれません。この中で、私は大学や高等教育について、もっともラディカルな市場原理を主張している人間なのだろうと思います。そのために今日はこちらでお招きに与ったのかもしれない。

先ほどご紹介がありました、経済企画庁の教育経済研究会の報告書についても、やはり同じような状況がありました。この研究会には、私立大学と国立大学の経済学者のほか、国立大学の他の分野の研究者や、民間の金融機関の方なども加わりました。そこでも国立大学の将来をどう考えるか、ということについては、最終的には意見の一致を見ませんでした。したがって、教育研究会の最終報告書は、かなり私の主観を入れ、多数意見ということでもまとめさせていただきました。

市場原理とは : **Nothing Should Last Forever**

それではマーケットメカニズムというのはいったい何でしょうか。日本語では市場原理と訳されるのが普通ですが、もっとも優れたサービスをもっとも効率よく提供する生産者が市場で生き残る、ということです。したがって、これは市場で競争するすべての組織が消滅することを前提として、初めて成り立つものです。最近のシドニー・シェルダンのペ

ストセラーのタイトルのように Nothing lasts forever(日本題「女医」)なのです。あるいは Nothing Should Last Forever. と言いかえるべきかもしれません。つまり市場原理を十分に機能させる、ということと、特定の制度をずっと保護しておく、あるいは特定の組織をずっと保存しておく、ということは矛盾することなのです。その市場において効率的であるかぎりある制度や組織は存続できるが、その効率性を失った瞬間にその制度や組織は淘汰される、というのが市場原理です。これはふつうに経済学者が解説する市場原理とはずいぶんちがうように聞こえますが、市場原理における競争メカニズムの本質は、このようなシュンペーター流の機能にあると思います。

こうした観点からは、国立、私立ともに歴史が古い大学ほど良い大学だとされている、今の日本の高等教育制度は、市場原理が機能してこなかった結果であることは明らかだと思います。こういうことを誰かが明確に言ったわけではありませんが、世間が、あるいは受験生が、あるいは大学の中の教員がすべて共通に持っている常識や認識です。古いものほど良いのは、骨董品や美術品や博物館の世界です。新しい知識や技術を生み出していくためのダイナミックな競争が存在すれば、大学も、競争を続けていく上で、古いということはハンディにはなっても、決して有利にはならないはずですが、これに対して、個々の組織の存続が制度的に保証されているところでは、その組織は、消費者のニーズやその変化に興味を失い、かわりに組織の構成員の利益を追求し、また、その組織の存続を保証してくれている規制の保持にエネルギーを傾けるようになります。「国立」という制度は、国がその存続を保証しているのですから、こうした傾向がもっとも現れやすいと考えられますが、しかし市場原理が機能しないところでは、国立や私立ということとは無関係に、官僚化が進んでいくことは避けられないと考えられます。

このような永続的な組織においては、しばしば、「自治」や「独立」が制度的に保証されていることが多いようです。たとえば、大学の自治というのは、歴史的に非常に大事な概念ですし、それを守らなければならないと思います。しかし、特定の大学を保護することと、その大学の中での学問の自由を守る、ということとは、別の次元のことです。大学は、自分の中で学問の自由を守りながらも、高等教育市場では競争していかなければならない存在であるわけです。しかし、残念ながら、「自治」や「独立」が保証されているところでは、例外なく、かなり極端な官僚化が進行しています。例えば、司法についても、金融政策についても、戦後のわが国では「独立」が保証されている分野ですが、どちらも極端な動脈硬化を起こしており、もう大切開手術でもしないかぎり、日本の政治や経済が立ち行かないところまでできてしまっています。そして、大学についても、深刻さの点については、この二つに優るとも劣らないのではないのでしょうか。大学人がこれまで常識だと受け取ってきたことの多くが、じつは大学という制度が官僚化した結果であると思っ

ています。そうしたこともあって教育経済研究会の座長をお引き受けしたわけです。

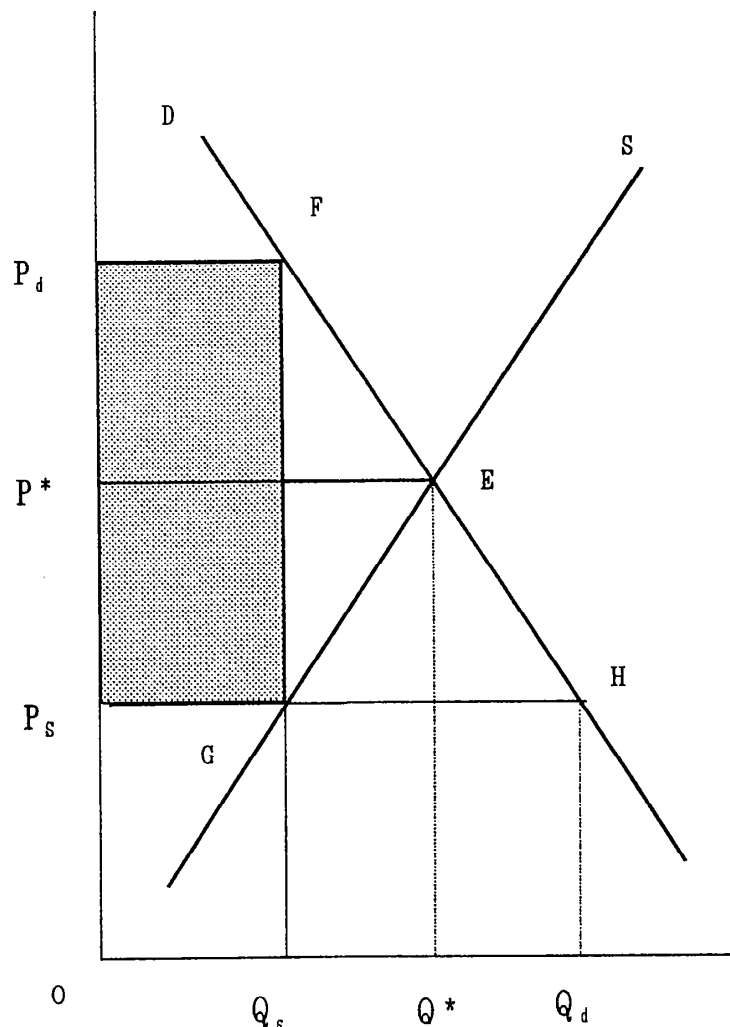
高等教育市場の不均衡

それではこの第1図をご覧ください。日本の大学人である私たちは、いろんなことを当然だと思っているわけですが、そのなかでもっとも不思議なものが、受験競争だろうと思います。例えば、毎年八十万人ぐらいが大学を受験すると、そのうち六十万人ぐらいしか大学に合格しない。受験で不合格になった二十万人は、学力がないんだからしょうがない、と私たちはずっと思ってきたわけです。その一方で、私たちはどうも受験競争が過熱するのは好ましくない、とも考えてきたわけです。とくに東京などでは、なぜ子供を小学校の三年生から塾に通わせないといけないんだろうか、という疑問を抱いてきたわけです。しかし、この両者には論理的な因果関係があるわけです。そしてどちらも、日本の高等教育制度が市場原理を無視してきたところから発生しているわけです。

現在では、高校生にも需要と供給を教えるわけですが、需要曲線は右下がり、供給曲線は右上がりです。縦軸には価格が取られますが、これは消費者が払う価格や、生産者が受け取る価格です。それから水平軸にはこの市場で取り引きされる財あるいはサービスの量が計られます。そしてこうした市場では、需要曲線と供給曲線とが交わるところで取り引きが成立する。このような点を市場の均衡と呼びますが、価格は P^* 、取引量は Q^* となるわけです。この市場の均衡の特徴は何かと言いますと、この財やサービスをこの価格で欲しい人は皆、欲しいだけ買っている、それから売りたい人は皆、売りたいだけ売っている。つまり、需要者と供給者の間に量的な齟齬がないわけです。

しかし、わが国の高等教育

第1図 日本の高等教育市場



に関する限り、明治以来、恒常的に、需要の方が供給を上回ってきました。大学に入りたい人が入れないわけですから、この市場における資源配分が均衡点つまり需要曲線と供給曲線の交点で行われていないことは確かです。日本の状態はこの図で見るとどこなのでしょう。非常に誇張して描くと、 P_s から水平に伸ばしたところでマーケットが機能している。この価格では、大学に行きたいという人の数は PH ですが、これは行きたい人を大学が受け容れる人数 PG よりも大きい。つまり、超過需要 HG が存在する。それでは、なぜ超過需要が存在するのか。その直接の理由は、文部省が大学の定員を決めているからです。各大学は、新入生を何人受け容れるかを自由に決められるわけではなく、定員が決まっている。もちろん、それには教員の数であるとか、施設の大きさであるとか、一見すると、合理的な理由があるわけです。

しかし定員が決まっているというのは、量的な規制があるということです。このような量的な規制があれば、本来は、割り当てのための価格 (rationing price) が成立する。この量的規制の線を垂直に伸ばしたものが、需要曲線と交わる点を P_d としますと、この P_d が割り当て価格になるわけです。したがって P_d が生産者の懐に入っておかしくないのですが、実際には、大学の懐には P_s しか入っていない。つまり、消費者は P_d だけの価格を支払う用意があるのに、生産者である大学は P_s だけの価格しか受け取っていない。この状況がこれまで続いてきたわけです。それだからこそ、日本では、大学に入りたい人の数が実際に大学に入る人よりもかなり多かったわけです。もし、文部省がこれまで単に量的な規制をしてきただけなら、大学の授業料は P_d になっていたはずですが、ここではもう受験地獄は存在していないはずですが。大学に入りたい人は皆入っており、大学の授業料は非常に高いはずですが、したがって、現在の日本の高等教育制度は、単純に量的規制の結果ではないことは明らかです。

第二次大戦後、モノがない時代には、超過需要はほとんどすべての財について存在しました。しかし、もう戦後五十年以上も経った現在、日本では、高等教育以外の分野で、いまだに需要超過が残っている市場は存在しません。なぜ大学ではこういう状況がいまだに続いているのか。しかも大学の関係者が、そのことをあまり奇異に感じていない。この一点だけ取ってみても、日本の大学が世の中からかけ離れた制度であることが表われていると思います。もともと日本人すべてが、あまり奇異に感じていないことも事実です。外国、とくにアメリカから見ると、非常に不思議に見える。ただ、ここで一つだけお断りしておきますけれども、受験競争といっても、ミクロの競争とマクロの競争という二つの種類があるわけです。たとえば、アメリカでは、大学に入りたい人は皆入れるわけです。しかし、アメリカにもちゃんと受験競争がある。ハーバードとか M. I. T. とかプリンストンとかスタンフォードとか、そういうところに入りたい人は大変な努力をする。しかし、それにもかかわらず大学に入りたい人は基本的には全部入れる。つまりミクロの受験競争はあっても、マクロの受験競争はない。ところが日本はミクロの受験競争はもちろん、マクロの受

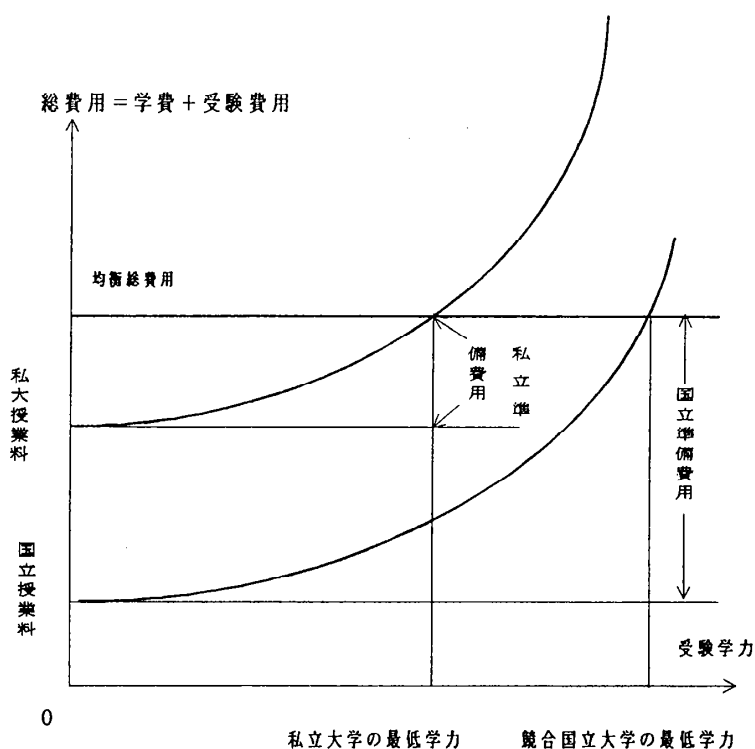
験競争もある。ここが違うわけです。

それではなぜこういうことが起きるのか。それからもう一つ、Pd と Ps の差額はどこに消えたのか。繰り返して言いますが、もし文部省が単に量的な規制をただけなら、この部分は大学の収入になるわけです。しかし大学は明らかにそれを得ていない。大学が得ている授業料が低すぎるために、なかなか大学の整備が進まなかった。そのために超過需要が存在してきた。それではこの差額はどこに行ったのか。これはまさに塾に支払われてきた。これが受験競争の軍資金として使われてきたわけです。消費者は、本来は、大学における教育のために使用すべき資源を、消費者が大学にたどり着く前に、受験競争で使い果たしてきたこととなります。

国立と私立の授業料格差と受験競争のコスト

なぜ、このようなことが起こったのか、それは大学教育の価格形成が国立大学という制度のために、きわめて歪められてきたためです。このことを表したのが次の第2図です。これも少しわかりづらいかもかもしれませんが、横軸には受験生の学力を測っています。縦軸にはコストを測っています。お子さんをお持ちの方はわかりだと思いますが、受験のための学力をつけようとする、コストがかかる。これだけの学力をつけようとする、これだけのコストがかかる、という受験学力の費用関数です。この費用関数の出発点を国立大学の授業料とします。まったく受験勉強をしないで国立大学に合格できれば、国立の授業料だけですむわけです。しかし、国立に合格するためには、かなりの受験勉強をする必要があるとすれば、横軸に必要な勉強の量だけとって、そこから垂直に伸ばした曲線上の点が、国立大学の教育のコストになります。それでは私立大学のコストはどう考えれば良いのでしょうか。私には、残念ながら広島大学と競合している私立大学が現実どこかは知りませんが、例えばこれが法政大学だとします。法政大学の授業料を広島大学の教育コストと比べてみますと、広

第2図 私立大学と国立大学の授業料格差と市場の均衡



島大学の教育コストと法政大学の授業料の差が法政大学の受験のためにかかる費用であることとなります。つまりこの図は、法政大学に入ってくる学生が、どのような受験準備をするかを示している。広島大学の入学する最低の受験学力をつけるためのコストに国立大学の授業料などの学費を加えた合計金額が、広島大学に進学するためのコストになる。他方、法政大学に進学するためには、法政大学に合格するための受験学力をつけるためのコストと、法政大学の学費の合計金額が必要です。もし両者が競合するのであれば、最終的にどちらの大学に進んでも同じコストがかかることになるはずですが、つまり、国立は授業料が安い。私立は授業料が高い。したがって、かなりのコストを受験競争に投入しても、まだお釣りが来る。さらに、勉強するための環境としては、国立は私立に比べると、はるかに恵まれている。したがって教育の質まで考えると、私立大学の教育コストは国立大学に比べ、授業料の格差よりもはるかに高いかもしれません。

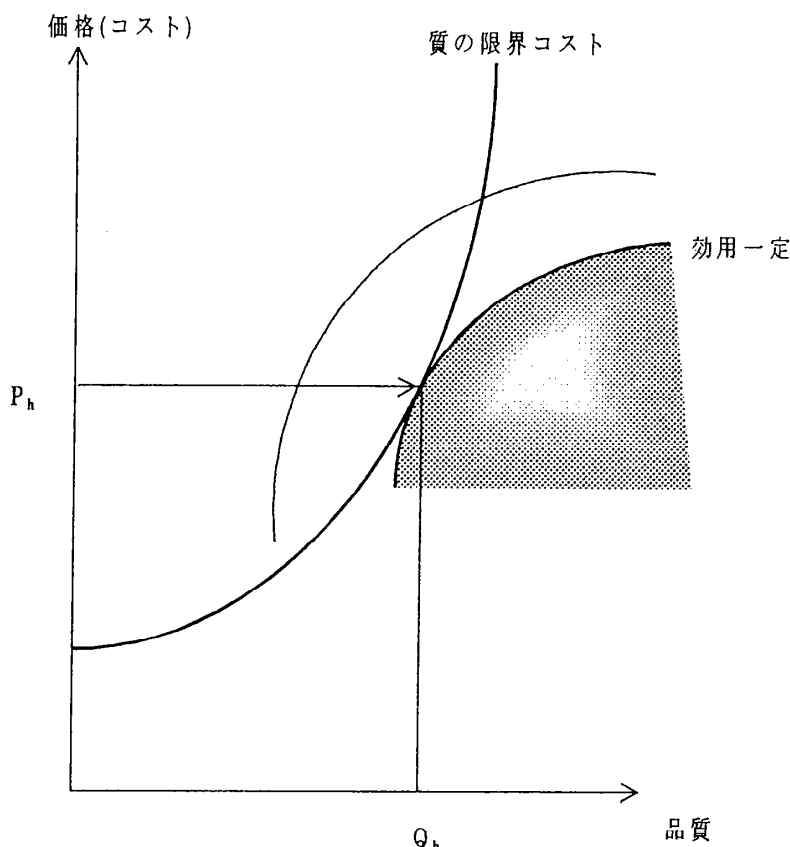
別の言い方をすれば、国立の難しいところに行こうと思うと学生はかなりの受験勉強をする必要がある。したがって、この図は一見、なぜ私立が易いかと、なぜ国立が難しいかを示しているわけです。別の見方をすれば、なぜ私立大学が授業料を上げられないか、ということも示しているわけです。特に昨今のように学生数がだんだん減ってくると、かつては難関であった国立大学にも入り易くなる。決まった数を国立大学がとると、受験者の全体の数が減っているわけですから、広島大学に入るのに昔ほど準備をしなくてもよくなる。すると国立の教育コストは低下する。その結果、私立の均衡の総費用が下がる。すると私立大学では、入ってくる学生の学力はさらに落ちる。場合によってはそれがこの図を飛び出してしまうかもしれない。この場合にはこの私立大学は広島大学とはもう競争できない。このように日本の国立と私立の混合大学システムでは、受験生が減ると、私立大学の経営がきびしい影響を受けることは避けられない。もし社会的に見て、国立大学が比較優位を持っており、高等教育を安い社会的費用で生産できるのであれば、私立大学が縮小していくことはべつに問題ないかもしれません。しかし、問題は、この格差は、単に補助金の格差だという点にあるわけです。私の経験から言えば、むしろ生産費が安いのは私立の方であることは間違いないと思います。

教育における質と価格

次に、教育を考える場合には、教育というサービスが非常に複雑なサービスであることを無視できない。教育は経験財だと言われたりします。教育というサービスにはいくつもの次元がある。単純な消費財であれば、その量が多いとか少ないとか、価格が高いとか低いとかで選択をすれば良いのですが、教育のように複雑なサービスについては、最低でも、品質の差を考慮して分析を進めなければならない。こういう財やサービスについての消費者の選択は、今までの理論ではあまり明快に説明されていないものですから、私が少し工夫して考えたのが第3図です。

この図の水平軸には教育の質を、垂直軸には教育のコストを測っています。社会的に見てもっとも効率よく、それぞれの品質のサービスを生産することができる生産者を集めると、効率的なフロンティアが得られます。これは収穫逓減の法則が働くため、右上がり、しかも二次関数のように右に行くほど、傾きが急になっていると考えられます。このフロンティアは、いわば理想的な状態ですから、ほとんどの大学とか組織はこのフロンティアよりも少し上にあるわけです。例えば二つの大学があつて、同じ授業料を学生から徴収しているが、一方の大学は他方の大学に比べると、質が高いとします。そうすると質

第3図 多様な質のサービスが共存する市場 2



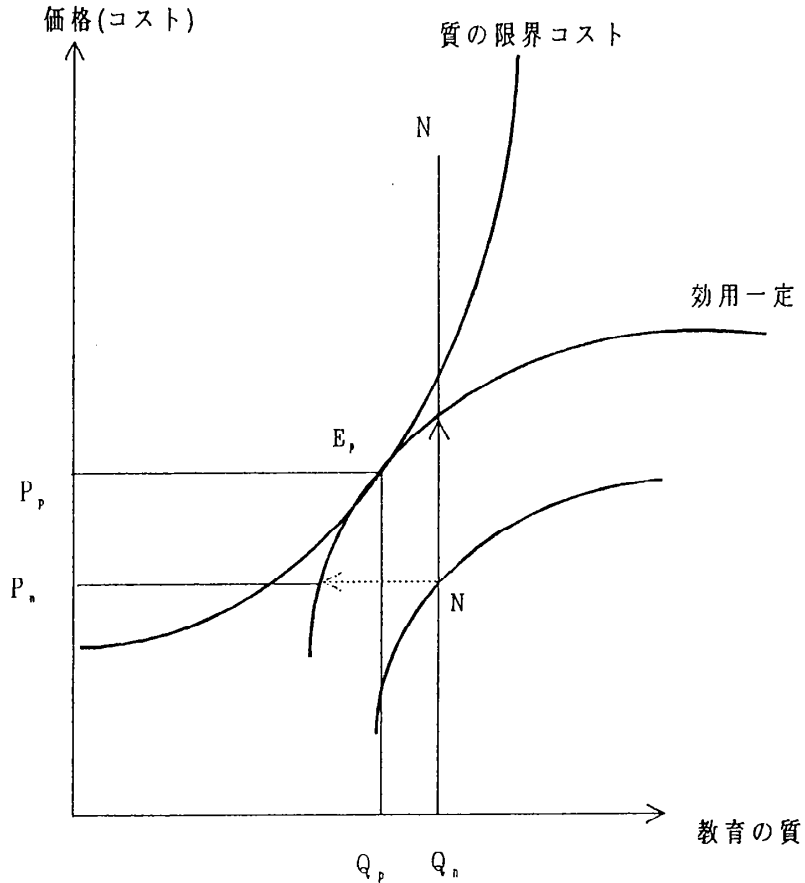
の低い大学の消費者は、質の高い大学の消費者に比べて、満足度は低い。すると質の低い大学では学生数が減ってくる。逆に、質の高い大学では学生が増えてくる。したがって、フロンティアより上にある大学では、たえず、フロンティアの上に向かって教育の質とコストを動かそうとしている。

この図の上に、消費者の無差別曲線を重ねあわせることにします。この無差別曲線の上のどの点でも、この消費者の満足度は一定になっています。この無差別曲線は何によって決まるのかというと、ある一定の品質の教育が、自分にとってどれだけの価値があるのかという満足度、つまり品質一単位の需要者価格と考えてもよいですし、あるいはシカゴ流にその教育の限界生産力だと考えてもよいと思います。この無差別曲線の傾きの違いは、それぞれの人の需要者価格の違いか、あるいは、教育の限界生産力の違いを反映していることとなります。世の中にはいろんな多様な能力の、多様な消費者がいるわけですから、そういう多様な消費者が、自分の好きな品質のところ、それぞれ住み分けをすると、い

うのがこの理論モデルの結論になるわけです。

第4図 機関補助と非効率性

それでは次の第4図をご覧ください。世間では、東京大学が学生を一人教育するのに、だいたい年間四百万ぐらいかかっていると言われています。しかし本当に東京大学の平均的な(より正確には限界的な)学生が、自分が受けている教育に四百万円の価値があると考えているのか、というところたぶん疑問だろうと思います。この図にはNという国立大学があって、そこではフロンティアに比べるとかなり高いコストがかかっている。しかしNには大きな補助金が出ているために、学生が負担している授業料は非常に低く抑えられ



ている。これに対してある私立大学がフロンティア上の点 E_p にあるとします。私立大学の教育コストは学生の授業料等に全面的に反映されますから、受験生は効率的な私立大学を選択するよりも、Nを選ぶ方がはるかに有利です。もちろん受験は競争ですから、Nに行きたい人が皆入れるわけではありません。たぶん学力の高い人しか入れない。しかし入れるだけの高い学力の持ち主にとっては、Nの方がコストが安いことによって、得られる効用は高いわけです。

しかし有効な競争相手がいないため、Nは教育の質を向上する以外のことに資源を配分し続ける。このため長期的にはNの教育の質は次第に低下を続ける可能性がある。どこまで質が落ちていくのでしょうか。それは国立と私立の教育の質が逆転して、私立大学が、コスト面で不利を、質の面での優位でカバーできるようになるまでです。もう一つの可能性は、さっき見たような受験競争が起きる可能性です。受験競争が始まるために皆猛烈に投資を始める。国立の授業料は安いけれども結果的にはかなり投資をしないと入れないために、国立のコストが上昇して、私立との均衡が成立する、というのがもう一つシナリオ

です。どちらも経済学から言えば非効率です。どちらも本来のマーケットメカニズムから言えば最適ではないわけです。このように競争条件を均等にしない機関補助という資源配分のメカニズムは、廃止すべきだと思います。

日本的雇用と大学の役割

このような日本の大学のありかたは、歴史的には、それなりの合理性があったとされています。日本経済、あるいは日本の企業、あるいは日本の社会において、必要とされている人材という観点からすると、このような日本の大学で生産される人材は、それほどかけ離れてはいなかった。その最大の理由は、日本の労働市場では流動性がなかったことだったと思います。特に大企業では、終身雇用とさえ言われるような超長期の雇用契約が一般的だったわけです。同じことを別の言い方をすれば、これは技術系の先生がおっしゃっていることですが、日本の企業はこれまで企業ごとに違う技術を追求してきた。その結果、企業間で、あるいは産業レベルで共通のベースがあまりなかった。

しかしこのどちらもかなり変わってきています。もし企業の技術が個別に違う、あるいは企業もいったん雇ったらなかなかクビにできない、という場合に企業がどういう人材を求めるかと考えてみると、非常にリスク回避的な行動をとるだろうと考えられます。まず技術面では、企業が個別の技術を追求している間は、大学で教えることはほんのイントロダクトリーなところだけ、ということになるでしょう。技術の中核的な部分は、企業に就職してから On the job training の中で、さまざまな職種のローテーションを通じて、学んでいくことになるわけです。

しかし、そこが最近変わってきている。私はその大きな理由は、やはり日本の企業がグローバルな展開を迫られた、ということにあると思います。例えばマツダであってもアメリカに出て行って車を造らないと企業が存続できない、あるいはこれだけ為替が大きく変動する中であって、日本の中だけで車を造っていたり、部品を国内だけで全部調達すると、非常に大きなリスクを抱えることになる。リスクをヘッジするためにもっとも有効なのは何か、というとそれはリスクを分散することです。地域的に分散しなければならない。しかし、自分ではじめから全部造るということは非常にコストがかかります。あるものをできるだけ上手に利用するということにならざるを得ない。そうすると自分の方も説明をしないとイケない。それから、自分の方もある種のインダストリーのスタンダード、デファクトスタンダードに合わせていかないと、きわめてコスト高になる。このために共通の技術的な基盤を受け入れる素地が日本の企業にもだいぶ出てきた。

それからもう一つは、労働市場で、とくにホワイトカラーのマーケットでは(技術者もふくめて)、超長期の雇用を保証することが不可能になってきた。かつての終身雇用制度は、労働経済学者は強制預金の制度だと言います。つまり若い時は生産性が高いが、少ない賃金しかもらえない。これは、企業に対して積み立て金をしているのと同じだというわ

けです。しかし中年以降になると労働者の生産性は落ちてくる。しかし、賃金はそれを上回ってもらえる。それはちょうど若い時の貯金を払い戻してもらってるんだ、という説明になるわけです。しかし、この制度のクレッディビリティは最近非常に低下してきている。それは中高年のところで首を切らなければ企業がやっていけなくなりつつあるからです。これがもし本当の預金だったら、デフォルトとして大変な問題になるところです。労働経済学者が何と言っても、終身雇用は「預金」ではなかったこととなります。いずれにしても、企業には超長期の契約を守る能力があるという証拠はきわめて薄弱になってきている。このため分野によっては流動性は非常に高くなってきている。また流動性を高めるような客観的な条件も整いつつある。しだいに各社の技術が収斂してくれば、ある種の技能を持ってきた人の市場性あるいは流動性は高くなる。それに拍車をかけているのが情報処理技術です。ほとんどの企業で同じやりかたで情報処理を行っている。したがって、同じスキルがあればどここの会社でも、同じ仕事ができる。やはりここにも基盤技術がある。したがって、高等教育に対する需要の内容も、このような基盤技術の学習にウェイトが移ってくることになるだろうと思います。

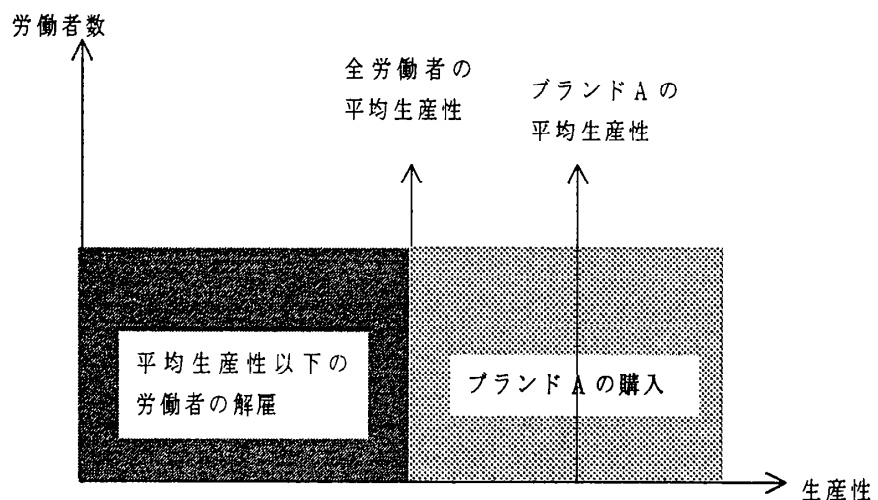
スクリーニングと労働市場の変化

それでは、一番最後の第5図をご覧ください。これは私の得意な絵で、学部の授業でもよく描くものです。今、労働者の能力が、ここからここまで、0から1までということ、あるいは何か下限からある上限まで一様に分布しているという具合に考えてみます。もちろん、この分布はきれいな正規分布でもかまいません。一様分布がもっとも単純なのでこういう仮定をしているだけです。いま、ある大学は、入学試験によって平均0.6以上の生産性をもった人を選

び出すことができますとします。そうしますとこの大学の卒業生の平均生産性は0.6と1.0の中間の0.8になります。したがって、この大学の卒業生は一般の平均賃金の0.5に比べると0.3も高い0.8を受け取ることができるかもしれません。

このようなことが

第5図 高等教育のスクリーニング機能



起こるための条件として必要なのは、あらかじめ誰が生産性が高いか低いか会社には分からないということと、そしていったん雇った労働者は解雇できない、という二つのことです。このような世界では大学のブランドの市場価値がかなりあることになります。労働者としては、自分で自分の生産性を証明できないために、この大学のブランドを買うほかはありません。もし入学試験などのために、コストが必要であれば、それだけブランドの市場価値は落ちるわけですが、いずれにしてもかなりの市場価値が残ることはまちがいないでしょう。

しかし、労働市場が流動化してくるとどうなるのでしょうか。企業にとって人を雇うことがもっと単純になるわけです。とにかく雇ってみる、働かせてみる、それで駄目だったら解雇する。生産性が賃金以下の労働者は、全員、解雇できれば問題はすべて解決できてしまう。すると、この大学ブランドは、もう必要なくなるわけです。もちろん首を切るあるいは解雇をするということは最後の手段です。もちろん現実には、解雇するといろんな問題が出てきますから、そう簡単にはできないかもしれません。しかし、労働が流動化した社会では、終身雇用が前提になっているか、あるいは雇用の継続、無期限の継続をすることが前提になっている社会に比べれば、はるかに大学ブランドの持つ価値は低下するわけです。したがって、企業はもうあまり大学のスクリーニング機能にお金を払いたくないということになってきます。

そのような社会では、大学に対して何が求められるのでしょうか。私は、学生に基盤技術を教育することが求められると思います。つまり、オーソドックスな人的な資本を供給することを求められる。労働の生産性を本源的に引き上げるような教育をすることを求められる。しかし、そのためには何が必要か。現在のように複雑で、しかも変化が速い社会において、それが何かを大学だけで決めようとしてもうまくいかないと思います。何が自分にとって必要かを決める主体は、そのためのコストを負担する消費者、つまり学生でなくてはなりません。大学にとって必要なのは、消費者の求めるものを、消費者の求めるようなやり方で、求められるだけ十分に供給することになります。

それからレジюмеには「先端性」と書いてあります。現在の日本の大学で通用している、十年前の、手垢の着いたような技術に対して、企業はほとんど評価をしてくれません。ですから学生だって、ほんとうはお金を払いたくないと思います。これからは、企業が即戦力になるからお金を払ってくれ、学生はそのための投資をするわけです。したがって、大学も最先端(state of art)の技術をフォローしていく必要がある。私は、この辺についてはこれまで十分の認識が少し甘かったと反省しています。日本では、大学だからそこまではやれないとか、大学だから設備がそこまで整備できない、ということがあたりまえのこととして主張されてきた。私自身もずっとそのような考え方に慣らされてきたと思います。先端性というところで私は、今年の夏、ハーバード大学のケネディ・スクールで開かれた会議に出させていただいて、そこに来ているアメリカのいろんな大学の経営者たちが、そ

それぞれの大学における技術開発をどう考えているかに興味があったので、大学の研究設備の整備の目標をどこにおくのかについて、個人的に質問してまわりました。私の個人的な予想では、大学というのは企業と違って直接、お金儲けをできないわけですから、大学にある設備が、一流の企業や企業の研究所にある設備より、少くらいグレードが低くても仕方ない、と言うだろうなと思っていました。しかし、まったくそういう答えは返ってきませんでした。すべての人が、最先端のものを入れられない限りは大学での技術開発、あるいはその技術開発の主体としての役割、あるいはそのための人材を供給する組織としての役割は果たせない、と言っていました。今のアメリカ経済が絶好調ですから、そういう建前の答えが返ってきたのかもしれませんが。しかし、それにしても、やはり日本の大学があまりに今まで、こういう自己規制をしすぎてきたのではないのでしょうか。その結果、とくに新しい研究領域では、日本の科学技術は決定的な遅れをとってしまった、とさえ言えるのかもしれませんが。明治時代のように、大学が最先端の技術や設備や人材を整備しなければ、日本経済は活性化しないということです。

それからもう一つは「機動性」と書いてあります。つまりマーケットは始終変わるものです。その始終変わるマーケットの動きにすべて対応することは不可能です。そんなことは誰もできない。しかし、マーケットの変化を見極めて、その重要なものにすばやく対応する力は必要です。例えば、電子工学の技術者は今までは非常にたくさん売れたけれども、もうこれからは例えばバイオの時代だということになると、教員の数も、設備の整備も、学生の数も、そこは切り替えていかないといけない。あるいは長期的に見て、どういう分野の技術や技術者の需要があるのか、先見性を持ってギャンブルしていかないといけないということになろうと思います。

そうしますとその次の「分権性」が非常に重要になってくるわけです。これは何かと言うと中央集権では危険すぎるということです。つまり、大学の定員枠というのは、文部省が、いろんなことを考えてコントロールしているわけですね。あれではやっぱり駄目だということです。これは例えば全国に大学の数がいくつあるか私は正確に憶えていませんが、例えば千あれば、千の大学がすべて独立にギャンブルをする。そのことによって、日本全体としては、危険分散ができているということになるわけです。ギャンブルするためには、うまくすれば市場全部を飲み込むぐらいの経営能力、あるいは先見性が求められるのだろうと思います。

それから最後にはやはり競争原理が機能しなければなりません。これは、非効率な大学は退出していく、効率的な大学は勝ち残る、しかし、勝ち残ったからといって次の日はもうわからない。効率的であり続けるために、あるいはあり続ける限りは勝ち残っていくということだろうと思います。

そもそも、大学に対する現在の文部省のさまざまな規制は本当に必要なものでしょうか。今日はデータを持ってまいりませんでした。私は今、工学部のすべての学科の定員や教

員の配置について細かに調べています。東京大学工学部をはじめ、旧帝大の工学部について調べてみますと、例えば1972、3年から84年ぐらいまでは、すべての学科の定員はほとんど動いていないことに驚かされます。この期間は日本経済にとって激動の時期でした。日本経済は71年のニクソンショックのあと、73年のオイルショック、その後のスタグフレーションにより、産業構造が非常に大きな変化をとげた。その間、東京大学の工学部の定員は、ほとんどすべての学科について、見事にコンスタントであったわけです。吉川先生がどうおっしゃるかわかりませんが、それは東京大学としてそうしたかったからしたわけではないと思います。東京大学といえども、この間、定員を動かすという意味決定ができなかった。なぜできないか。それはやはり国に頼っていたからだと思います。

その後は、工学部の学部定員を見て、もっとも急速に増えているのは私立大学です。修士であるとか、博士であるとかを見ても、その傾向が目立ちます。もちろん国立も増えていますが、それでも地方国立のほうが旧帝大よりもはるかに速い速度で、増えています。こうした現象には、私たちが真剣に考えないといけないことを含んでいると思います。まず大学もマーケットに対応していかないといけない。マーケットに対応するというのは、拡張すべき分野の学生数や教員数を思い切って増やさなければならない。それは同時に、資本市場からお金を借りるということです。したがって、市場に対応するためには、大学も資本市場から資金を調達する能力を持っていなければならない。この資金調達の能力がなければ、必要なタイミングで、必要な量的な転換をはかることができない。しかし、国の予算に頼っていたり、あるいは国の規制に縛られていると、このような機動的な転換ができない。それでは私立大学はどうでしょうか。残念ながら、現状では、私立も似たようなものです。規制で守られている限りはつぶれない、今まではつぶれないと私立大学の教員のほとんど全員が思っていたわけです。

これからも急激に学生が減っていくことは、これまでの大学の経営のしかたはもう続けられない、という意味では、日本の大学が自分を変えていく非常に大きなチャンスだと思います。今まで日本の大学は、入学試験のスクリーニング機能に頼った経営を続けてきた。自分の大学の偏差値がいくらだから、というところで勝負をしてきた。それがもうできなくなってくる。やはりこれからは、平たく言うと付加価値ですか、付加価値で勝負をしていかないといけない。そうするといろいろな問題が出てくる。今のままではあまりにいろいろな問題が出すぎる。で、放っておくと何が起こるかという、私は私立大学ですからよくわかるんですけども、文部省助けてくれという大合唱が起こるだろうと思います。新設学部は一切認めるなど、もう大変な要するに規制、規制、規制ということをむしろ要求する、そういう声が強くなるだろうと思いますね。それはある意味で言うと、日本の将来にとってかなり危険なことである、あるいはほぼ自殺行為に近い。で、日本の教育全体が駄目になると、そうするとこういうグローバル化の時代ですからやはり違う別のものが生まれてくる、どこか、どういう形かというのはわかりませんが。規制のかからないと

ころあるいは規制の及ばないところ、そういうところで、市場原理によって新しいサービスが生まれてくるのかもしれませんが。いずれにしてもそういうことはやっぱり起こしてはならない。大学がここでもう違う時代に入っているということを認識して、それでもっとこう積極果敢と言うんですかね、むしろ市場原理を飲み込むぐらいの起業家精神を発揮しているんなりオーガナイズーションというのをやっていく最後のチャンスではないかという具合に思います。以上です。

高等教育と学術経営

吉川 弘之 (放送大学)

吉川です、よろしくお願いいいたします。

今、市場原理には問題があるという立場だということをご紹介いただきましたけれども、私はもともと製造学というようなことをやっております、企業の造った製品が市場で売れるか売れないかということを中心にやっていたものですから、市場原理は大好きなんです。しかし大学という立場に立って、中から見ると、果たしてその市場原理というのが作動するのだろうかということについては、これはなかなか難しいような気がします。もちろん、なぜ難しいのかということにつきましては、これからいろいろお話ししなければならないですけども。

現象的に見ますと、我々はその店へ行って物を買うという市場原理の根幹となる現実的な行為と対応すべきものは、やっぱり学生がどの大学を選ぶかという行為になるんですけども、そこではあまりに情報が少ないですね。大学が自分にとってどういう意味を持つのか、18歳という年齢で大学を選ぶ時に、あるいはもっと前に決める場合もありますが、まだ非常に若くて、自分の能力についても不確定であり、自分が将来何になりたいかも不確定であって、最適なものを選ぶという行為がきわめて難しい。そうすると、大学に入るまでの成績すなわち偏差値というもので見てある大学を選んでしまう。その偏差値という非常に限られた選択原理によってしか行なわれていないということなんです。

今日はお話しませんが実は、市場原理というのは、一種の進化論で言えばですね、まさに動物のやっているナチュラルセレクション、すなわちセレクションだということだと思えます。このセレクションというのは、何か新しいものが出てきてそれが環境にさらされ、それがまた再び次の新しい環境に入っていく、そしてこのことを制御するという構造ですよ。その系は、大量の情報がまわっている時にきわめて安定になるということが、これは数学的にも明らかなんですけども、そういった意味での系の安定性というのが、たぶん大学が提供する教育というものとそれを選択する若者との間でうまく成立していないんじゃないかという気がするんです。ですから私は、いわゆるこの選択機構と言いましょるか、あるいは進化論でもいいんですけども、その進化的過程を安定的に作るためには、いったい大学は何をしなければいけないのか、その答えが実は学術経営論であると、こういうような話をしてみたいと思います。

抽象論はともかく、現実には何が起きているのかということ、これは私がいろんなところで申し上げていますが、現在という状況は、たぶん教育の量が、高等教育の量というの

が非常に大きくなっていきっているということに特徴があると思います。すなわち、時代を特徴づける言葉があるとすれば、それは複雑化ということだと思うんです。いろんなものが複雑化している。例えば、政治、経済、あるいは制度や国際関係といったようないわゆるソフト的な世界におきましても、あるいは工業技術や医療技術や農業技術といった技術という世界においても、我々人類は非常に大きな知見を蓄えてしまったわけです。そして、その知見によって、その知識を獲得することによって、社会全体というものが運営されていく。国際関係を含めて、うまく運用されていく。その状況の中で、たぶん膨大な知識が作動しているんじゃないかというふうに思います。そうすると、いわばその膨大な知識によってかろうじてもっている現在の社会というのを今後もずっと続けていくためには、やはりその膨大な知識を次の世代に全部教えなくてははいけません。もし教育が完全になくなったら、教育で完全には教えられなくなったら、次の世代のほうが少ない知識しか持たなくなってしまう。そうなった時に人類は滅びるでしょう、やや刺激的な言い方ですが。人類の滅び方はいっぱいあると思うんです。生物学的に滅びる、あるいは星として終わりが来れば人類も滅びる。いろんな滅び方があるんですけども、一つの可能な滅び方としては、現世代よりも次世代のほう知識が減っていく。こういうふうになると、人類というものがこの地上で栄えた根拠であるこの「知恵」というものが減衰していくわけですから、これはたぶん何者かに滅ぼされてしまうでしょう。教育というのはそういったものを負っていて、難しいのは現在、教育の限界というのが出てきているのではないかと。これは日々感じるわけですがけれども、要するに学生に十分教えられなくなった。大学がレジャーランドになってしまったと言われます。そこでは教育が悪いんだとか学生が悪いんだとか、いろんな問題が指摘されておりますけれども、それはともかく、今非常に教育がしにくくなっていることは確かです。我々は教育ということについてずいぶん危機的な状況にあるんだということを考えないといけないんじゃないかというのが、私の全体的、直観的な考え方です。

さて、それではそういうものを突破していくにはどうするのか、ということです。どこを制御すればそういうことを回避することができ、いわば安定的な教育体系というものを作っていくことができるのかということでもあります。それがなければ、ここで申し上げたような現実の学生がいい大学を選ぶというようなこと、これもまた一種の循環系なんですけれども、そういったことはできるはずがないので、そういったことでいろんな重なっている問題が現代、社会と教育を取り巻いて起こっているという気がいたします。では、どうしてこんなに複雑になってしまったのだろうか。もう少し単純なことを簡単に教えていれば、次世代も非常に歴史的に蓄積した知識を十分に使って、人間がいわばインテリジェントに行動できるのに、知識がこんなに複雑化しちゃったのはなぜか。ここに一つの問題があります。それをこれから分析してみようというわけですが、いわば複雑化した、あるいは教育しなければならぬ量が増えてしまったというのは、一つ一つの知識の深さが非

常に深くなってきたと同時に、その知識の領域が非常に多様になってきたということであるわけです。

こういったように、一つの領域の水準とその領域数というのがともに増大している、実感としてはそうです。いろんな新しい学問領域というのが次々と増えているし、一つ一つの学問領域を見ると、次々と研究が進められていて、いわば立体的に量が増えてきているというような状況になります。それもまた、ある意味では非常に好ましい意味で応用され、それが社会の実際の問題として応用されているわけですから、どんどんよくなっていくわけですね。これはいわば豊かさを求めるということで、環境を人工化しているわけですから、私はこれを人工物の増大と言っているんですが、つまり、自然環境を人工物という物理的な存在に変えると同時に、何となく人間が生まれながらに持っているような制度というものをごんごん人工化してきたということです。それはもちろん戦争をしないため、平和を守るために必要であるわけですが、あるいは経済を上手に運営するために、人工的ないろんな制度を導入して、結果としては安全で豊かで、この快適な環境というものを作ってきたわけですね。その背後にはやはり、いろいろな知識の領域とか、知識の深さが存在しているという状況があると思います。

実は非常に根元的な高等教育の問題というものを考える時には、学問の状況というものを考える必要がある。今申し上げたように、高等教育の基本というのは、やっぱり学問として領域づけられた、あるいは体系化されたものを世代を通じて伝えていくという行為に他ならない。もちろんそれは、歴史的に蓄積されたものだけではなくて、大学もまた新しい体系をごんごん作っているわけであり、また各領域の深さをごんごん掘り下げているわけですから、ある意味、リアルタイムで知識を作りながら教えるという行為も含めて、そういったものを増やしていくということです。いずれにしても、高等教育というのは学問ということと無関係ではないというわけですね。

大学改革ということが非常に言われているのですが、結論的に申し上げますと、この大学改革というのは実は、学問の改革なんです。学問の改革から乖離したような改革はいくらやっても、たぶんうまくいかないんじゃないかというふうに私自身は思っております。したがって、学術経営という今日の言葉も、実はこれは、学問をどういうふうの一つ一つの大学が捉え、計画していくかということと非常に深い関係があるというふうに考えたいと思うのです。

ご専門の方にはつまらない話をこれからするわけですが、ごく簡単にまとめてみると、学問というのには領域がある、これは当然です。文科があり理科があり、理科の中にもたくさんある。しかしよく考えてみると、これからは理科系だけの話をするわけですが、例えばギリシャの時代には自然哲学者というのがいて、これは自然を一つの原理で、唯一の原理で理解しようとしたわけですね。現代でも哲学者というのはたぶん、哲学者一人一人のご自身の原理で、世界をすべて分かることを自らに義務づけている偉い方だと思うんです。

が、いずれにしても、そういうのは、ギリシアの昔からあったわけで、デモクリトスなどは、要するに万物は粒子からできている、その粒子が元素だと言ったわけです。元素というのからできているんだと言ったわけです。そして、その元素の中には、水とか土とか大気とか空気、そして魂があるというようなことを言ったわけですから、生き物も自然現象も目の前にあるいろんな現象も、全部一気に説明してしてしまうという理論体系というものを彼は提案している。これが自然を理解する方法だと、こう言っていたわけです。

ところが長い中世を経て、そして近代の科学というのが起こった時に、近代科学の父と言われるニュートンは何をやったかと言うと、これはまあわかりやすい一つの命題みたいな話なんですけれども、要するにあの時代の、ルネッサンスというか古典の復興という意味でやっていた仕事というのは、皆がギリシアの正統な継承者というのを自任していたわけで、もちろんニュートンも例外ではないわけです。したがって自分を自然哲学者と称していた。これは、ニュートンの伝記というのを読みますと、そういうふうに称していたことが分かる。しかしながら彼はデモクリトスと同じようにいっきにすべてのものを説明しようとはしなかった。非常に有名な、自然を支配している真理というものを、力学原理ということで説明しようとした。これはニュートンのプリンキピアという本でありますけれども、自然の一つの法則としての力学原理を説明した。彼は力学原理で自然を全部説明したと言っているんだけど、このプリンキピアという本を読みますとすぐにわかりますように、実は、そこで扱っているのは天体の運動と地上の物体の運動だけです。すなわち、天体、星とリング、これだけを一つのコレクションとして集め、それ以外のはみんな排除した。彼は光についても非常に興味を持っていたんですけども、あの力学的原理の本の中には光のことは一切触れられていません。しかも生き物なんてのは一切入ってこない。すなわちニュートンという人は、非常に偉大だったんですけども、彼は力学という一つの領域を作った。これは非常に勇気がいったわけです。自分は一種のローカルな説明者になってしまうわけです。ですから、ギリシアの本命からすれば、ある意味では非常に矮小な説明者です。しかし、もちろんそうやって光を排除したがゆえに彼は、立派な、定量的な一つの方程式として世界を理解することができたわけです。しかしもちろん光とか生物は入ってこないわけです。しかし、ニュートンが偉大だったのはそれだけではなくて、そういう形で一つのコレクションというか、自分が対象とするものを限定したことによって非常に精緻な理論、明快な理論というものを作ることができた。これが彼の力学です。しかも驚くべきことに彼の力学は、三つの原理という法則、ニュートンの三法則という法則を持っていて、これはご存じのように、力を加えない物体は等速直進運動をする、加えれば加速度が生じる、何か物体を押せば反作用の力が働くと、これだけです。この三つだけで星もリングも全部説明してしまう。

ですから彼は領域を作っただけではなくて、こういう偉大な学問的な体系というその領域において非常に簡単な法則とその演繹体系としての理論を作るといって、この方法論を発

明したわけです。彼の偉大だったことは、実は彼はそれで終わったのではなくて、次に光の本を書き、さらに物質の本を書いた。こういうわけですから、たぶん彼の計画は、二つのプログラムを持っていたんでしょ。一つのプログラムはそうやって領域に分けて精緻な理論、定量的な理論を作る。そして第二のプログラムというのは、それをいくつか重ねていけばギリシア哲学者と同じように全世界を説明することができる。こういう二つに分けてやったっていうのが、彼の哲学者としての一つの大きなトライアルというか、実験的な提案だったと思うわけでありませう。これは大成功したわけです。

しかし、それから後の世の人たちは何をしたかというのと、そのやり方、つまり領域を限定する、これを私はコレクションと言いましたが、コレクションをし、そのコレクションの中でいわゆる法則と演繹体系を作って、そのコレクションしたものだけを説明するというこのやり方があまりにも有効であったために、ほとんどの学問は、少なくとも理科系や工学系では、学問は皆この形になっちゃったわけです。工学のことは、思い浮かべればすぐ分かりますけれども、材料力学、流体力学皆そうです。材料力学というのは、要するに材料の強さということだけを問題にして体系を作る。法則は何かというのと、これはフックの法則です。フックっていうのはニュートンと同じ時代に生きていた物理学者ですが、要するにバネの法則です。あれだけで材料力学全体を作ってしまうということです。流体力学も圧縮の法則だけでいくというわけです。建築学はどうかということになると、建築学は非常に美術的というか美学的なんでなかなかそうきれいにはいかないんですが、しかしよく見ると、この建築学の教え方も同じことをやっているんです。それは住むという一つのコレクションをします。住むことに関係しないものは一切排除しちゃうわけです。建築学で自動車を扱うということはありません、建築学では家だけ扱う。そうしておいて住むということに関するパラメータを皆寄せ集めてくるんです。そうして、法則は何かというのと、それは、実は有名な建築です。誰その建築、ライトの建築、ガウディの建築と、こういうようにいくつかの典型的な、あるいはもっと古く、歴史的に言ってゴシックがあり、ローマンがある、こういう非常に限定された様式あるいは限定された有名な建築ってものをいくつかおいて、それ以後の建築をすべてその合成というか演繹体系として説明しようとする、少なくとも講義の形態を見るとそうなっているんです。ですから、ニュートンの偉大さというのは、領域を限定するというのと、こういった法則演繹体系という二つのやり方を見事に学問の世界に定着させてしまったということなのです。では今申し上げたことは何だったのかと言うと、実はニュートンが、領域というものが無限に生まれてくる可能性というものを作ってしまったということです。新しい問題が起きる度にそれに対して何か新しい学問が生まれてくる。生物を扱おうとすれば生物学になる。生物の中の細菌を扱おうとすれば細菌学になる。細菌の中のもっと特殊な何とか細菌というのを扱おうとすれば、しかもその細菌の独特の細胞の一つの部分をとるなんてことになれば、そういう学問が出てくるということで、次々と新しい領域を作ってしまう。東大工学部には二十三

の学科があるんですけども、いまだに依然として二十三に分かれているんです。よく見るとなんか皆似てるんですけども、皆こう自分の村というか、そういうものを作っちゃってしまっていて、同じ機械工学がついても、何とか機械、何とか機械なんて四つも東大にあるんです。一緒にしたらいいんじゃないかと思うんですけども、できちゃうともう絶対に一緒にならない。さて問題はそこにあるんですが、領域ができたらもはや一緒にならないのかというわけです。これはそうではないので、実は物理学の方では、ニュートンは二つのプログラムを持っていました。ニュートンは分けましたけどもそれをいずれ合体したいというプログラムを持っていたんです。しかし彼の有限の生涯の中では、それができなかつたんです。例えば物質と光というものは実は、物質の非常に高速な運動という概念の中でアインシュタインが一つの共通の理論を作ってしまったと考えられないこともありません。したがって、二百年を待ってニュートンの第二のプログラムの第一号が実現したということになります。ですから、ある意味では学問全体としてはそういうふうに次々と領域に分けておくんですけども、いずれは合体していく。生物学もたぶん似ているのでしよう。生物学というのは物理学とはまったく関係のない一種の分類学として発達しながら、現在は遺伝子の分子論というような形でうまく説明できるようになっています。まだごく一部しか説明できていませんけれども、かなり説明できるようになったということは、そういった合体ということが起こっているわけです。ところが工学の世界では起こっていない。おそらく多くの社会科学の分野でもまだこのプロレフィレーションというんですか、領域増殖時代であって、それらの領域がどんどん合体すること、統一理論なんていうものが生まれてくることは——統一理論なんて言うと宗教的なイメージさえ浮かびますけれども——まだ科学とは認められない時代なんだと思うんです。そういったことで、実際にはいろんな領域がどんどん細分化してきてしまったということに問題があります。現在というのは、この細分化ということがいろんな問題を起こしているわけです。もちろん細分化というのは、今申し上げましたように、非常に整合的な理論ができるということです。またもう一つ、細分化した領域の中で専門家を教育すると、その教育が非常に効率的になるということももちろん背景にしているわけです。

ここで先ほど言った大学改革と学問というのを申し上げたいのですが、おそらく現在の大学の組織というのは、この学問の構造に依拠してできているわけです。大学というのは、総合大学では全学問領域をカバーするということを言っていて、そこには学部があり、各学部には学科があり、さらに学科の中には講座があつてさらに細分化している。東京大学の中には何百という講座がありますけれども、その一つ一つが学問領域を持っているような感じになっているわけですから、非常に多様になっています。しかも今申し上げたように、大学の組織には少なくとも講座というものがあり、最近では中講座、大講座というような考え方が出てきていますけれども、いずれにしてもそれは一つの学問構造に対応した組織なんです。

もう一つ申し上げれば、細分化した領域における整合的な説明力というのは実は、新しい知見を研究によって獲得するという面でもきわめて大きな有効性を持っていたということだと思われまます。物理学を学ぶ、例えば素粒子を学ぶ、例えば若い者が素粒子の学問を学べば、素粒子についての新しい理論を展開することができるようになっていくわけですが、素粒子を勉強する、素粒子の新しい定理を発見するためには、経済学を学ばなければならぬなんていうことは決してありません、他の分野もない。まあ素粒子というのは若干大きなお金がかかりますから、ある程度の経済的な知識が必要であるにしろ、それは学問とは違う意味で、お金稼ぎが上手じゃないと物理学にならないなんていう状況はありますが、それは違う話で、要するに素粒子論をやれば素粒子の問題が解ける、経済学を学べば経済学の新しい理論が提案できるというふうになっているわけですが、お互いが独立でよくなっちゃったわけです。そして、これはある意味では知識の増加率といたしましうか、増加の生産性というのをきわめて大きいものにした。これもニュートンのおかげだと思えますけれども、領域化というのが知識生産の生産性をきわめて大きいものにしてしまったということが、おそらく十九世紀以降、特に二十世紀に至って、非常に膨大ないわば科学的な知識とか、広い意味でのサイエンス、もちろん社会科学、人文科学も含めてですけれども、そういったものの知識が急速に増えたことの一つの大きな理由になっているわけです。

この点につきましてはあまり細かくご説明している暇はありませんけれども、現在の人類が抱えている最大の問題である環境問題というのは、たぶんこの学問の細分化、領域化ということと無関係ではない、これが私の非常に強い実感であるわけです。それはなぜかという、私は特に工学の世界ですから、現在の例えば地球の温暖化の問題であるとか廃棄物処理の問題であるとかいろんな問題がありますけれども、それは、人間の行為によって地球の環境というものが影響を受けるということです。もちろん CO₂の温室効果、いろんな温室効果によって、地球の温暖化が起こるといのはまだ仮説に過ぎませんけれども、たぶんほとんどそうだとすることでこの CO₂の排出量を減らそうという国際条約ができてくるぐらいになっているわけです。問題は、その CO₂というものの、これは人工環境と呼んだ方がいいと私は思うんですが、人工的なあるいは人為的な行為が原因で環境問題が変わってしまったということなんです。この問題だけを取り上げてみますと、実はその人為的な行為というのが個々ばらばらに、すなわち領域ごとに行われたということが、たぶん我々が環境問題の異変というもの、その破壊状況というものを予測することができなかった原因であり、あるいは気がつくことに非常に遅れてしまったことの原因であり、さらにそれをどうやってレメディというか、治していくかということについてなかなか有効な手段が得られないということの原因だと思ふんです。これは、知識が領域化している、すなわち専門教育を通じて人々が非常に専門化している、すなわち専門領域の中でしか考えない人々しかいなくなってしまうということです。問題を俯瞰的に上から見る視点がきわめて欠落しているというのが、たぶん現代のいわば高等教育をとりまく知識の世界の状況

だといっても過言ではない、こう思うわけです。まあ俯瞰的な目というのは分かりやすく言えば、我々の工学の世界では先ほど言ったように、建築家は自動車のことを考えないというわけですが、実際に自動車工学の人は自動車をなるべく速いスピードで走らせようとこればかり考えているわけです。自動車工学を学べば自動車をうまく設計できる。建築のことを学べばいい建築ができる。しかし、両方無関係です。どういうふうにして自動車と家に関係してくるかという、それは非常に悲しい関係、すなわち道路の側に立っている家に排気ガスがやってくる、こういう関係なんです。惨めな関係というか。それはなぜかという、両方見ていないからなんです。さらにもっと接近した例では、家と自動車というのはガレージということになるんですけど、ちょっと思い起こしていただきたいんですが、どのビルへ行ってもガレージというのは何となく薄暗くて、明るい気持ちにならないですね。なぜかという、あれはまさに自動車工学と建築学の境界におかれた寂しい空間だからであって、ガレージというのを生きがいにしている人はいないということなんです。ふっと考えると、実はそんなことは世の中にはいっぱいあって、私たちが営々として作ってきた学問領域あるいは教育の領域の間にたくさんのガレージがあるのかもしれないという気がします。そして、環境問題というのはたぶんガレージ問題なんです。いわば学問全体を俯瞰的に見てどこが足りないのか、どこにどういう問題が起こっているのかというのを見る、そういういわば専門家というのがない世界を学問の構造が作っているし、また教育体系が作っているということであれば、これはまさに現在の我々の最大の課題である環境問題というのは、その教育問題すなわち学問の構造の問題であると考えなければならぬと、こう思うんです。

さて、そこでこういった問題をどうやって解決していくかということを見ると、ここにたぶん大学の責任ということが出てくる。いろんなところで大学改革というような話をする時には、私はその度に、学問というのをA大学ならA大学、B大学ならB大学がどういうふうに分かるかということについての一つの共通した理解なしには、そこにいる人々、大学を構成する人々の間に共通の理解がない限りは、大学の改革なんかあり得ないんだとこう言ってるんですが、それが実は非常に難しい。大学にいらっしゃる方は、それは非常に難しいというのがただちに分かると思うんですけども、その難しさというのは、そして難しさをもっと難しくしているのは、このことが学問の自治ということと関係するからだと思うんです。学問の自治というのは、もちろん十何世紀において大学が発生した時には、これはいわば時の権力とか、そういったものに対して非常に中立的な真実を明らかにするものという意味で、そういった権力とか利益ということと無関係に一つの空間を社会が受容していこう、あるいは自分たちが作るんだということから始まったんですが、そういったことは正しかったと思います。人間の社会というものに利益に動かされていつも権力の抗争があったという、そういう古い時代に、人間のいわば理知的な知恵というものがやはり、そういったものについて批判的な一つの構造を作っていく。ですから、この大

学の自治というのは歴史的には大きな必然性を持っているんで、これをつぶしては決していけないと思います。ただし現代において、自治論というか、その自治というのをどういうふうに解釈したらいいかということなんですけれども、別に現在は、時の権力が悪いことを人々に対してするというようなことではありません。少なくとも民主主義という中では、政府というかいわゆる政治というのは何のこともない、これは国民の代表に過ぎないわけですから、政治というのは国民の敵ではないので、それはまさに自分たちのそのものだということになります。そういう中で自治を作っていくというのはいったい何なのか。かつての歴史的な意味での自治というのとはやや違った状況になってきています。もちろんまだ似ている面もあるんでしょうが、少なくともいわゆる権力の抗争から離れた、一つの中立的な地域というような意味はなくなっている。とすれば、私たちはやはりこう考えなきゃいけないと思うんです。学問というものを、これは私自身の分類でまだ皆さんの賛成を得ているとは思えないんですけれども、私自身はこう解釈しているんです。学問というのはまさに領域化され、学者、研究者、少なくとも大学にいる人間というのも多かれ少なかれ皆研究者ですから、非常にシャープな専門を持っているわけです。その専門でフロンティアを開拓しているということは、いわば自分が一番進んでいるわけで、他の人が何をやっているのかということは見えないわけです。学問の難しさ、学問の評価の難しさというのは、やっている人が一番分かっているっていうところにあるんで、これはまあ一種の非常に大きな矛盾なんです。そういった意味で、誰から指示を受けることもできない、受けたくないんじゃないでしょうね、受けることができないような仕事をしているのが研究ということですから、それは、学問にはいわば固有の性質であるということ。誰からも文句をつけられないし、自分でしか理解できない、自分で責任を持つしかない、そういった固有自治というものがあるだろう、それが一つです。しかし同時に、こういった民主的な社会、現代の民主的な社会では多くの場合、教育は一種のマーケットメカニズムかもしれませんが、基礎研究というのを取り上げるならば、これは応用性を持つか持たないかについてはまったく保証がないわけですから、学問というものはいずれは人類にとってあるいは社会にとっていいことをしてくれるだろうという、いわば漠然とした期待感というものによって研究費を得ていると言うしかない、あるいは自分の研究者としての生活費を社会からもらっているということしかない。とすれば、それはやはり漠然とであるにせよ、いわば負託されたものである。これもたぶん自治なんです。負託されたとしても、ああしろこうしろと言われるんじゃないわけで、自分は、こういう研究をしたくなければなくていいわけです。負託されているけれどもその負託の意識のもとに、やはり自治的にやっていくのが研究だと。こういう固有自治と負託自治ということがあって、我々はそれに対して、少なくとも大学人というのは、ある意味では非常に大きな倫理性を持ってこの両者を理解していかなければいけない。自治というものは本質的に、大学人になったんなら勝手なことをやるなんていうんでは決してなくて、それは学問の固有性において、その

学問の先端においてのみ成立する固有自治と、それとは別に自分の存在を支えている社会というものがあるんだということからくる負託自治、この両者があるわけです。そういうことを本当に大学人が考えているのかというと、私の東京大学でのささやかな経験ですけれども、どうもそうではなくて、自治と言うと頑固自治というか、自治だから自治だというふうに言うわけです。説明がないわけです。自治って何なんだろうということ、いやあ学問は自治なんだこう言うわけです。これを私は頑固自治と言っているわけですが、そういう非常にアプリアリなものとして自治を考えていくことになるとこれは、大学が変化しようとしている時には、ある意味ではやっぱり非常に邪魔になっていると思います。

その結果、もちろんこれは正しい面もあるし、全面否定なんかするつもりはまったくありませんが、現象論だけ申し上げますと、大学がある種的意思決定をするためには、学長という立場で例えばこういうことをしようと提案しますね。それは、しようと言ったからできるものではありません。これは全然できない。そうではなくて評議会とか学部長会議というのにかけて、要するにこれは各学部のご賛成が得られますかと訊くわけです。それで、学部長はその場で賛成とか反対とは言えないんです。学部の教授会に訊いてまいりましょうと言って、学部の教授会で皆さんいかがですかと、こう訊くわけです。その学部の教授会もまた、意思決定は一般にその場ではしないんです。そうではなくてもっと小さな集団である学科とか講座とかそういうところへ帰って、またグーツと議論した結果、まあよかろうなんていうのがあがってきて、何日あるいは何か月後かにその決定が学部にあがり、そしてまた学部が上にあげてみますと、学部が十あれば最初は五つぐらいしか賛成がない、五つが反対だとまた手を変え品を変え、学長がいろいろ提案していくうちに何回も行ったり来たり、何回も行ったり来たりしているうちによりやく合意が得られる、こういう全員コンセンサス型的意思決定というのがいわば学問の自治ということにからめて成立しているという構造になっています。これはもちろんさっき言ったように否定するつもりはないんだけど、非常に変わりにくい、変化のしにくい構造になっているということは明らかで、これはその学問の固有性から来る、いわば意思決定のたいへんな難しさということがあるんです。しかしこのことが実は再び、先ほどの領域化、細分化ということと非常に関係があります。それは、領域に入っている人は自分のことしかないわけですから、この領域がすべてだと思っているわけです。隣のことは別に考える必要はない。さっき言ったように、領域全体を俯瞰するような視点というのは本来的でないわけですから、各領域がいかんして発展していくか、その領域というのは歴史的な必然性を持ってますから、みんな自らの領域の発展ということを中心から願い、そのために本当に努力しているということです。自治というのが、今の学問の細分化という点と関係した一つの学問の自治ということであるとすれば、それは不可侵ということ。他の分野は侵すことはできない。しかも相互に批判すらできない。残念なことに相互扶助すらできない。そういう構造になっているわけです。これは、実は先ほど言ったように、大学人の問題というよりは、学問

がニュートン以後の細分化というものの途上にあるということの一つの必然的な反映ではないか。しかももちろんニュートンが責任を持つてではないですよ、ニュートンは第二のプログラムを持っているわけですから。したがって我々は第二のプログラムというものを常時意識しなければならないはずなのに、ニュートンの第一のプログラムだけで大学を運用している。いろんな飛躍した言い方をしますが、そういう点で問題があるのではなからうかと考えているわけです。

さてそこで、そういう状況の中で環境問題という話をさっき出したんですけれども、実は現在起こっている大学の教育問題が、今研究問題をちょっとお話したような気がします。大学の教育の問題というのも、実は内容的に非常に大きな問題をはらんでいるんじゃないかというわけです。今の子どもたちが、遊び好きだとかそういうことではまったくない。すなわち本当に現在我々の持っている学問体系というものを次の世代に受け渡すという時の本当の誘因、本当のモチベーションというものが両者にあるかということなんです。私はそれを結論的に、両者にあるんだけどもしかしてその両方のモチベーションが違う、すなわち何を教えたいのかという教師の側の動機と、何を学びたいかという学生の側の動機とが乖離しているという状況が実は、ある意味では現在の大学問題というのを非常にシャープにしているんじゃないかという気がします。いくつも理由があると思いますが、一つは今申し上げたように専門化ということが極度に行き渡った結果、知の体系と言いましょか、学問の体系といった意味ですが、この知の体系というものにある種の破綻が起きているということを見無視することはできないと思うんです。いくつかの例を挙げますけれども、私はこの破綻には何種類もあると思うんです。一つ例えば最近話題のクローンというような問題があります。クローンというのは、少なくとも畜産ということについては非常に有効なんだというふうに考えられていますけれども、例えばクローン技術が人間に適用されたらどうなのかということになると、これはいわば恐怖です。人間のいわば意味というのが変わってしまう。要するに生殖というものを通じないでクローン人間、まったく同じ人間が、もちろん歳は違いますが、何人も生まれるというようなことになったら、これは、いわば人間の個というものの存在が失われてしまうということになります。あるいは臓器移植もそうです。臓器移植というのは、どんどんいろんな臓器が換えられるようになって、先月私は新聞で読みましたけれども、アメリカで手の移植に成功したわけです、腕の。内臓だと見えないからいいんですけど、腕を移植すると毎日毎日他人の手を見て生活することになります。何かこれ俺かなというふうになりますよね。そのうちどんどん移植して、首のすげ替えみたいなことになったら、人間というものはいったい何なのかということになります。少なくとも現在の社会というものは、人間の個というものを、個体としての人間を基準にしてあらゆる制度もでき習慣もできているのに、首のすげ替えが起こったらどうするか。これは、例えばいろんな小説家がすでに十九世紀頃にそういった思考実験を楽しんで、何が起こるかなんていう小説もいっぱいあるみたいですね。

ども、それに近いことが現実に技術、科学の知識としてできてしまったとなると、それに対する回答が、ある意味ではないわけです。自分たちのやっていることが自分たちの価値体系に大きな攻撃をかけているにもかかわらず、それに対して何も回答がない。これはさっきの文脈で言えば、やはりその領域化によって俯瞰的に全体を見る目がないから、自分たちの技術をどんどん進めていった時に、実はそれは全体的な一つの綻びを生じていることだと思っただけですが、それに対する回答がない。そういった一つ一つの領域の深まりというのが、実はもっと大きな意味での価値観とか価値体系というものに対して、攻撃をかけてくるというような例が、たくさん出てきてるんです。非常に卑近な例は、もちろんそれは生命科学なんかにありますけれども、情報でもたぶんそうでしょう。バーチャルリアリティというようなものがどんどん進んできた時に、人間が自然の中に生きていることの意味が次第に失われていくということがあるとすれば、バーチャルリアリティをやる人は、本当はそこを考えなきゃいけないでしょう。バーチャルリアリティというのは、情報処理でいかにしてリアルな偽物、自然と同じようなものを作り出すかということに努力するだけで、それはどんどん深まっていきます。しかしそれが持っている問題については自分たちはこれは隣の領域の話だから考えなくていいと、こうやっているわけですから、そこに何か問題が起きそうなことは明らかであろうかと思われまます。

まあこういった、学問が深まれば深まるほどある種の価値体系に対してある種のコントロールが必要な例、あるいはもっと卑近な例では、最近の内分泌攪乱物質というようなものが人間の、生き物の生殖作用に影響を与えるというような話があります。これはたくさんの化学物質や人工物質が、少なくとも百年以上かけて人間が作ってきたわけですが、その成分がずーっと自然界に入っていて、そういったものが自然界に入ってるということはすでに1960年代にレイチェル・カーソンが指摘しているわけですが、それについて問題は起きてこなかったわけです。それが人間に対して生殖に影響を与えるということが分かったので、今非常に問題になっていますけども、これなどは今度はちょっと別の意味の問題です。それぞれの科学産業はまさに性能の高いものを作っていたに過ぎなかった。しかしそのたくさんの物質の種類を結局は自然界に溶け込ませてしまったということが、今度はトータルとして人間に影響を与えるということです。例えばオゾン層破壊もそうです。これは、例えばフロンなんてものは実は一つの産業が使っていたわけではなくて、電子産業も使い自動車産業も使い、いろんな産業で使っていたものが全体として風によってオゾン層を破壊してしまったわけですから、一つの産業、一つの領域では予想もつかないという話が相互効果として起こっているということです。そういったいろんな種類の綻びというのがありますが、そういったことはすでに話題になっています。しかし、学校教育の中で私たちはそんなことに言及する能力もなければ時間もないんです。講義する時には一つの領域ということを基礎教育をするんだとやって必死に教え込もうとする。しかしその若者にとって、その知識の体系というものがどういう影響を与えているのかということ

は考えていないのです。皆さんお感じだと思うんですが、若者は環境問題に対しては非常に敏感です。その敏感さというのは、我々のように年配になってしまった者に対しては一桁も二桁も違うような気がするんですが、日々の教育の中では、その敏感さに答えてやる、答えることのできる知識を提供していないと思わざるを得ない。環境問題というようなことを口にしますけれども、同時に私はこの機械工学のこの問題を解けるようにせよ、せよ、せよとこう言っているわけです。その問題と環境問題とがどういう関係にあるかということを整合的に説明できる教育体系なんかありません。そういった非常に現実的なところで、実は学生が学ぶことのモチベーションと教えることのモチベーションが乖離しているんじゃないかということ指摘せざるを得ないと思います。乖離の問題というのはもっとあって、私は、大学の大量化自身が実は一つの乖離現象を作っていると思います。昔の大学というのは非常に少数エリート教育、これは教育学者の方々の言葉ですけれども、エリート教育から次第にマス教育に移っていくというような、そういった大学が変貌を遂げている中に、今言ったような意味での両者のモチベーションが違ってくるという問題があると思うんです。昔の少数教育、たぶん数パーセントといったような時代には、先生の言うことを聞いていれば先生のようになれる。ですから教え方が下手であっても黒板ばかり見ても、学生は必死にそれを吸収して先生のような教授になりたい、あるいは教授のようなステイタスの高い職業に就きたいと思っていたわけです。今の大学はどうかというと、学生は先生に向かって、「あなたのようにはなりたくない」と言います。こういう価値観の離れている状況で教育をしなければならない。ですけど若者っていうのは、もちろん先ほど申し上げましたように、大量の知識を持っている現世代の人間から次世代の若者は何とかしてその知識を吸収しなければならないということは考えているわけです。しかし、吸収した結果あなたのようにはなりたくない。少なくとも現実的に言えば、我々の分野でも工学を学んでもビジネスをやる人がどんどん出てくる、ベンチャービジネスをやる人が出てくるわけですから、我々のように研究者になれなんてことをいくら言ったってこれは駄目です。そういう卑近な例はたくさんありますが、少なくともほとんどの教育の場面で先生のようになりたいなんて思う人は希少価値で、そんなものはほとんどいないというのが現実です。したがってそこには価値観の共有がない。かつての教育というのは、価値観というものをヴィークルというか乗物として知識というものを送り込んでいたんです。ところがその乗物がなくなっちゃったわけですから、どうするかというと、実はそこに必要なのは本来は教育演技というようなもので、いかにして、おもしろがらせるというのは言葉が悪いんですが、教育する意味というのを一つの舞台のようにして本来は教育しなきゃいけないはずなんです。ヴィークルはもうないわけですから、ヴィークルとしてはその場の一つの表現能力というものに頼るしかない。しかし私たち教師は、ほとんどそれらに対して無力か無関心か嫌い、こんなものはやるのはいやだと思っている人は多いわけで、ボソボソボソボソ講義している人が多いわけです。ちょっと余談なんですけど、私は今放送

大学というところに行ってるんですが、放送大学はそうではありません。あのチャンネルをひねっていただいてどういうふうに行っているのか見ていただくと、いろいろ現場もわかりますけれども。そういった教育演技というようなことも我々はもっと本当に重要に考えなければいけない。おそらく教育学の中の非常に大きな部分になると思うんです。そういったことはまだ手がついたばかりで、なかなかまだそこに踏み込んでいない。これもいわば両者の間の乖離というものを非常に大きくしている。本来演技というものを通じなければもう送り込めなくなっている知識というものを、演技なしに与えるということは、これは子どもにとっても迷惑であり、まして子どもは被害者で、先生の方は無神経である、そういう関係が教室にあるとすれば、これはうまくいくはずがない。そういった数々のことが原因になって学問の内容あるいは価値観の乖離、そういったものが背景にあったうえで、やはり現在の大学の教育のレジャーランドというものが生じているのだとすれば、今度の大学審議会の答申というのは勉強せいということがいっぱい書いてあるわけです。単位は本当はそんなにやたらに取れるはずはないんだから、単位制というものをきちっとやって、年間何単位しか取ったらいけないぞというような、そういう基本的なスタンスによって、もちろん単位制というのがある以上これは守らなければいけないことは確実なんです、とにかくそういったことを制度的に押さえ込もうとした。これも必要ですけども、しかしたぶんそれだけでは成功しないんじゃないかというのが私の実感というか予感で、おそらくそういう現在の大学審の言うような、いわば制度的にいじれるところをいじると同時に、大学人自らが反省して学問というものをどういうふうに展開させていくのかということに取り組むことを通じてしか、現在の大学の問題というのは解決できないんじゃないかと思っているわけです。

そんなことで、後残りの時間ちょっと私の経験を申し上げます。東京大学で、これはもちろん私一人でやったわけじゃなくて多くの方々の協力を得てやったわけですが、新しい研究科を作ろうとしたわけです。その時、従来の研究科というのは、文部省にお願いする、「新しく講座をください」、「人員をください」というようなやり方でやるのが習慣になっています。ですから長い間日本の大学というのはたぶん、拡大基調の場合には、新しい領域というものを作ることができたわけです。しかし私は、この数年前にそういうことをはっきりと申し上げたつもりだったんですが、現在は少なくとも子どもの数が減るわけですから、拡大志向というようなことはありえないわけです。そうではないとすれば、新しい研究科を作るためには各学部、研究科が自ら少しずつ出し合って、東京大学としては一人の定員増もなしに新しい研究科を作らなければいけない、こういう問題提起をしたわけです。そうだそうだとこういうふうに言って始まるんですが、それでは誰が出すかということ誰も出さない。これはだめなんです。結局、新しい研究科を作るということは各研究科がいくら減らすかという話と同じ、等価な話になってまいります。そこで、実は私は今非常に大きな感謝というか感動をしてるんですけれども、東京大学の教授、助教授たちはその

話をきわめて深くやって、多くの学部で提供していこうということをやっています。そんな中で環境学研究科というのを作ろう、あるいは生命科学研究科ってのを作ろう、例えば生命科学ってのは非常にこうばらばらに研究されていますね、農学、理学、医学、工学、至るところでやられているわけですが、そういったものをこう一カ所にまとめて集約的な研究科を作ろうと、今この関連する講座、定員というのを皆で持ってこようというわけです。そうやって、新しい研究科というのを四つ作ろうということをやったんですけれども、それが、ある意味では非常に時間はかかりましたけれども全学的な合意というものをとりつけて、柏という新しいキャンパスを獲得してそこに四つの研究科をいずれ作ろうということの話が進み始めたということです。私は言ったんです、「もしすばらしい研究科になれば、こちらからお願いしなくても、新しい人員をつけてぜひ持ってってこれとこういうふうになるだろう」と。これは先ほど小椋先生のご指摘になった一種の市場原理に近い。これは、学生が入ってくるというよりは、あそこに人員をつけないと日本の研究はうまくいかないんだとこういうふうになった時に、いわば擬似的な市場と先生はおっしゃいましたが、そういったものがそこに出てきて、どこの大学にどういう人員をつければそれは日本として全体として研究がうまくいくんだということになれば、東京大学はこれ、別の大学はこれ、法政大学はこれというふうに、だんだん社会がそれを支援していくというような形で、そこにある種のマーケットというものができてくると考えたわけです。しかしそれをやるためには、頑固自治をまず打破して、大学の意思決定を作らなければいけない。最初に申し上げたように、学生に対しても、あるいは研究費の出資者に対しても市場原理を働かせるためには大学の固有性というか、大学は多様化しなければならないと言われていて、個性というような言葉を使いますが、その個性を可視的にするということが非常に必要で、そのためには今申し上げたように、私は東京大学しか知りませんが、東京大学では何をしようかということが明らかになってこなければいけないと言っているわけです。そして、外から見えるようにしなければいけない。可視的な経営、学術の方向性を持たせるべきである。むしろそういうのが見えてくれば、学生は別に偏差値とは関係なくあの大学に行ってみようということにもなりましょう。したがってそれは、研究費の配分というマーケット、学生が入ってくるというマーケット、いずれもやはりそういったことに対して一種の選択が可能になるということです。最初に申し上げたように、選択というのは一種の情報の循環なんですけれども、そうすると情報の豊かな循環というものを作れば、私はその大学の進化が始まるだろうとっております。それでそこからさらに踏み込んで、東京大学で皆さんが各研究科、学部から一定の人員を出すということに決まったものから、私も悪ノリして年間0.3パーセントずつ永久に出そうという提案をしたんです。そしたらいや0.3パーセントずつ出したら三百年経つとなくなっちゃうじゃないかとかこういふ議論が出まして、それはなかなかすったもんだして、まだまだ議論の途中で私は議長をやめちゃいましたけれども、その後もそういうことを議論するセンターというのが学内措

置でできてそこでまだ議論が続いているわけで、なかなかそこまでは踏み切れませんが、全体で学問的な領域を変化させるためには何かそういったスタンディングな方法を待たなければならないんです。

それで私は東京大学を辞めて放送大学に行ったわけです。今から思うと私は自らずいぶんしつこいなと思うんですが、今度は放送大学に行って何をやったかという、放送大学では、ご存じないと思うんですが、朝の六時から夜の二十四時まで、今はCS放送を使っていますが、UHFでもワンチャンネル取ってあるわけです。ですからコマ数が決まっているわけです。そこに、教養学部は一つしかありませんが、六つの専攻があるんです。その六つの専攻のどの専攻が何コマ持っているかというのは、歴史的な経緯でデコボコがあるんです。それで少なくともテレビの枠をもらってない専攻というのは、一つでもそんな不公平だ不公平だと激しい文句を言っているわけでありまして。どうしてそんなにテレビに出たいのかなとも思うんですが。ラジオもあって、ラジオの方は時間に余裕があるんですが、テレビの番組は非常に重要だと言うんです。そこで私は、テレビの番組は四年ごとに講義を取りかえるんですが、四年間に10パーセントずつ均等に出そうではないかという同じような提案をしてみたわけです。

ところがこれは、東京大学ではまだそういった人事をセンターで議論しているだけですが、放送大学では先週の教授会でその案が通りまして、ここでそんなことを報告してもしょうがないんですが、とにかくそのテレビの枠を、各専攻が持っている分の10パーセントを必ず返上すると、学長の手元に来るわけですね。さてこの集まってきたテレビ枠を何に使うかということ、今度は各専攻の代表で議論しようとなったわけです。したがって、例えば全然専攻と関係ないような講義を作ろうというような時には、そういう合意を今度とりつけければ、放送大学の授業もどんどんよくなって来るんですね。ぜひご期待をお願いして、私の話を終えたいと思います。ありがとうございました。

研究セッション①

大学評価・任期制・民営化

大学評価と市場原理

米澤 彰純 (広島大学)

皆様ご承知のように、1998年10月26日に、大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』が発表されました。この答申には「競争的環境の中で個性が輝く大学」という副題がつけられ、通常「市場原理」というものと同じ文脈で使われることの多い「競争」の存在が大学のあり方を改善するのだ、という考え方に基づいてこの答申が書かれているとの印象を色濃く与えます。ところが、この答申には、通常「競争」という言葉と対を成して語られがちな「市場」ないし「市場原理」という言葉は、まるで意図的に避けているかのように一度も現れません。これに対し、昨日お話された小椋先生が座長をされました1998年4月に出された経済企画庁経済研究所編の『教育経済研究会報告書』の冒頭には、わが国の高等教育改革の基本的目標として、第1に政府の役割の明確化、第2に競争によるシステムの効率化、そして、第3番目に、「市場メカニズムにより需要の変化に柔軟に対応できるシステムを構築すること」と、高等教育への市場メカニズムの導入を正面からうたっています。また、橋爪大三郎先生が専門委員として関わられた社会経済生産性本部・社会政策特別委員会が1998年7月22日に公表した教育改革に関する中間報告書では、「市場」という言葉は使われていないものの、学生定員の廃止や個人に対する財政援助の強化、国立大学と私立大学との対等な競争の確保など、いずれも今まで日本の学校システムにおいて市場競争を妨げる条件として指摘されてきた障害を取り除こうという内容になっています。

この3つの報告書の比較を通じて、結果的に、国立大学の独立行政法人化という直接的な市場原理の持ち込みに対抗しようとする文部省と、一見奇想天外に見えながらも、細部においてはかなり実現可能性が高い市場原理に発する対案をもって現在の高等教育システムのあり方に風穴を空けようとするそれ以外の勢力との、綱引きという構図が浮かび上がってきます。そして、この構図は、ご承知のように、中曽根政権下の臨時教育審議会以来の伝統的な流れの中で、理解されなければならないといえるでしょう。本日金子先生が扱われる国立大学民営化論に大きな抵抗を示し、その一方で多元的な評価システムの強化とこれにともなう第三者評価機関の導入を推奨した大学審議会答申は、読み方によっては市場原理の導入への対抗手段の切り札のひとつとして、大学評価によるアカウンタビリティ、すなわち納税者に対する説明責任の確保を持ち出しているものと見るができると思います。

本日の私の発表では、まず、臨教審以降の「文部省対その他」という対立図式の整理を

行いたいと思います。第2に、この図式において、それぞれの陣営が大学評価をどのようなものとして扱っているのかを整理したいと思います。最後に、日本の大学人にとっての大学評価政策の受け止め方ということになると思いますが、1998年4月に広島大学大学教育研究センターが全国の国公立大学の大学評価担当者を対象に実施した、「大学評価に関する全国調査」をもとに、自己点検評価を主体とした従来のわが国の大学評価政策の中で、それぞれの大学がどのように自己点検評価を実施し、利用してきたのか、そしてその実践を通して、第三者評価機関の設立も含め、1998年の2月から4月時点で、どのような大学評価政策の将来像を描こうとしていたのかを整理してみようと思います。

1. 大学への市場原理の導入をめぐる議論

大学への市場原理の導入をめぐる議論を考えるにあたり、大学における市場性とは何かを操作的に定義しておく必要があると思います。金子先生は、1994年の「高等教育と市場メカニズム」(『教育社会学研究』第55集23-36頁)と題された論文の中で、市場化に対立するものとしての「政府モデル」を「政府が租税によって獲得した税収を高等教育機関に配分し、それによって高等教育機関が教育サービスを提供するしくみ」と定義した上で、市場化が高等教育に対して具体的に提起する2つの側面として、「受益者負担」と「コントロール・メカニズムとしての市場の役割」とをあげています。「受益者負担」とは、「大学が生産する高等教育というサービスを、学生本人あるいはその出身家庭が一定の価格で買うこと」を意味し、「コントロール・メカニズムとしての市場の役割」とは、計画経済における「一元的に情報が収集され生産が企画される」状況に対し、市場において「個々の経済主体が市場行動を通じて、情報を多元的に処理し、それを生かして適切な選択を行い、独創性を発揮しうる」ものです。

この意味では、現在問題となっている国立大学の独立行政法人化論や橋爪大三郎提案の定員制廃止論などは、国立大学システムを「政府メカニズム」の枠内から、より直接的な市場コントロールのもとにおこうという意味で、大学への市場原理導入論と言えると思います。

もちろん高木先生が『大学の法的地位と自治機構に関する研究』(多賀出版、1998)という著書の中で明らかにされているように、戦争直後から国立大学の法人化論の議論はすでに存在していたのですが、いわゆる新自由主義の影響を受けてこのような大学への市場原理導入論が本格化したのは、わが国においてはご承知のように1984年の臨時教育審議会設立以降ということができると思います。この臨時教育審議会の特徴の一つは、教育改革のイニシアティブが文部省の外に置かれたこと、そしてその中の議論の焦点が、教育システムにおける規制緩和にあったことだと思います。そして、この臨教審の中で設立が推奨され、1986年に設立された大学審議会も、文部省の中にその活動の場を移したとはいえ、基本的にはこの教育システムの規制緩和と市場的競争の導入という議論を引き継いでいた

ということができると考えられます。そして、この大学審議会は、大学設置基準の大綱化と同時に、個別大学における自己点検・評価の実施を推奨しました。大学審は、自己点検評価は大学を活性化し、教育と研究の質を向上させ、大学の社会的責任を保証する上で不可欠なものとして位置づけたのです。この答申に基づき、1991年6月に大学設置基準の改正が行われ、その中で、個別大学に対して教育と研究に対する自己点検・評価の努力義務が定められたわけです。そして、大学審議会のここでの立場は、基本的に大学自治論に基づく分権的な評価システムの強調にあったと考えられます。

この大学評価の議論は、1990年代の半ばになって、学術政策の強化および行政改革の議論の中で再び活発化したわけですが、特にもっとも大きな論議を呼んだのが、行政改革会議事務局長の個人名で出された文書で、東京大学と京都大学を先行して独立行政法人化させるという案でした。この案に関しては、ご承知のように文部省、国立大学協会及び東京大学、京都大学から反対声明が出されました。そして、ここでの文部省の反対声明の論旨は、教育と研究における国立大学の重要性を主張する一方で、質的向上を図るための抜本的な大学改革を約束したというものでした。そして、1997年12月に出た行政改革会議の最終答申では、国立大学は当面の独立行政法人化の対象からは外されされた一方で、引き続き継続的に審議される対象としては残ったわけですが、その中で、改革方策の一つとして評価システムの充実が要求され、これを受けた大学審最終答申において自己点検評価の義務化と第三者評価機関の導入が推奨されました。すなわち、ここにおいて、民営化阻止の切り札の一つとしての評価システムの強化策という構図が成立することになったわけです。

2. 3つの報告書における大学評価の位置づけ

それでは、3つの報告書が、それぞれ大学評価をどのようなものとして位置づけているかを検討してみましょう。

まず、「教育経済学研究会」は、「競争の活発化に伴う教育の質の維持は、市場だけでなく専門家による評価システムの整備でこれを補完することができる」としています(31頁)。すなわち、「市場による競争では、価格という形で市場がサービスの質を評価していることになる」わけですが、これが「効率的に行われるための前提は、市場参加者が十分な情報を持っていることである。」と、経済学でいう完全市場の成立の条件の一つとしての完全情報の議論を持ち出すわけです。そして、「高等教育の質に関する情報を得るためには専門的な知見を必要とする」ので、このような場合、「民間事業者あるいは非営利団体が専門家を雇って質を評価し、情報提供機能を担うことになる」としています。そして、具体的な提言としては、以下のような記述が見られます。「現在、大学に関する評価としては、自己評価及び大学基準協会を通じた相互評価が制度化されている。このうち自己評価は当該大学の利益のために行われるものであり、市場において合理的な選択ができるよう

に、消費者に情報を提供するためのものではない。」「消費者主権を確立するためには、現在の大学基準協会を通じた相互評価の改善を図ることは、一つの現実的な方向と考えられる。このために最も有効な方法は、参加大学の数を拡大することである。」としています。そしてさらに、「社会のニーズを反映した評価を行うには、大学等の関係者による相互評価を超えて、ビジネス、マスコミ、非営利の研究機関、高等学校等の関係者による第三者評価が相互に競い合いながら行われることが不可欠である。」としています。そしてこの留保事項として、「これら(第三者)の関係者は、必ずしも教学事項に詳しいわけではないので、大学等の関係者による相互評価を超えて、ビジネス、マスコミ、非営利の研究機関、高等学校の関係者と共同で調査に参加することが現実的であろう。」と書いており、基本的には様々な評価主体が第三者評価主体自体での市場競争を繰り広げ、かつ、その中で彼らが自発的に大学関係者の参加を仰ぐことで、自然調和的に適切な評価がなされるという考えが示されています。

これに対し、橋爪案では、まず現状認識として、「日本の大学は、教育研究の面でどれほど成果をおさめたか、それを評価する指標がな」く、「入試の偏差値で…評価されるのみであった」とし、その解決策として学生定員を廃し、「人気のある大学とない大学とがはっきりしてくる」状況を作れば「教育研究のなかみで勝負しよう」と競走を始める」と考えています。また、研究に関しては、全研究費に占める科研費のウェイトが大きすぎることに審査が形式的であることを問題とし、多様な研究費の分配と事後評価とを推奨しています。そして、国立大学において国家公務員法の枠を取り払うなどして私立大学と対等の競争ができるように工夫することを推奨するなど、全体として公正な市場競争を確保するための条件整備のための改革案が示されています。そしてその上で、大学設置基準を廃止し、「信頼できる外部評価システム(銀行や債権の格付け機関のようなもの)」の設立を推奨しているのです。

最後に、大学審議会答申での評価の扱いですが、大きく分けて、「自己点検・評価の充実」と、「第三者評価機関の導入」とに分かれると思います。

まず、自己点検評価に対しては、「大学評価の取り組みの基本」は「自己点検評価にある」としつつも、現行の実態は不十分であるとの認識を示しています。また、受験産業などの情報については、「大学評価についての情報は、現在でも社会に多数流通しており、このことは大学等における教育研究活動の充実に対する社会的要請の反映である」と見ることはできる。」としたうえで、「しかし、その中には、根拠が明らかでないものや、入学者選抜に関する偏差値情報のように、教育研究活動の特定の部分だけを取り出した偏ったものも見られる」としているのです。その上で、自己点検評価を充実させるために、少なくとも4年に1回の「自己点検・評価の実施及びその結果の公表を大学の義務とし、学外者による検証を大学の努力義務として位置づけることが必要である」との認識を示し、この学外者の人選に関しては、「各大学に委ねるのが適当である」としたうえで、「大学基準協

会の機能の活用を図ることによって充実を図る方向で検討することが適当である」として
います。

一方、第三者評価機関の導入に関しては、その役割を、第1に「透明性の高い第三者評価を行う」、第2に「大学評価情報の収集提供」、第3に「評価の有効性等の調査研究の推進」の3つに定め、位置づけとしては「大学共同利用機関」と同様とし、「大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に評価を実施することが適当である」としてしています。そして、これは最終答申で加わった部分ですが、この評価の主たる対象は「国立大学とし、公私立大学については、設置者である地方公共団体や学校法人の希望により評価を受けることができる」とすることが適当である」とされ、その根拠としては「特に国立大学が国の機関として国民に対して教育研究活動の成果を分かりやすく示していく責務を負うと考えられること」が挙げられました。また、この機関による評価のプロセスについては、その評価単位を大学・学部・学科のいずれもありうるとした上で、「複数の評価手法に基づき多面的な評価を行うこと」結果を「わかりやすい形で公表」すること、被評価者によるリプライの機会の保証が推奨されています。

評価の結果の活用法としては、①フィードバック、②情報提供、③資源配分への参照という3つの指針が示されています。第1のフィードバックに関しては、評価の「結果がフィードバックされることにより、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた各大学の主体的な取り組みを支援・促進するものとなる」と期待されています。また、第2の情報提供は、「学術・文化面での貢献等の公共的な側面を含めて、教育研究機関としての特質を踏まえた適切な手法により大学の諸活動の状況を多面的に明らかに」し、同時に「公共的な機関として」「国民の理解と支持が得られること」を目的としています。第3の資源配分との関連については、「国立大学の予算配分に際して第三者機関による評価が参考資料の一部として活用されることが考えられる」としています。

私の理解では、この資源配分への参照が明記されたことによって、基本的には多くの一般大学関係者の認識と、第三者評価機関の構想との間に、ひとつの大きな認識の違いが生じたように思います。すなわち、大学の一般的関係者は、「大学評価＝自己点検評価」というイメージを持ち、その延長線にある外部評価や相互評価を含め、基本的には評価は大学の自己改革と結びつくものであると認識していたのではないかと思います。もちろん、評価活動を行うこと自体ははじめから対文部省の得点稼ぎとなるという考えは広く行き渡っていたと思いますが、その中身が直接的に政府の予算配分に関わることを想定してこなかったといえるでしょう。すなわち、評価を資源配分の参考にするということは、全く違う論理、すなわち、財政配分に業績本位の配分を持ち込むという **Performance based funding** という発想から生まれてきたものなのです。その意味で、このことが、大学側に広く認識されずにこれが導入された場合は大きな混乱が予想されますし、また、逆に、今まで積み上げられてきた自己点検評価の活動自体を崩壊させる危険をはらんでいると考えられるの

です。

3. 自己点検評価主体の大学評価がかかえる特徴と問題点

それでは最後に、一般的な大学関係者に身近にある実態としての日本の大学評価がどのような形で進行し、それゆえに彼らがどのようなかたちで今回の第三者評価機関のあり方を期待していたのかを確認する上で、広島大学大学教育研究センターが1998年に行った「大学評価に関する全国調査」について現在私と、センター助手の村澤さん、教育社会学研究室の作田さんとで進めている分析について軽くふれさせていただきたいと思います。この調査は、文部省の委託により行われ、答申においてはその分析の一部、特に意見調査の部分が大きく取り上げられ、「大学評価の問題点として、学内に評価の専門家がないこと、他の大学との比較ができないこと、実態での改革が先に進み評価が後付けになっていること、点検・評価の方法や技術に進歩が見られないこと等が指摘され」、今後のあり方として「現行の自己点検・評価の在り方が望ましいとは必ずしも認識されておらず、評価の結果を改革に結びつける政策的な仕組みが必要である、外部の第三者が検証する仕組みが必要である等の意見が多数見られる」という形で紹介されています。

調査では、今後「自己点検・評価を外部の第三者が検証するしくみが必要」との意見が66.1%と過半数を超え、また、「現行の自己点検・評価のあり方が望ましい」という項目に肯定的に答えた回答は24.3%と、否定的回答の35.1%を下回りました。このことは、確かに多くの大学が自己点検・評価を越えた評価システムの更なる発展を、少なくとも全学レベルでは感じていることの証拠といえると思います。しかしながら、このことは、すべての大学において現行の大学評価の形骸化が進んでいることを意味しているわけではなく、効果があがっている大学においては形骸化が進んでいるとの認識はないと考えられるのです。

また、多変量解析を行った結果、第三者評価に対する考え方には専門分野間に違いがあり、大学評価の効果があがっているかどうかとの直接的な関係はないことがわかりました。また、「全国調査」では、今後の大学評価についての意見を聞いているが、その1つの項目「評価のあり方を、大学間で標準化すべきだ」との意見に対して、支持する回答は29.5%であり、反対意見の41.6%を大幅に下回っています。このことは、現行システムにおいて個別大学の自由度があることが、ある程度積極的に評価されていることを示していると思われまます。

分析の結果示されたのは、大学評価のあり方における大学間および大学内での多様性と複雑性であったように思われます。そして、個別大学の評価指標の使い方を詳細に分析すると、そこには想像以上の多様性を見つけることができました。すなわち、現行の自己点検・評価主体のシステムは、多くの大学における評価の形骸化という問題を引き起こしている一方、わが国の複雑な大学システムの中で、それぞれの大学や学部・学科の目的にあ

った評価のあり方が追求されることを許容することで、評価が現状の改革に結びついている大学の存在をもまた生み出していることがわかったのです。

日本において、もし第三者評価のメカニズムが強化されるとするならば、このような日本の大学システムの複雑性・多様性にある意味ではうまくマッチしていた自己点検・評価のあり方の多様性を殺さないように十分注意する必要があると思いますし、また、わが国の大学システムは複雑であると同時に、大学評価の方法論もまだ発展途上にあるのではないかと思います。このような現状において、先進的な個別大学の大学評価の試みを評価の中央集権的な標準化によって否定することは、かえって大学評価のあり方の発展を妨げることになると考えられるわけですが、その一方で、「評価の専門家が学内にいない」との回答が56.7%と過半数を超えたことに象徴されるように、すべての大学が、自力で有効な大学評価システムを作り上げることもまた現実的ではなく、このことが、自己点検評価の形骸化論の最大の論拠となっていると考えられます。この意味で、中央の大学評価システムの役割は、有効な大学評価を行うための最小限度の基準を保証・支援することに求められ、自己点検評価への技術支援こそが求められていると思います。

また、すでに3つの政策文書の検討でお気づきのことと思いますが、市場原理導入論は、大学評価、特に格付け機能を含む第三者評価機関の存在に対して否定的どころか、むしろ肯定的なわけで、この意味で、本当に大学評価システムの強化が国立大学民営化論への有効な歯止めになっているかどうかは、もう一度検討する必要があるのではないかと思います。また、もっと単純な事実、すなわち、大卒の有権者の半数以上が私学出身者であり、世の中全体を見れば、国立大学から直接的恩恵を受けた人のほうがずっと少ないということから、現在の市場原理導入論をとらえるほうが自然なのかもしれません。

大学改革と市場原理

——任期制と教員の流動化——

絹川 正吉 (国際基督教大学)

1. 任期制を語る逆説

大学改革と市場原理という主題に関連して、「任期制と教員の流動化」について論評することが、私に与えられた課題です。本論に入る前に、いくつか、ご理解をお願いすることがあります。その第一は、私は教員の流動化問題の研究者ではありません。この問題については新堀通也先生をはじめとする研究者の系譜があります(文献6～9参照)。それらの諸先生方を差し置いて私に発題させる意図は何か。第二は、私は外国に研究に出かけた数年間を除いて、40年間も同一大学に居続けている人間です。それが流動化を語る逆説に耐えられるか。第三は、私はいま学長としてリストラの責任を負っています。大学経営者が任期制を悪用するのではないかという風説があります。そういうバイアスの影響を避けられるか、ということです。

この研究員集会の案内のパンフに、私の発題のタイトルが「任期制と教育の流動化」になっていました。さきほど「教育の流動化」は誤植で、正しくは「教員の流動化」であるとアナウンスがありました。しかし、誤植のままのテーマこそ私が語り得ることのように思えます。このようなことを考えると、私に大学教員の流動化を語るさせるのは、ミスキャストではないか。もっとも、ミスキャストに語るさせる面白さはあるでしょう。

2. 大学教員任期法

日本の大学教員の流動化をこの時点で論ずるには、大学教員任期法を視野におかなくてはなりません。大学教員の任期制の問題は、中教審のいわゆる「46(1971年)答申」以来の問題です。平成8年10月の大学審議会の答申「大学教員の任期制」は、対象教員、任期、再任可否、等は大学が定めるとしましたが、基調は大学教員全体におよぶ内容でした。しかし、実現した大学教員任期法(「大学教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号、1997.6.30)」)は、任期制の対象教員分野を先端的研究分野に限定し、法定任期制は追認根拠として機能させることに後退しています。しかも「任用される者の同意を要する」という紳士協定の性格が任期法に残っています。その説明によるとつぎのようになります(常磐豊(文部省大学改革推進室長)、文献4)。

「先端的、学際的、総合的教育研究の職、助手、期限を定めた特定研究従事者(任期法第4条)の場合には、労働契約において任期を定めることの合理性があることを法律上明確にするものである。1年経過後のこの期間は身分保障期間であり、使用者は原則として

解約できないが、労働者はいつでも解約できる。なお、法制上5年以上の任期を設定することはできない。」

法的整合性の問題が完全には解決されていないことが、その理由のようです。すなわち、労働基準法14条（1年以上の期間を定める労働契約は禁止）と国家公務員法（公務員の身分保障）をクリアできないための妥協の産物になったのです。そこで任期法の根拠としては、教授会の人事権（学校教育法）に基づいて任期制が導入可能というのが論理になります。「教授会人事権はそれ自体が教員の身分安定化をめざす歴史的所産であるから、教授会人事権を根拠に任期制を論拠づけることは、歴史的原理的批判を免れない」（寺崎、文献12）ということが、任期制に対する本質的批判ですから、任期法は大変に皮肉です。

私立大学の教員の任期制については、「労働基準法14条は不当な人身拘束を防止する趣旨の規定であり、雇用保障の趣旨で労働者からは解約できるとの趣旨であれば、任期を付した契約を結ぶことも可能であると解される。」と説明されています。私立大学で任期法により、教員を解雇することは実質的にできないことは、従来とあまり変わってはいません。任期終了時に、辞職を拒否された場合、解職できるかどうかはあいまいなままです。

（ICUで外国人英語教員を任期付で採用したところ、任期限りで辞任しない事例が発生している。契約は紳士協定で、法的には解雇できない。1年ごとに契約を繰り返し、そのまま在職している。）このような任期法の制定をめぐって、大変に多くの議論がありました（文献1～5参照）。いったい何が問題だったのでしょうか。

3. 大学教授職のマーケットはあるか

大学教員任期制を問う視点をどこに定めるかによって、議論の構図は変わってきます。「大学教授職のマーケット」で、「大学の教員等の任期に関する法律」の効果を問うるのであれば、結論は「効果はない」ということになります。大学教授職のマーケットについては、はじめに引用した文献で論じられています。

まともな意味でそもそも日本に大学教授職のマーケットというようなことが存在するのでしょうか。存在しないから、強制的にマーケットをつくる仕掛けが「任期法」という法律なのでしょう。マーケットがあるということは、大学教員間に流動性（モビリティ）があるということです。大学教授職のマーケット原理は、大学社会のヒエラルキーでしょうが、日本の大学社会のヒエラルキーは固定的で、競争が生じない構造です。流動性を規定する要因となる報酬とか研究条件等は、横並びです。日本の学歴主義は入り口型で、入口の関門のみが重要で、任用時の業績や将来性が以後を自動的に決定するといっても過言ではありません。

大学教員の流動化を阻んでいるのは、任期制がないからではなく、日本の大学の仕組みにあるのでしょうか。学閥、講座制、年功序列型、デパートメンタリズム、インブリーディング等々が、流動化を阻んでいるということが、前々からいわれています。

大学教員の流動性を阻む要因の分析で、山崎博敏氏（広島大学）の論は的を射ていると思います（文献4）。同氏によれば、阻害要因は「キャリアパス（教員昇進システム）の毛細血管化」であることとなります。若手大学教員から教授に至る過程の構造が、流動性の決め手であるが、日本では「キャリアパスのパイプは細く、小講座という一本の毛細血管に限られている。そのため、愛校心が強ければ強いだけ、細い一本のパイプの中に他大学出身の教員を迎えるのは、容易でない」という指摘はその通りでしょう。カミングス（文献7）も学閥支配と年功序列型教員昇進システムが流動性を阻害していると指摘しています。

それでは流動性が全くないかという点、そういうことはありません。先端国立研究機関における研究者のモビリティは比較的大きいことが報じられています（文献4）。そのことは任期法制定以前からの実態です。特にマイケル・ギボンズが分類する「モード2」（文献10）といわれている知的生産方式を主とするところ、例えばバイオメディカル・サイエンスなどトランスディシプリナリーな問題解決の枠組みを必要とする領域では、必然的に任期制をとらざるを得ないようです。

任期法には「任期を定めることができる場合に必要な事項を定める（第1条）」とあり、「（任期を定めることができる場合は）（1）先端的、学際的又は総合的な教育研究組織の人材、（2）助手、（3）期限を定めて行う教育研究の職」としていることは、自然なことで、その意味では、任期法は当たり前のこととなります。それでは、なぜこのような常識的（選択的）任期法が、その制定前後にあれほどの議論を呼び起こしたのか、事態は単純ではありません。

4. 任期法が登場する背景：日本社会の要求

任期制が大学審議会で議論されていた頃、その責任者であった有馬組織部会長から直接に聞いたところでは、任期制の意図は「ポストドク」対策ということでした。そういう単純な動機が、大学審議会の議論の過程で、「（すべての）大学教員の任期制」にまで拡大された原因は何でしょうか。それは「科学技術創造立国」という国策、その核である「科学技術基本法」であると考えられます（文献13）。高度情報化社会の要請は、知的産業を支える人材の供給です。産業界を代弁する声（佐藤純一、文献3）によると、日本人が生命を営むための（生きられるための）物質的基盤を確立するための人材の量的確保が緊急の要請である。特に理工系大学における創造的人材教育の抜本的強化が必要である、といわれています。

「目的は産官学の共同研究というところにある。これまで日本経済は、プロセス・イノベーションで来た。これからはプロダクト・イノベーション、あるいはテクノロジーのイノベーションが中心だ。そうすると画一的、均質的な良質の労働力でなくて、創造力のある質の高い労働力、あるいは研究者的な労働者というのが大量に必要な。そこで若手

の研究者を大量に創出するよう、産官学の垣根を越えて、共同研究を組織しやすいように、任期制を導入するのだ。」教員人事の流動化を図り、異文化交流を容易にし、大学に競争原理を導入する必要がある、というのです。流れなきところには淀みが生じる。自由な発想は固定的・画一的な社会からは生まれません。固定的な環境が行き過ぎた安定志向に結びつき、大学に自由で競争的な雰囲気著しく少なくなっている。産業界の強い意識は市場原理・競争原理の中に大学を置き、ということです。このような抜本的改革を可能にするための法制を含めた社会システムを形成することが求められている、ということになります。これが任期法を押し出した教員人事の流動化の基本理念です。(問題は目的と手段の整合性が問われるということです。)これを「通産省主導型大学改革」と言った人がいますが、経済界の大学への焦りを見せつけているといえそうです。経済界は日本の大学が悪しき平等主義に支配され、愚者の楽園になっていると批判し、大学にアカウンタビリティが問われていることを強調しています。そして、学歴よりも学習歴を重視すべきことを提言し、それを実質化しない大学へのいらだちを隠そうとはしません。すなわち、任期法登場の背景は、社会の大学批判であるのです。

大学批判が任期法の形をとらせたのは、社会構造の変化によることも無視できません。終身雇用、年功序列の慣行が崩壊しつつあるのに、そのような労働市場の現実から乖離して、大学教員だけが身分保障されていることへの違和感があるのです。日本社会の構造変化に合わせて、大学も構造改革せよ、というのです。社会構造の変化に引きずられて任期法が登場した、ともいえます。大学は社会と異なる、と開き直れるか、考えざるを得ないでしょう。「大学教員任期法」の提案は、抗ガン剤でした。しかし、現実には投与された「(選択的)任期法」は、ビタミン剤でしかありません。

任期法が影響するもう一つの場面は、大学経営の問題です。大学経営合理化の要求が強くなっています。特に、大学の組織維持や教職員の利益中心の運営に限界が見えてきました。教職員の高齢化に伴う高額所得者の増加が、大学の経営を圧迫しています。高齢化による活力の低下への対処をどうするか、という問題も付随しています。大学の在り方、経営問題としての任期制問題という側面も無視できません。大学経営そのものが大学の伝統的在り方をゆるがせる可能性が生じてきたのです。

5. 任期法を問う視点

任期制に対する賛成意見も反対意見もそれぞれに根拠がありますから、いずれか一方が絶対的に正しいとはいえません。それぞれが任期制を問う視点を異にしていることは明らかです。しかし、両論採択では無責任になります。ここで問題になっていることは、どういう視点で教員の流動化を考察し、任期法を評価するか、視点の設定が問題でしょう。論点を整理しなくてはなりません。任期法が直接に対応しようとしている領域が、モード2をモデルにしているのであれば、任期法は至極当然のことになります。しかし、任期法が

すべての大学教員に波及することを前提にすれば、甲論乙駁の対立になり、收拾がつきません。しかし、よくよく考えれば、任期法の背景にあるのは、大学の在り方に対する批判であったはずで、す。すると、任期法に賛成の意見も反対の意見も、大学批判への直接の応答、回答になっていなければなりません。焦点が大学批判であるならば、その視点で任期法に対する評価を行わなければ無意味でしょう。そして、大学批判に答えるためには、大学とは本来的にどのような存在であるべきか、という原点を押さえておかなければ、再び議論は混乱するでしょう。

6. 任期制は大学教育改革の逆流

大学は研究機関ではありません。大学の主要な目的は教育であるといわなければなりません。したがって、任期制または教員の流動化を促進することは、大学の教育機能と整合するかが、問われなければなりません。今日の教授の70%は教育に主要な関心を移し始めている、という調査結果がアメリカで発表されたことがあります。大学教員は「負わされた義務を果たすという忙しさのために、自分の専門分野における発展について広く情報を仕入れ続けたり、不確かな将来に備えて計画を立てるなどの時間はほとんど残っていない」といっているというのです。そして、教育を重視するのであれば、その評価に教育への貢献を取り入れるべきである、という声が聞かれるのです。教育への献身のエートスは、所属大学への忠誠心と重なり合います。当然、自分の大学に腰を据えて働くことが要請されるでしょう。すると、教員の任期制（流動化）は、教育重視のベクトルと整合しないことになります。良心的大学教員は、研究か教育か、の二極の間で揺れ動いています。そして、多くは教育か研究に棲み分けてしまうのです。これは大学教員としては退廃的ではないでしょうか。大学の目的は教育であるが、その教育活動にとって研究機能は本質的に維持されなければ、大学ではなくなります。初等・中等教育と大学とを区別する原点は、文化の伝達に重点をおく教育と、創造性に重点をおく教育との差異にあることを考えなければなりません。

7. 大学教員評価システムの多様化

先にのべたように、大学教員の任期制が浮上してきた原因は、大学の現状に対する財界、政界の批判でした。したがって、任期法に対する評価を、大学批判に対応するように展開しなければ、意味がありません。大学批判に対する応答の視点で、教員の流動化の問題を考察する必要があります。大学の目的（教育）と機能（研究）をどのように統合するか、その知恵が必要なのです。その知恵を顕在化するものが、大学教員評価の問題です。任期制を肯定するにしても、評価がどのように行われるかによって、任期制の評価は変わってしまいます。任期制が使い捨てを助長しない歯止めとして、評価の多様化が必要です。

大学教員の評価については、アーネスト・ボイヤールが提唱する「創造性開発契約（crea-

tivity contracts)」に注目したいと思います（文献11）。それは研究と教育のジレンマから大学教員を解放する一つの方法であると考えられるからです。

大学教員の生産活動はそのときどきで焦点が変動し、また生産性にも波がある。それを画一的に研究論文だけで評価することは非合理的である、とポイヤーは言っています。一生涯にわたって変化する個人的成長や専門職的成長のパターンを反映する評価を行うべきだということです。大学教授の生涯における生産性の異なるパターンに注目した評価を行うためには、評価は画一的ではなく、多様性を認めることが鍵になります。大学教員の初期には専門研究によって評価することが適当であることは、論を待ちません。問題は中年期です。その時期は後継者養成の負担がかかり、研究は沈滞します。そのようなときには、統合的問題解決に中心をおき、他分野の論文を読み、説明的評論や教科書を書き、自分の研究の意義について討論することに時間を使うことが、適切です。後半期の大学教授の生産性は、統合的・応用的学識を進展させることに重点があります。したがって、教育の学識（授業科目の改革、計画、教材開発）に焦点をおく業績の評価が適切でしょう。このように、時期によって生産性の質に差異がありますから、その特徴を積極的に肯定する評価をすべきでしょう。ポイヤーはそのために、「創造性開発契約」を提唱しています。すなわち、3ないし5年ごとに、主要目標を変更した契約を結び、その契約に対する貢献度を評価するシステムを採ることを推薦しています。

そのようなことに対応して、大学教員のプロフィールを多様化することが必要です。すなわち、研究プロフィール、教育プロフィール、研究と教育を対等におくプロフィール、サービスプロフィール、管理運営プロフィール、など多様なプロフィールを用いることを可能にしなければなりません。それぞれの創造性契約に応じて、これらのプロフィールの選択的組み合わせを認め、適切な教員評価システムを提示することが求められます。

8. 提案

大学教員の流動化によって、大学批判に応答できる場面と、そうでない場면을区別する必要があります。なんでもかんでも流動化を図れば、事態は改善されるというわけではありません。大学教員の流動化が、大学の本来的目的のために有効である場面に対して、任期制を適用すればよいのです。そういう視点でいくつか思いつくことを示しておきます。

(1) 助教授任期制の確立

創造性開発契約の視点から考えても、助教授職を任期制にすることは、大学改革として有効性があると思います。すなわち、同一大学内で助教授からの直接昇格を禁止するので、この制度をすべての大学に課する、例えば設置基準で定めれば、流動化が期待できます。全国一斉でなければ、マーケットはできません。

(2) 教授出向制度

あるレベルの流動化は、大学の活性化に有効に働くと考えられます。そこで、各大学、特に国立大学に、一定比率で流動教員枠を定めて、その教員枠に他大学教員（特に私立大学教員）を任期を限って任用することにします。その際、他大学教員の本籍は元の大学に置き、他大学出向期間は、その教員枠を任期制教員採用枠に転用するのです。このシステムをすべての大学で実行すれば、教員身分の不安定さが排除されていますから、教員の流動化を自然に期待できます。

(3) 大学教員の種別化

大学の種別化が文部省筋では強調されていますが、それよりは、大学教員の種別化の戦略の方が、大学問題の解決としては弊害が少ないのではないのでしょうか。大学教員の種別化とは、大学教員評価を多様化させ、それぞれの評価に対応する大学教員職があり得ることを、社会的に承認させることを意味します。どの評価システムに対応する教員職を選ぶかは、大学教員の自主選択に任せます。そのような多様化した大学教員職システムの中で、大学教員の任期制システムを導入すれば、万事は機能するのではないかと思われれます。

(4) 任期制の前提としてFA宣言

任期制が機能するためには、報償制度を変えなければなりません。現在では任期制トラックは完全に不利です。そのような条件で任期制が機能するはずがありません。任期制トラックを選択する場合には、報償をFA宣言した野球選手並に、1年で10年分の俸給を提示するようであれば、魅力がありません。

参考文献

1. 「任期制をどう思う」『カレッジマネジメント』No76(1996.1~2)
2. 「教員任期制問題」『IDE』No. 374(1996.2-3)
3. 「大学の危機を救うか 教員任期制」『論座』1997年11月号
4. 「研究者のモビリティ」『学術月報』日本学術振興会、1998年9月
5. 文部省高等教育局学生課編『大学と学生』・特集[大学教員の任期制]、平成9年10月
6. 新堀通也『日本の大学教授市場—学閥の研究—』東洋館出版社、昭和40年(1965年)
7. ウィリアム・K・カミングス『日本の大学教授』至誠堂、昭和47年(1972年)
8. 山野井敦徳『大学教授の移動研究—学閥支配の選抜・配分メカニズム—』東信堂、1990年
9. 有本章・江原武一編『大学教授職の国際比較』玉川大学出版部、1996年
10. マイケル・ギボンズ(小林信一監訳)『現代社会と知の創造』丸善ライブラリー、1997年

11. E. L. ボイヤー (有本章訳) 『大学教授職の使命』 玉川大学出版部、1996年
12. 寺崎昌男 『大学の自己変革とオートノミー』 東信堂、1998年
13. 高等教育3研究所 『大学ビックバンと教員任期制』 青木書店、1998年

国立大学の民営化論

——アムステルダム大学の事例から考える——

金子 元久（東京大学）

日本の国立大学の「民営化」論には長い歴史があり、そもそも明治期の東京大学の発足の時点に、そうした改革案があったともいわれる。その後、同様の議論は何回となく蒸し返されてきた。ただ、ここ数年における「私学化」論は、大学そのものの問題というよりは、行政改革の大きな波の中で提出されているという点で大きく異なる。それは大学改革が、きわめて政治的なコンテクストで提案され、また実行される可能性が生じているということにほかならない。

しかし問題は、あるべき大学の姿をめぐる議論と、政治的に提起されている改革案、そして実効可能な改革、といった議論のすべてが今のところ同様に論じられているために、本来どのような問題が議論されねばならないか、という意味での議論の枠組みが見えないところにあると考える。そうした問題を考える一つの手がかりとして、この発表では、現在進行中のオランダのアムステルダム大学の事例をとりあげることにする。

オランダ政府は1980年代なかばから、その高等教育に積極的な改革をすすめて、イギリスとならんで各国の注目をあつめてきたが、そうした制度的な変化が、いま個別機関での管理運営のありかたにまで及びつつある。それが対処しようとしている問題は、我が国の高等教育にも決して無縁のものではない。

1. オランダの高等教育とその改革

オランダの高等教育

オランダの大学は政府からは独立の機関であるが、その法的な地位については必ずしも明確な規定はない。基本的には公的な機関であって財政的にも政府の補助金によって維持されるが、その意思決定は構成員によって自律的におこなわれることが自明とされてきた。したがって大学は政府の一機関ではない。教員もドイツの場合のように公務員ではないが、任命は国王によっておこなわれ、いったん任命されれば自律的な専門職としての身分が保証されている。オランダでこうした身分が与えられているものとしては、ほかに裁判所の判事があげられる。

財政的にみれば、大学は独立の組織であり、制度上は個々の大学の財政は政府からは全く独立している。大学の内部組織と意思決定については、その基本は大学教員の自治によっている。全学のレベルでそれを統括するのは学長（Rector）であり、教員の選挙によって選出されてきた。こうした大学組織のありかたは、基本的には中世における近代大学の

起源にさかのぼるものであり、その点では他のヨーロッパの大学と大きく異なるものではない。

しかしそうした伝統的な大学のありかたも1960年代から70年代にかけての社会発展のなかで変質してきていた。上述のようにオランダの大学は政府から独立した法人であり、大学の内部組織、学部学科構成などは大学の自治に属し、政府から大学への補助金も基本的には用途を指定しない一括補助の形式がとられていた。しかし大学が拡張し、補助金の増額を要求する際には政府の同意が必要である。したがってそうした面での政府のコントロールは大学が拡張するにしたがって強くならざるをえない。また他方で、1960年代から70年代にかけての大学紛争は、ヨーロッパ各国において大学のありかたに大きな影響をあたえたが、この国でもその例外ではなかった。もともと脆弱であった大学自体の経営能力はこうしてさらに弱められることになった。こうした点もフランス、ドイツおよび北欧諸国と同様の傾向にあったといえよう。

1980年代以降の高等教育改革

しかし上述のような大学のありかたは、1980年代後半からの社会経済状況の変化のなかで、社会からきびしい批判をうけるようになった。一方で高等教育の大衆化にともなって、大学の学生数が急速に進んでいたが、他方で福祉支出の増大のなかで1980年代には政府財政も危機をむかえており、高等教育への公的支出の増大は不可能であった。大学教育を効率化するきわめて現実的な要求が生じたのである。

こうした動きを背景として、1985年に政府は「高等教育：改革と質」という白書を発表し、高等教育の抜本的な改革への基本的な方針を示した。改革の基本的な方向は第一に政府規制の大綱化と個別大学の経営能力の強化、第二にそれを補完する財政的インセンティブと大学評価の導入である。

まず規制緩和の方向においておこなわれた改革は、大学の教育課程の新増設について、それまで文部大臣の認可を必要としていたものを、基本的には届け出制としたことである。ただしこれにともなって、新設の教育課程だけでなく、既設のものについてもその質について評価を体系的におこなうことになった。すなわち新しく創設された大学評価機関を事務局として、オランダの大学すべてが参加する大学協議会によって、専門学部ごとにピア・レビューをおこない、結果を大学に勧告するものである。

さらに効率化をめざして財政的なメカニズムにも改革が及んだ。すなわちオランダの大学に長期にわたって在学するライフスタイルが一般化し、これが大学の在学者数を、押し上げる原因となっていた。それは一方で大学の財政の観点からは非効率をうみだすだけでなく、人材の活用という観点からも批判が強かった。しかし大学に対する政府援助は、研究費補助と教育補助にわかれるが、この教育補助部分については在学者数に応じて補助額が算出されていたために、長期在学者の存在は大学にとっても格段の問題としてとらえら

れていなかった。それに対して1992年から学生数に対応する政府補助は、入学後1年目から4年目の学生数を算出根拠とすることになった。これは政府が大学を行政的にコントロールするのではなく、むしろ補助金というインセンティブを介して大学の行動を変えろという志向をあらわすものとして重要な意味をもっている。

1997年高等教育法改正

さらにこれに続いて1997年9月に高等教育法が改正された。この改正はこれまでの規制緩和の方向での改革をさらに推し進め、個別機関の独立性と経営能力を強化することを意図しているとみることができよう。新法は、法律による規定をゆるめ、各大学による裁量の余地をひろげ、それぞれの大学の自主的な改革をもとめた。また特に政府と大学との関係、および大学の意思決定に関してもおおきな変化をもたらした。とくに大学全体の管理運営については、後述の3人からなる運営委員会が責任をもち、これを新たに設置された大学管理委員会が監督することになった。これによって政府による直接的な監督は著しく弱められることになった。また全構成員による大学評議会の権限は著しく弱められ、一般的な意志形成に直接参加することはなくなり、重要事項について運営委員会の決定を拒否する権限が残されるのみとなった。また大学の内部の機構については各大学が自主的に決定し得ることになった。また財政的には各大学は授業料を独自に設定してよいことになった。授業料はそのまま大学の独自収入となる。同時に政府による奨学金制度が拡充された。なおその反面で、政府による大学に対する直接的な補助金はほとんど停滞しており、各大学が独自の財源を獲得することを余儀なくされていることも見逃せない。

ただいづれにしても、この改正の意図はあくまでも個別機関における自律的な改革の環境作りをねらったものであり、その成否は個別大学でどのような変化が生じるかによることになる。これに対応して、オランダの各大学ではそれぞれ独自の改革を模索する過程にあるが、その一つの例としてアムステルダム大学における改革の概要を以下に整理する。

2. アムステルダム大学の組織とその問題点

大学とその財政

アムステルダム大学の1997年度の登録学生数は22,000人であった。経常収支の希望は歳入・歳出いずれも約8億ギルダー、邦貨換算約520億円（1ギルダー＝65円として算出）であり、後述のように学生数約2万人の大学としては、日本の大学とくらべて特に豊かとはいえない。その歳入面をみれば、約7割が政府補助によっており、その残り3割を、授業料、研究収入、雑収入から各1割ずつ得ている。表から明らかなように趨勢としてみれば収入の大宗をなす政府補助は、ここ数年は全く停滞しており、授業料、研究収入もほとんど増加しておらず、わずかに拡大しているのは雑収入にすぎない。大学がさまざまな新しいタイプの財源を求めなければならなくなっている状況が明らかである。他方で支

出面をみると人件費が6割弱、ほか4割強という構成となっている。ただし人件費はここ数年明らかに停滞傾向にあり、人件費以外においては多少の上昇がみられる。

資産の部をみると、その総額は8億ギルダ（邦貨換算約520億円）で、経常収支の総額とほぼ同額であった。そのうち、ほぼ金融資産に相当する「出資者供託金」（テキストの英文表記は「Shareholders' Equity」）は4.5億ギルダに達する。その毎年の増減をみると、前年の通常活動収支額と同額になっている。これは出資者供託金が歴史的に積み立てられた基金となっており、毎年の経常的な予算の赤字分をここから補填し、また黒字分をここに補填するという操作をおこなっていることを示しているものと思われる。

組織

大学全体は学長（Rector）が統括するのであるが、これも教員間の選挙で選出され、基本的には教員が構成するギルドの代表である点には変わらない。大学全体の重要な意思決定は、教学に関わることに限っては、それに直接かかわる学部の教授会であった。また全学に関わることに限っては、教員、職員、学生の代表から構成される、上述の大学評議会（council）で決定されることになっていた。しかも予算の拡大を要するような事項については、現実には教育省の同意が必要となる。

大学の基礎単位は総数100近い、学科（department）である。その上に学部（faculty）があり、現在進行中の改革による統合の前には、その数は14であった。学科は教員にとって日ごろの日常生活を構成する場であり、また学生の教育、大学院生の教育を実質的に決定する場でもある。学科を代表、統括するのは学科長（英語で chairman と訳している）であるが、基本的には学科長も教授の一人にすぎず、学科の教授の間から選挙で選ばれ、学科での議論をまとめるとともに上位組織に対して学科を代表するが、学科長に与えられた権限はすくない。

大学の事務組織は事務局長（Secretary）に統括されている。大学が自律的な組織であることを背景として、大学事務局が直接に教育省のコントロールをうけることはなく、人事的にも教育省、あるいは他大学との交流が定期的におこなわれることはない。しかし大学内では事務局は、大学全体から学部、学科の事務部門に至るまで、独自のコントロールをおこない、人事移動をおこなってきた。こうした意味で、学内には基本的に教学と事務の二系統のヒエラルキーが存在していたことになる。

問題点

このような組織と管理運営のありかたは基本的に中世大学の伝統を引き継ぐものであり、もともと大学の組織は中世ヨーロッパにおいては一つのギルドにすぎなかった。「教授」とは授業をおこなうものという意味での教員すべてを示すのではなく、若年教員、学生などを含む一組の学者・学生集団の長であった。こうした組織と意思決定のありかたを

バートン・クラークは「教授寡頭制」(academic oligarchy)と呼んでいる。もちろん近年にいたって大学の組織が拡大するにしたがって、そうした統治のありかたに重要な変化が生じたことはいうまでもない。こうした意味で現在の管理運営パターンは「修正教授寡頭制」ともよぶことができよう。こうした管理運営のありかたは、特有の機能的問題を生む。

第一にまず大学全体についてみるならば、規模の拡大にもかかわらず大学としての管理運営の基本は基本単位としての学科における教員の合議にもとづいているから、大学全体としての管理運営も基本的には各学科でのその集積にすぎない。大学全体にかかわる意思決定についても教授団の合議にもとづくのであり、しかも重要事項については全構成員が最終的な意思決定に参加するために、意思決定がおこなわれるのにきわめて長時間を要するだけでなく、個々の構成員の利害をそこなう決定をしにくい(Acherman 1998, p. 12)。

第二に学科レベルでは、そこでの教員間の日常的なコミュニケーションが一方では教育研究を支えるのであるが、しかし同時にそれは学科の教員がその学科の学生の教育をあたかも自らの「所有物」であるかのごとく感じさせることになり、大学全体での要求あるいは社会からの教育への要求に対応し、必要な革新をおこなおうとする意欲を生じさせていなかったことも事実である。

しかも第三に、こうした体制の中では、教育、研究について責任をとる主体が明確ではない。それが、社会全体や政府の大学への要求が多様化し、増大するなかで、最も基本的な問題となりつつあったのである。

3. 改革

こうした問題を背景に、おりからの1997年の高等教育法の改正をうけて、アムステルダム大学では学内組織の改組がすすめられることになった。その主要な点を、1)大学全体の戦略的経営機能の強化、2)学部(faculty)の統合と経営機能の強化、3)上部組織と下部組織との関係の明示化、の三点に整理して以下にのべる。

大学レベル

新高等教育法の規定によって、従来は学長、大学評議会を中心としたオランダの大学における管理運営は、「執行委員会」(The Executive Board)と、それを監督する監督委員会(The Board of Supervisors)によって担われることになった。

まず執行委員会は、大学の管理運営の中核となる組織であり、総長(President)、学長(Rector Magnificus)、執行副学長(Executive Vice-president)の三人から構成される。一般的には、総長が学外との関係および学内行政の総括、学長が教育と研究、副学長が財政を分担する。執行委員会は週に一回ひらかれるが、事務局長(Secretary of the University)も同席して、政策実施上の調整をおこなう。総長他の人選は下に述べる監督委員会によって決定される。総長、学長の任期は4年となり、重任も可能となった。

監督委員会は大学の管理運営を、文部省にかわって社会的な観点から監督することを目的とする。構成員は5人の委員からなり、教育大臣によって任命される。委員は大学の構成員以外からえられ、アムステルダム大学の場合、有力国際企業の経営者、アムステルダム市長、アムステルダム大学卒業の学識経験者などからなっている。

上述のように新高等教育法の規定による執行委員会は、機動的かつ強力な管理運営機能を意図するものであり、また上述のように政府から大学にわたる補助金は一括資金としてわたされるわけであるから、大学レベルでの管理運営機能はかなり強化される条件がそなわることになった。

学部の管理運営組織

新しい機構で重要な役割を与えられるのが、学部 (faculty) レベルの管理運営である。学部レベルに管理運営の機能を大幅に委譲するとともに、教育研究を強化するための機構が特に付け加えたのである。まずこれまで14あった学部は7学部に統合・再編されることになった。教育研究についての基本的な意思決定は、この新しい学部レベルでおこなわれる。学部は全学から毎年、一定額の予算を包括的にうけとり、その用途については全面的な裁量権をもつことになった。学部長は教育研究の経営者として中心的な役割を与えられる。学部長は執行委員会によって任命され、執行委員会によって罷免されることもありえる。任期は5年で重任も可能である。学部長は管理運営に専念するものであって、給与についても、一般教員の俸給表とは全く違った水準に設定される。また学部長のための研修も企画される。

また学部長の下には直属して学部事務局があり、ここに管理部長 (Director of Management)、学部監査役 (controller) がおかれる。管理部長は教員ではなく、学術研究について理解のある行政職員があてられる。従来は学部、学科の事務局の人事は、全学の事務局の人事の一部であったが、改革後は大学外の民間企業の職員などをふくめた広い範囲から、学部長がみずから人選し、任命することになる。学部監査役は学部長と、教育センター、研究センターとの間で結ばれる契約 (後述) の実施状態について監査をおこなうことによって学部長を補佐する。

組織間の関係

今一つ新しい機構改革で重要な変化は、全学経営委員会と個々の学部長、あるいは学部長と各センターとの関係である。旧制度では組織上の序列はあったものの、上の組織が下の組織に支持をおこなう権限は明確ではなく、逆に下位組織が上位組織からどのような権限を委託されているのかも明確ではなかった。新制度の特徴はこれを、上位組織と下位組織との間の「契約」 (covenant) として明文化したことにある。

まず全学と学部の間に関しては、各学部はその発展計画を作成し、明確な達成目標とそ

のために必要な予算案をもって、全学の執行委員会と交渉をおこなう。その結果にもとづいて、執行委員会は4ヶ年計画の枠内で、各学部長と契約をかわす。契約の期間は4年間であり、その内容は、各年度に学部に対して支給する予算総額と、契約期間における学部の教育、研究面での事業内容である。

同様のプロセスは各学部の中でもおこなわれる。すなわち教育センター、各研究センター長は、計画期間における達成目標と、それに必要な予算を算出し、学部長と交渉して、契約を締結する。その契約の実施期間にはいれば、前述の学部監査役が、その実行状況をつねに監視し、学部長に報告する。契約が十分に実行されない場合には、研究センターの閉鎖も考えられる。

このような方法によって、いくつかの機能についての責任者を明確にするとともに、その責任者に一方でその業務執行の目的と権限に透明な根拠を与えるとともに、責任者に対する厳しい監視がおこなわれることになる。

4. 日本の国立大学に対する含意

以上にのべたアムステルダム大学の改革は、我が国の高等教育を考えるうえでどのような含意をもつか。この点を以下では、管理運営のありかた、組織原理、そして資源配分、の三つのありかたからみてみたい。

管理運営：参加原理から執行原理へ

ヨーロッパの大学に伝統的な、大学の長期的な意思決定から日常的な管理運営について、教員さらに他の構成員の参加をもとめる管理運営の原則をさしあたり「参加原理」と呼んでおこう。そしてこの参加原理が大学をとりまく新しい環境の下で、限界をあらわにしてきたのが、ヨーロッパ諸国に共通の現象であり、その点は日本のとくに国立大学にも共通の問題であった。それに対して大学の管理運営を、相対的に独立した執行権をもつ個人ないし組織に委託する、という形の管理運営のパターンも考えられる。こうしたパターンの理念を「執行」原理と呼んでおこう。それにともなつて既存の組織を前提とした「管理運営」にかわって、中長期的な意思決定を含めた「経営」(governance)ということばが用いられるべきかもしれない。いずれにしてもそうした原則にもとづいてより機動的な経営をおこなおうとする動きは、ヨーロッパ諸国にある程度共通のものであり、我が国においてもそうした方向での改革が模索されていることはいままでもない。

しかしそのような執行権の強化は、それに対応した何らかのチェック機能を必要とする。全学レベルでは、その意思決定の基本的な原則は監督委員会によって承認されなければならない、その成果も監督委員会によって評価される。同時に学内からは、教授団に基本的な組織変更などについての拒否権が残されることによって、一定のチェック機能が残されることになる。アムステルダム大学の改革は、さらにこうした方向での改革が、伝統的な大

学の内部組織に及ぶ際にどのような点を考慮すべきかを示すものといえよう。すなわち全学だけでなく、各レベルで執行部はその運営の目的と方法について、一定の具体的なプランを示し、それに対して必要な予算を与えられ、その達成度について様々な形でのチェックを受け、最終的な責任をとらされる。さらにそれは全学レベルだけではなく、一般に学内における、上位執行機関と下位執行機関との間にも適用される。それを「契約」という形をとることによってしようとしたのであった。それが同時に学内全体に対して執行部の意図の透明性を保証することになる。

さらに執行権を強化するためにはいくつかの条件が必要である。上述のような「契約」が完結するためには、教育研究に関する内部および外部評価がそこで不可欠になってくる。前述のように、オランダでは透明性の高い、大学(学部)評価が試行されているが、こうした点で初めて評価が活用されるともいえる。またこうした改革の成否はシステムだけでなく、執行担当者の資質に負うところが大きいことはいままでもない。執行担当者の待遇および訓練を含めて、一つのキャリアとして成立することが重要であることを示している。

組織構造： 帰属組織から機能組織へ

いま一つの問題は、大学の内部組織とその機能の対応関係である。古典的な大学においては学部ないし学科は、学問上のディシプリンに対応して成立しており、それがそのまま教員の帰属単位であり、研究の単位でもあった。同時にそこには、大学院生や学生が所属し、教育の単位ともなってきた。教員の所属単位が、同時に研究、教育という基本的な機能をあわせもつ、という意味でいわば三位一体の性格をもってきたのである。それによって長い大学の歴史において教育研究が安定的におこなわれてきたことは否定できない。

しかし他方でそれは、一定のディシプリンの論理とそれにもとづく組織に研究教育がいわば閉じ込められることを意味する。しかし知識の生産・伝達の現代的な発展は、研究や教育の範囲が既成のディシプリンを超えて常に流動的に組織され直すことを不可避とする。また学生の知的発達の観点からみれば学士課程の教育は既存の学問領域にそのまま一致すべきものでは必ずしもなく、学問領域の論理からは学生にとっての学習上の問題点はなかなか見えない。そうした意味で、教員の帰属組織と、研究、教育の機能とをどのように再編成するかが問題となるのである。

こうしたコンテクストでみれば、アムステルダム大学の改革は、教員の帰属単位としての学科の外に、教育・研究機能に対応して、教育センターおよび研究センターを設置することによって、機能面での組織の顕在化をさらに徹底させたものだとみることができる。ただしアムステルダム大学の場合には、それはあくまでも一つ一つの学部の内部での機構改革なのであって、大きな意味での帰属＝機能組織である学部は残ることになる。

資源配分：組織維持からサービス対価へ

さらにある意味ではもっともクリティカルなのは、改革の財政的な側面である。一般にヨーロッパの古典的大学は、政府からの財政補助を自明のものとして成立してきた。そこでは政府は大学の組織としての存在を前提として、その活動を保証するにたる財源を恒常的に供給することが原則とされてきたのである。しかし学生の増加と政府の緊縮的財政政策のなかで、一方で資金の効率的な活用と、他方で政府外財源の拡大の必要に迫られていることは前述のとおりである。ヨーロッパにおける大学が直面するもっとも困難な課題はここにあるのであり、これは基本的には日本のそれも同様といわねばならない。

こうした状況のなかで明らかになりつつある一つの変化の方向は、既存組織の存続のための資金ではなく、大学が果たす教育・機能面でのサービスに対応した負担を要求する、という点である。そしてそうした資金の提供者として期待されるのは、政府のみではなく、そうしたサービスを利用する社会全体に求められる。逆に大学への資金は、大学によるサービスの対価として支払われることになる。それは高等教育の市場化といってもよい。こうした方向での変化はいま、ヨーロッパ各国で模索されている。

結論

以上にのべたアムステルダム大学の改革は、国立大学の私学化、といえるか否かには議論の余地がある。しかしその改革の過程では、国立と私学との相違を分析するうえでの重要なディメンションを示しているといえよう。そうしたものを材料に、日本における現実的な改革に議論を進めるのが、これからの課題である。

研究セッション②

総括講演

大学改革と市場原理

大崎 仁（放送大学教育振興会）

昨日から、高度な、かつ行き届いたご講演があり、活発なご論議が交わされておりまして、いまさら経済学についてはまったく無知である私が総括講演というようなことをいたしますのはおこがましい次第と存じますが、お引き受けをした責任がございますので、日頃考えておりますこと、また昨日来のお話で考えさせられましたこと等を述べまして、先生方のご教示をいただくよすがとしたいと思います。

お手元に印刷物をお配りしておりますが、だいたいこんな順序で話を進めたいと思います。

1. 「市場原理」とは

私は先ほど申し上げましたように、経済学には無知でございますので、そもそも市場原理とは何ぞや、ということを確認しないと話が進められません。そこで、今度このセンターの客員にもなられた一橋大学の中谷巖先生の定義を用意いたしました。

「市場原理とは、多くの供給者と需要者が、価格をシグナルとして、それぞれ供給と需要を決定し、それらが市場を通じて調整されることにより、効率的な資源配分が達成されるという考え方である。」

国大協で行政改革に対応するため特別委員会を作りまして、「行政改革と国立大学の在り方」という特別委員会報告を發表しておられますが、その中で、中谷先生が「市場原理と高等教育の在り方」という論説を書いておられます。この定義は、その冒頭で述べられているものです。

昨日の小椋先生のお話は、ほぼこれをその通りに大学に当てはめてご説明になられたわけですが、どうもこの定義のような「市場原理」が大学教育にそのまま適用できるかという、いろいろ疑問が湧いてまいります。

まず、本当に価格がシグナルになり得るのか。つまり、個々の大学に対する、あるいは高等教育に対する需要と供給というものが、授業料の高い低いによって、どこまで左右されるか。どうもそれが決定的要素となるとは思われない。吉川先生のお話のように偏差値シグナルという考えもあり得るわけですし、さらにそもそも授業料の額の高低をシグナルにするシステムが望ましいかどうか、おそらく賛成される方は極めて少ないと思います。

それから、多くの供給者と需要者、要するに取引当事者をどう考えるかという問題がある。大学というものについての取引の当事者というのは、大学と学生、あるいは大学と学

生の父兄ということで割り切っているのか。もちろん、研究面について言えば、大学と企業との研究契約というようなこともあるわけですが、教育面についても、金子先生が適切な図を描いてお示しになられたように、社会的な高等教育に対する需要というものをどう考えるかという問題が一方にある。企業の人材需要とか社会の各セクターにおける人材需要とかそういう面を考えると、個々の学生とは別次元の需要者が現れてくる。個々の企業が、個々の団体が、あるいは社会の各セクターが、さらには、社会全体、国家全体として、こういう人材を育成して欲しいという需要がある。これらの需要者は個々の大学と直接取引ができませんから、政府がそのような需要者に代わって大学と取引引きしていると考えられないこともない。

金子先生のお話のオランダのように、大学と国とがコントラクトを結ぶという考え方は、国が社会のいろいろな需要というものを背負って取引当事者として現れるということだろうと思うんですね。

ですから、大学教育の供給者と需要者というものを単純に大学と学生と考えることには大きな疑問がある。

第三に、効率的な資源配分というのが市場原理の、いわば目標というか効用ということになっているわけですが、昨日、質の問題が捨象されているんじゃないかというお話がございましたけれども、その効率的な資源配分とは何かということがやっぱり問われなければならない。つまり経済学的な意味での効率的な資源配分と社会政策としての効率的な資源配分と教育政策あるいは科学技術・学術政策としての効率的な資源配分といった同じなのか違うのかというところが問われなければいけないだろうと思うんですね。

市場原理の論理では、需要者、供給者の双方がそれぞれ最も満足する効用を得られる均衡点に達することにより、最も効率的な資源配分が可能になるということになりますが、大学政策、教育政策、学術政策が目標とするものとそれがはたして一致するのか。効用とは何ぞやということをやっぼど分析しないと、そのまま受け取れないという感じがいたします。

さらに申し上げますと、その取引される財はいったい何なんだ。一般には教育サービスということになるわけですが、本当に教育サービスだけなのか。学生の進学動機、需要、あるいは両親の動機というのにも関わるわけですが、いろいろな付随要素がある。学生としての地位とか、資格とか社会的ステイタスとかいろいろあるわけで、市場原理でやればうまくいくという議論には、私は非常に抵抗感があります。

実は、以上私が疑問に感じた大部分のところは、さきほど申し上げた中谷先生の御論説の中で、解明してくださっております。経済学のご堪能な方は今さらということかとは思いますが、これまで市場メカニズムが働かないというものの代表的な例に教育というものが挙げられていた。市場メカニズムの働く有効条件を、中谷先生は4つ挙げておられます。

第一に独占的供給者あるいは需要者というものがないということ。これは大学教育も

満たしていると考えてもよろしかろう。

第二に、供給者、需要者双方が、取引財、取引条件について完全な情報を持っていることが必要である。情報の不均衡というものがあると市場は失敗する。この点については、常に供給者側である大学がより多くの情報を持ち、需要者である学生側が不完全な情報しか持っていないという不均衡がある。中谷先生はそこまでおっしゃってませんが、私の理解では、その結果、放置すれば、悪貨が良貨を駆逐するということになるんだろうと思うんですね。

それから第三に取引の対象について確実性があること、例えば、海のものとも山のものともわからない研究に金を出して企業がコントラクトを結ぶことはなかなかしない。現在の科学技術振興の波の源の一つは、そういう基礎研究のリスクは国が負担すべきじゃないか、というところにあるわけです。

それから最後に、外部性というものがないことが必要である。この点が、大学を考える場合に本質的には一番問題だと思います。つまりその取引の効果というのは、取引当事者以外にどういった影響を及ぼすか。その影響の大きさが大きければ大きいほど市場原理というものは働かないということです。さきほど申し上げましたように教育の場合には決定的に外部性が大きいわけですね。つまり学生と大学との間の取引ということだと仮定して考えた場合に、大学と学生だけが満足すればそれでよいということにはならない。

中谷先生は大学についてはこれらの有効条件が満たされていないから市場メカニズムは働かないよというふうに結論づけておられます。ただ同時に、その市場の失敗があるからといって、同時に政府の失敗もあるんだと。つまり政府が失敗しないと考えると間違いで、現在の状況というのを見ると政府の失敗というものがあるといっておられます。価格メカニズムによらずに、競争原理というものをどう働かせるかが、中谷先生の考えを敷衍すると、大学改革の最大の課題だという結論におそらくなるのだらうと思います。

市場化とか市場原理とか言う場合には、さきほど申し上げました厳密な意味での市場原理をそのまま大学に適用しようと考えている方は少ないのではないかと。市場メカニズムが持っているある特性だけを頭に置いておられる場合が多いような気がします。例えば小椋先生がおっしゃった消費者主権という考え方、つまり需要者側の選択権というか、供給者と需要者をイコール・フッティングにおいて需要者側に選択権を与えるという意味。あるいは中谷先生のように競争原理というものを重視される場合もあるし、またそれらを可能にするためのデレギュレーションを強調される場合もある。それらが市場化とか市場原理とかいう言葉で語られることが多いのではないかと。私もそのような意味で、市場原理ということをあまり厳密に考えないで、話を進めさせていただきます。

2. 私学政策の変遷と「市場原理」

それでは個別の話に入らせていただきますが、国の関与ができる限り少ないことが市場原理が働く前提条件と考えますと、私立大学に対する政策を考えることが、市場原理が有効かどうかということを考える大きな手がかりになると思います。

まず、これまで私大に対して、国がどういう理由でどのような介入や関与をしてきたのかを簡単に見ることにします。

第一に、私大の設置に対する許認可制というものがあります。なぜ、学校の設置を国の許認可に関わらしめなければいけないのか。完全市場原理をとるのであれば、許認可制は撤廃して、誰でも彼でも大学を自由に作れるようにする。もっともそこまでいくと、そもそも大学というものも国の制度とする意味があるのかということまではいくわけです。そこで、許認可制というのがなぜ必要なのかということをもとに考えなければならぬ。

明治の初期、明治12年の教育令では、学校の種類を問わず、何人たりともこれを設置していいと、届け出だけでいいという完全自由化の方針をとったわけですが、明治13年の改正でただちにひっくり返して認可制を取ることにした。そのときの理由書で、「学校は世間、普通の営業と同じからず」ということを言って、「よろしきを失すれば、すなわち小にしては人を損ない、大にしては俗をやぶるの害あり」、つまり教育というのは、変な教育をすると教育をされる方がおかしくなるし、ひいては社会全体にも害を及ぼすから、チェックする必要があるということが基本的理由になっています。このような考えは今に至るまで脈々としてあって、皆様ご承知ないかもしれませんが、学校教育に類するような教育を認可を受けないでやってたら認可を受けろと言って勧告をして、言うことを聞かなければ、その教育は止めさせるという規定が学校教育法にちゃんと残っている。今風に言えば、消費者保護ということにもなります。ところが、一方社会教育は自由にやりなさいということになっている。いったいどこが境目なんだと。これはこれでおもしろい議論になるわけですが、立ち入っていると時間が足りなくなります。要するに弊害防止という意味での認可というものがある。

第二に学校の経営主体に対する制限というものがある。ご承知の通り、過去には、学校種別で私学を認めるか認めないかということがあった。はじめは、初等、中等ぐらいまでは認めていたわけですね。しかし、例えば私立の師範学校というものは認めない。これは改正教育令の時に、小学校の教員は、官立公立師範学校の教員免許を持ってなきゃ教員になれないと規定した。その理由ですけれども、「師範学校の性質たる、これを教えるもの、よって利益の占むるの余地なし」、つまり師範学校の教育で利益を得るといふ余地がない。「公の負担するところとなりて、はじめて維持するを得るものとす」と。従って私立師範学校というものは、不十分なものにならざるを得ない。「これ、私立師範学校の望みを囁すべからざる所以にして」ということで、言いかえれば、私立では師範学校の経営に必要な経費負担が無理だから認めない、ということです。私塾、家塾の伝統がありますから、

それでもって生計をたて利益を得たって、当時は少しもおかしくはないんですが、師範学校については無理だろうということです。結局、大正7年の大学令、高等学校令が出た後でも、師範学校っていうのは最後まで、私立は認めなかった。これはまあ、また経営面とは別の理由が当然あったと思いますけれども。

それでご承知のように、その大正7年に初めて私立大学、私立高等学校というものが認められて、一応、師範学校以外は、学校種別の制限はなくなることになる。

戦前の私学政策に思想統制的要素があったことは否定できませんが、制度上はそれはあまり出てこない。もっぱら経費負担の話が出てくる。私人が経費を負担するものが私学である。明治44年に私立学校令の改正というものがございまして、私立の中学と専門学校は、財団法人じゃなきゃ作っちゃいけないことになる。これが明治44年ですけども、その後で高等学校令と大学令が出てきた時に、当然財団法人だということになるわけです。その際に財団法人であって、かつ、その大学を維持するための収入が生まれる基本財産というものを持っていて、それをちゃんと供託しなさい。供託というのはご承知のように、国に金を預けるということです。これも理由を見ますと、「大学の経営はすこぶる多額の経費を要し、したがってその基礎最も確実なるものにあらざれば、大学の目的を達成すること難し。」ゆえに財団法人において大学の設置をする時は、基本財産を供託しなさいかん、と言っているわけです。ただ供託をさせる代わりに、経常費助成をしたわけですね。

こんな古めかしい話をなぜするかというと、大学というものが、一般の営業、一般の事業と同じようにして成り立つものかどうか、というところが、市場化論の一つのポイントだと思うからです。午前中少し話が出ましたけれども、いったい高等教育に対する国の投資というのをどう考えるのかということが、非常に大きなポイントだと思って、ちょっと古めかしいお話をしたわけでございます。

戦後、学校教育法、私立学校法ができて、私学の経営主体を学校法人にした。供託制というものも廃止され、今までがんじがらめにしていた認可事項も大幅に緩和され、認可基準も緩和される。それから、収益事業をやってもよいというふうに大きく転換しました。もともと、学校法人の財団性というのはまだ残ったわけですね。ヨーロッパの大学は、社団性を持っているわけですね。コーポレーション、教師、学生の団体が大学の本体であるという考え方が強い。日本の場合には財産なんですね、財団。ある篤志家が拠出した財産によって、教育をやる。その財産が本体である。財団的考え方が強かった。それを学校法人も受け継いでまして、供託制はなくなりましたけれども、旧制時代の考えを受け継いだ規定が、学校法人についてもあるわけです。

私学の施設、設備は篤志家の寄付により、運営費は授業料によるのが私学経営の鉄則であるということが、私立学校法制定を推進された私学団体の出された当時の私学法の解説書に書いてある。その時点では、学校法人の財団法人性というものがまだはっきりしていた。それが崩れてきたのは、昭和30年代の後半から、いわゆるベビーブームの波が近く大

学に及んでくるということで、私大の急速な拡充が始まる。ところが、その私大の拡充の内容というのは、さきほど申し上げたような、篤志家が財産を拠出して、というようなものは極めて少なく、ほとんど借入金に依存した新增設というのが、この時点で大量に進行していったわけです。この時点の私学の動きは、今から考えると、ある意味で市場化原理にまかせた場合の実験という感じがしないことはない。当時は、認可事項は学部段階で終わりですから、学科をいくら作ろうが、定員をいくら増やそうが、それは大学の自由でした。それから、定員以上に入学させるいわゆる水増し入学も多く見られ、定員超過率は、平均で1.6~1.7倍程度だったと思います。

認可を受けて大学、学部の新增設をする場合でも、昭和39年に、せめて自己資金を三分の一は持ってくれ、という方針を文部省の大学設置審議会が出しています。それ以前は三分の一以下でも、認可されたということになります。この時点で私学経営というものが、財団法人的なものから一種の事業的なものに質的に転化をしたんじゃないかと思います。

それで、その結果何が起きたかという、大学の新增設や定員増のための施設・設備の投資の大部分を授業料などの学費にかぶせたわけですね。私は当時、文部省の私立学校振興方策調査会の事務方を勤めまして、いろいろ私学の経営を見せていただきましたが、良心的な新設の私立大学にお邪魔した時に、その責任者が、学生納付金のうちの半分は借金返しにまわせます、だから、ご心配いりません、ということをおっしゃった。そういう形で、市場原理というものが、当時は作用していたわけですね。

そういう市場原理化の結果何が起きたかと言えば、最も象徴的なのは、大学紛争です。日本の大学紛争の特色は、まさに私学の授業料値上げに始まったんですね。昭和40年の慶應の授業料値上げ紛争がきっかけで、翌年早稲田、さらに次の年、中央、明治と激しい紛争が広がっていった。授業料値上げがきっかけで紛争が始まったというのは、日本に特有の現象で、その背景にはやっぱりこういう大学に対する一種のレッセフェール政策というか、今流に言えば私大を市場原理にまかしたということがある。

それが行き過ぎたということもあって、振り子が今度は逆に振れるわけですね。それが私立学校振興助成法の制定ということで、私大に経常費を補助するかわりに、その経常費補助の効果を確保するために、私学の学生の定員管理を国がやるようにした。およそ学生定員の変更に結びつくことは、私立学校法を改正して認可事項とする。さらに、私大の新增設は5年間、原則認めないという規定を設けた。レッセフェール政策から180度転換したわけです。これによって、私学経営の枠組が一変する。先ほど来、定員管理をやめろという議論もありましたが、市場原理を徹底しようと思ったら、当然私学の定員管理とか新規参入を抑制するというようなことは、やめなければならない。それが、いいのか悪いのか、そうした場合にどう影響が出るのかということを実際に議論する必要がある。市場原理との関係は、国立大学の問題だけじゃなくて、むしろすぐれて私学的な問題ともいえるわけで、この際おおいにご検討いただくことが必要ではないかという感じがいたして

おります。振興助成法による私大の経常費助成は、現在、経常費の12%前後ですが、私大に対する国の助成のあり方も、市場化論と大きく関わってくると思います。

3. 国立大学と「市場原理」

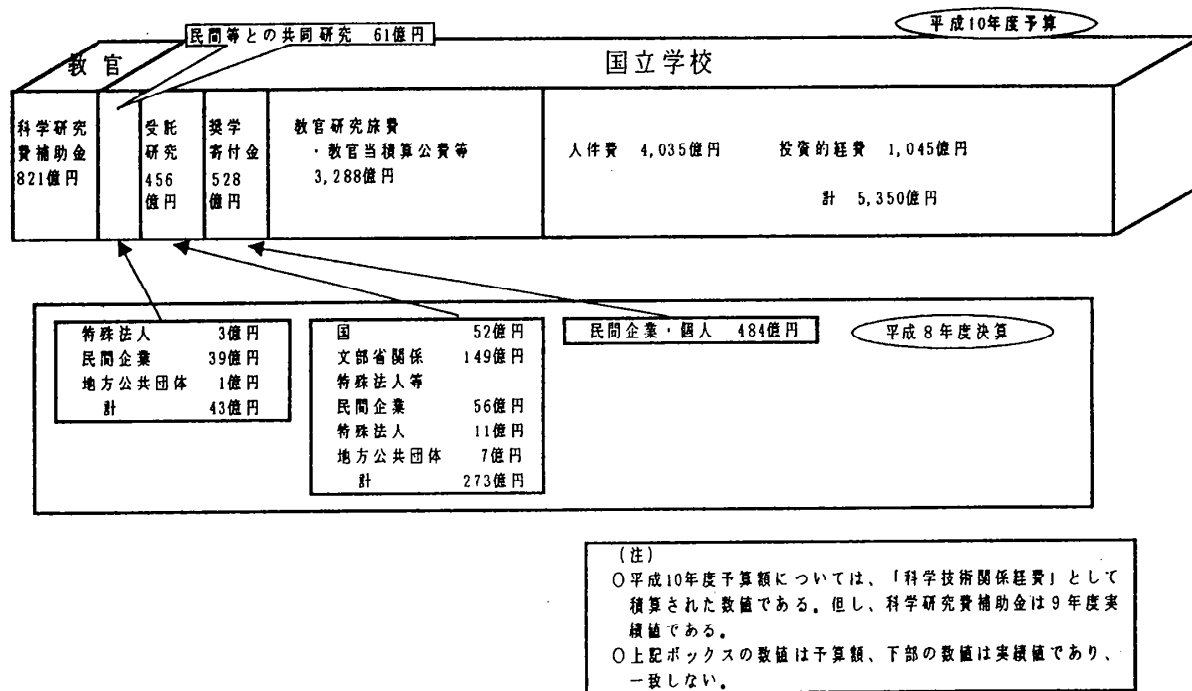
それでは、国立大学については、これまでまったく市場原理と無関係だったのかと言いますと、そうともいえない。国立大学について市場原理というものを考える時、基本的には国立大学の当事者能力、つまり国立大学が経営主体としてどこまで主体性を持ち得るかということが出発点だろうと思います。政府は、これまでその点についてまったく無関心だったわけではない。金子先生がお触れになったように、明治の早い時期には、帝国大学に土地か山林かを与えて、それからの収入で独立採算できるようにしようというような動きもございましたし、戦前は、一つ一つの帝国大学が個別に特別会計を持っていて、各帝国大学にいくら資金を与えるか特別会計法に書いてあったわけです。ただし、その他の大学は一括した特別会計になっていた。そのような形で、経営主体性を持たせる一定の配慮はなされていた。

戦後にご承知のように、昭和39年に国立大学特別会計法ができました。これも財政上の自治がなければ、大学の自治は本物ではないということを、当時、真面目に議論をした記憶があります。国立大学特別会計法ができた時には、採算性を考えて作ったものではない。法律自体にも書いてありますけれども、他の事業と経理を区分して、国立学校の充実をはかるために特別会計を作る、というふうに位置づけられています。これによって例えば財投資金を借り入れて病院を作るとか、あるいは金が余ったら積み立てておくとかいうことができるようになった。また、委任経理制度というのが認められているわけですね。奨学のための寄付金は学長に経理を委任して、大学が自由に使えるようにする。この委任経理制度を拡充して、外部資金一般の受け皿にする、それでもって人を雇ったり、いろんな活動ができるようにすれば、国立大学の経営主体性を大幅に強化できるんじゃないかというのが、私の個人的な年来の説でして、そういう可能性を持った制度だと私は理解しております。

次に、経営主体性とは直接関係ありませんけれども、市場化ということでは、自己財源の比率が増大していることが、一つの問題点です。一般会計からの繰り入れ金の比率は確実に低下をしまして、特別会計が始まった年、昭和39年には82%だった。つまり82%は税金からいただいていたのが、平成5年には63%になり、今は6割を切っているというような状況になってきた。国立大学の経営は厳しくなってきた。ある意味での窮乏化が進んできた。その中で、一般会計からの繰り入れ金以外の財源が増えてきた。特に授業料がどんどん増えてきて、文部省の統計ですと、国立対私立の授業料の比が1.6倍まで近づいてきた。文科系だけをとると、国立と私立で授業料の差がほとんどなくなっている。入学料が1.1倍ですか、やはり非常に接近をしてくれているわけです。

一方、最近、きわめて顕著なのは、外部からの研究資金の増大であります。その状況をちょっと概観していただきますと、この図1のようになります。

図1 国立大学への研究費の流れ



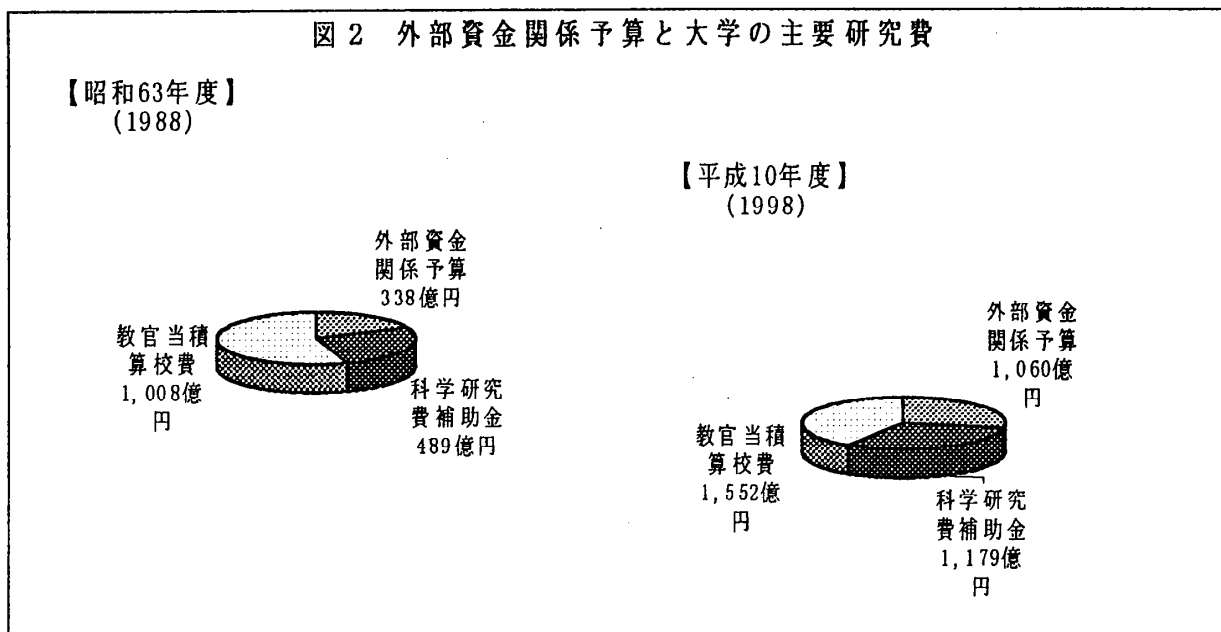
これは平成10年度の予算で見た国立学校への研究費の流れですけれども、一番右が人件費と投資的経費、その隣が教官当たり校費等の経常費ですが、その隣からは、受託研究とか奨学寄付金とか科研費とかいう外部資金です。それほど大きくないと感じられるかもしれませんが、非常に大きな大学差がありまして、研究志向の大学ですと、その比重はずっと大きくなる。

これを別のデータで見ますと、次ページの図2のようになります。

昭和63年度で見ますと、教官当たり積算校費が研究費の過半を占めていた。それが平成10年度になりますと、科研費とその他の外部資金と教官当たり積算校費にほぼは三分化されつつある状況が出てきた。

それで、国立大学について、その市場化原理が最も働く可能性があるのは、やっぱり研究面ではないかという感じがします。アメリカの大学の様子などいろいろ聞きますと、有名教授をスカウトしてきて、その有名教授が研究契約でとってきた研究資金から、大学が相当のオーバーヘッドをとる。それがうまくいけばいくほど、大学は資金的にも余裕ができて隆々発展する。これが、アメリカの研究大学の重要な戦略であるということはいいたい間違いないようです。それを支えるのは、企業の資金もそうですけれども、やっ

図2 外部資金関係予算と大学の主要研究費



ぱり政府関係の資金が非常に大きな役割を果たしている。ただそのシステムを日本に当てはめた場合に、問題になるのは、日本はそれほどオーバーヘッドを取らない。まあ取る習慣がない。民間との受託契約では、国立大学の場合は30%取りますが、これは国庫に直通して、いずれまわって還元されるとは言うんですけども、目に見えては返ってこない。

私学はまあ、その点は自由だとは思いますが、場合によっては課税対象にされるという問題があるようです。そこを欧米並みにどうシステム化するかが、大きな課題だと思います。

国立大学に市場原理を働かせる有力な方法は、いわゆる競争的研究資金の比重をうんと増やす。そこから大学がオーバーヘッドを取って、それを大学で自由に使えるようにする。イギリスのデアリング・レポートによりますと、イギリスの大学は40%で今取ってるけど、それじゃあ足りない、というようなことを書いてるわけですね、計算してみると足りない。アメリカあたりでは、半分ぐらいオーバーヘッドを取るところもそうめずらしくないんだらうと思います。研究は直接必要な研究費だけじゃなくて、大学のいろいろなインフラを使ってやるわけですから、インフラ整備に必要なオーバーヘッドを取るのは当然である。そうなれば、研究契約とオーバーヘッドを通じて一種の市場化が図られる余地は、可能性としてはかなりあるという印象を持っております。

それで需要者は誰かということとも関わりますけれども、科学技術基本法以来の科学技術振興の流れというものは、科学技術というものが、経済発展なり国民生活なりのいろいろな課題解決の鍵を握っている、だから公的投資が必要だという点ではある程度コンセンサスができています。そこに、政府が需要者となる市場化という姿が一つは描けるのではないかという感じがいたしております。

特に、最近の動きとして注目されますのが、特殊法人に対する出資金による研究推進制度であります。私がおりました日本学術振興会の未来開拓学術研究推進事業もその一つですが、各省庁とも熱心でして、現在、7省庁が所管の特殊法人に出資している。その総額は631億円にのぼっているわけですね。631億というと、だいたい科研費の半分です。学術振興会の未来開拓事業は、大学主導の研究推進ということで資金はほとんど大学にいきますし、各省庁のものもだいたい6、7割程度は大学セクターに流れている。

これは、日本における初めての大規模なコントラクト・リサーチの開始といってよい。ただ、まだまだコントラクトという感覚は、当事者は薄いですが、出資金を全部使って、何にも成果が残らないと、その特殊法人ではどんどん赤字だけ増大するわけですね。そうすると、冗談半分ですが、成果が挙げられなければ、そのうち首が回らなくなって、理事長以下全員首になる。基本的には研究振興のための資金ですから、一般の投資のような扱いはされないでしょうけれども、出資金である以上はその成果というのは、特許なり何なりという形で蓄積されなきゃいけない性格を持っているわけです。そういう意識を持つことが、一つのまとまったプロジェクトとして研究をする、そのための資金を受けたら、それなりの成果を出さなければいけないというマインドが研究者の間に生まれる大きな一つの契機にはなるだろうと思います。

ちょうどこちらへ来る前に、江崎玲於奈先生のお話を伺う機会があったんですけども、江崎先生がおもしろいことを紹介されました。アメリカの大学がその点で非常に急速に変わってきたということです。特許のライセンス収入が1990年ぐらいから激増している。特許件数が1974年に177件だったのが、1984年には408件と、それが1994年には1486件というふうにどんどん増えてきている。ある州立大学の特許料の年間収入が、1990年で1千万ドル強だったのが、5年のうちに6千万ドルまで上がってきた。このようにシャープに上がってきて、まるで企業の研究所みたいにアメリカの大学の研究所はなってきた、ということをお江崎先生がご紹介くださいました。

繰り返しになりますが、いかにして国立大学の当事者能力を高めるかということが、市場原理的なことを考える際の基本条件だと思いますし、大学審議会の答申が自律性ということを強調しているのは、その意味でも重要なことだと思います。

4. イギリスの実験

大学への市場原理の導入ということをお意識的に政策として推進した代表的な例は、サッチャー政権下で始まったイギリスの大学改革だと思います。イギリスの大学改革の目的、これは科学技術政策、学術政策にも共通しますけれども、大学というものを国の富の増大と国民の生活の質の向上によりよく貢献させるということに尽きるわけですね。そのためにどういう手を打つか。浮き世離れしている大学をどうやって政府の政策に協力させるかということが、大学改革の最大の課題であったわけです。そこで、そのために何をやった

かということ、ご承知のように、1988年に教育改革法を制定して、大学に対する資金配分のシステムを変えた。それまでは、大学人が中心となって構成している UGC、University Grant Committee が、政府の干渉を受けずに大学への資金配分に当たっていた。そのような資金配分機関を置くことが、大学の自由な発展のために必要だという明確な考えがあつたのです。その UGC を廃止して、その代わりに財界人を長とする University Funding Council という機関を作つて、そこを通じて政府の方針を反映させるというシステムを作りあげた。

『Meeting the Challenge』という白書が、1988年の教育改革法につながつたわけですが、その白書の考えは、一言にして言うと援助から契約へということです。つまり、これまでは大学に補助金で援助していたんだけど、それを大学から教育サービスを買う契約をする、その対価を支払うという考えに転換するということです。ただしこの場合、お金を出すのは政府ですから、取引当事者は学生じゃなくて政府がバイヤーになる。政府が大学から教育サービスを買うということが、この改革の基本思想だったわけです。しかし、そうすると前に申し上げた市場原理の多数の供給者と多数の需要者が、価格をシグナルにというようなこととは、ほど遠い。買い手は一人しかいない、政府しかないわけですから。買い手独占で、政府の思うがままという状況が出現するわけです。これを市場原理ということではできない。この白書の考えは、法案の審議、特に大学関係者の多い上院の審議でかなり修正されまして、大学への支払い、Payment という用語が、それまでの補助金 Grant という用語に戻される。また、政府は、資金配分の方針をカウンシルに指示するのはいいけれども、個別の大学へのファンディングについては注文をつけてはいかんというような修正がなされて、政府の個別大学への資金配分に対する直接的な介入はないわけです。

疑似市場原理的といえるのは、ファンディング・カウンシルから大学に直接交付される資金と、授業料補填という形でいく資金とのバランスを変えて、授業料補填分を多くして、学生数の増加に成功したということがあります。

イギリスの大学では授業料を取るけれども、それは学生の負担にはならない。(現在は実質的な授業料導入が進行しつつありますが) 授業料は政府が地方政府を通じて補填する仕組みになっています。授業料を上げると、大学が学生を余計取ればそれだけ大学に授業料相当分の資金が入ることになる。それで、それまで学生増にあまり積極的でなかった大学が、学生をどんどん増やすようになった。ある程度学生を増やしても、教員を増やさなくてすむわけですから、大学の財政はそれで楽になる。財政誘導と言う方がはっきりすると思いますが、市場原理の例と言えないこともない。取引当事者による選択、学生を選択と大学を選択ということでしょうけれども、それが学生増という政策目的の達成につながつたということです。

しかし、総体的に見て、イギリスの大学改革が当初目指した市場原理の導入、つまり、競争による契約を通して大学により政府の望む教育をより多くの学生に、より安価に提供させるという狙いは、失敗したといわざるを得ません。

5. 評価と競争

自由な選択による大学間の競争というのは、買い手が政府独占では機能するはずがありません。そこで、代わるべきものとして登場したのが評価だと思います。評価結果を大学のファンディングにつなげるということを、現在最も組織的に行っているのはイギリスです。大学の評価には、研究評価と教育評価があります。研究プロジェクトについては、評価とその結果に基づくファンディングということは、どこの国でもやっている。問題は、日本の教官当たり校費に相当する大学の経常的研究費のファンディングです。

イギリスでは、サブジェクトごと、つまり学問分野ごとに、University Funding Councilの後身である Higher Education Funding Council が評価委員会を作って、そのサブジェクトに対応する各大学のデパートメントごとに、研究活動の評価をする。その評価結果で各大学に一般的研究資金を傾斜配分する。評価が最低だと全く配分しない。最もよい評価を得たところは、配分の対象となる最低の評価を得たところの4倍の資金をもらえる、そういう極端な傾斜配分をやっているわけですね。現在は研究評価だけではなくて、教育評価も始まっている。教育評価の場合には、研究評価ほどは資金配分に響きませんが、それでも悪い評価が出ると注意を受け、改善しないと資金配分がストップするという仕組みになっています。ですから、疑似市場原理による競争から評価による競争へと方針が転換したと言ってよいと思います。

市場原理を大学に導入するという主張は、結局大学に競争原理を導入したいということに帰着するのではないか。そのために市場原理が有効かということそれは極めて疑わしい。日本でも評価の議論が盛んになっているのは、評価を通じての競争という方針を模索しているのではないのでしょうか。

結局は、競争原理が、これは国立、私立を通じまして、よりよい競争原理というものが働くようなシステムをどう作っていくかということが、市場化論が提起した問題に答えることになるのではないか。日本の高等教育に対する公的投資が、欧米諸国に比べて低いというのは周知のことですが、その低い投資をさらに減らす、受益者負担をさらに強化するというような意味で、市場原理を説くのは論外な話です。どこの国でも大学の機能強化のために政府が努力している。それを、レッセフェールですべてうまくいくというような政策を仮に採るとすれば、日本の大学は植民地的状態に陥ることになります。大学に対する公的投資を強化しなければ日本の将来は暗い。ただ、公的投資を強化するには、やはり競争原理、つまりよりよい成果を挙げた者により多くの資金がいく、より多くの努力をした者にはより多くの資金がいくという公正な競争システムの構築が要請されてくるのではないか。その場合にそのような競争が、どうすれば可能かということになると、どうしても評価ということが浮かんできます。それでは、どういう評価システムが可能かあるいは望ましいかということになると、これは、特にファンディングが絡んでくると難しい問題が

たくさん出てくる。

しかし、いずれにせよ、市場化論に対抗して別の形で大学に競争原理を導入することが、今後の日本の大学改革の大きな課題ではないかという感じがいたします。

まとまりのない話をいたしまして恐縮ですが、時間が超過しましたのでこれで終わらせていただきます。

研究員集会の概要

プログラム

テーマ 大学改革と市場原理

第1日 11月13日（金）

会場：中央図書館ライブラリーホール

オリエンテーション

14:00～14:30

公開講演 — IDE民主教育協会中四国支部との共催 —

14:30～17:15 司会：有本 章 氏（広島大学）

14:30～15:30 「市場原理の有効性と高等教育」

講師：小椋 正立 氏（法政大学）

15:30～15:45 質疑応答

15:45～16:00 休憩

16:00～17:00 「高等教育と学術経営」

講師：吉川 弘之 氏（放送大学）

17:00～17:15 質疑応答

懇親会

17:30～19:30

会場：国民年金健康保養センターひがし広島

第2日 11月14日(土)

会場：中央図書館ライブラリーホール

<午前の部>

研究セッション①

大学評価・任期制・民営化

9:30～12:00 司会：山本 眞一 氏 (筑波大学)

羽田 貴史 氏 (広島大学)

9:30～ 9:55 大学評価と市場原理

米澤 彰純 氏 (広島大学)

9:55～10:10 質疑応答

10:10～10:35 任期制と教員の流動化

絹川 正吉 氏 (国際基督教大学)

10:35～10:50 質疑応答

10:50～11:15 国立大学の民営化論

金子 元久 氏 (東京大学)

11:15～11:30 質疑応答

11:30～12:00 討論

12:00～13:30 休憩 — 昼食 —

<午後の部>

研究セッション②

総括講演と総括討論

13:30～15:30 司会：矢野 眞和 氏 (東京工業大学)

今井 重孝 氏 (広島大学)

13:30～14:30 大学改革と市場原理

大崎 仁 氏 (放送大学教育振興会)

14:30～15:30 総括討論

閉会

15:30～

第27回研究員集会参加者名簿（敬称略）

（公開講演講師）

小椋 正立（法政大学） 吉川 弘之（放送大学）

（司会・報告者・指定討論者）

山本 眞一（筑波大学） 絹川 正吉（国際基督教大学）
金子 元久（東京大学） 矢野 眞和（東京工業大学）
大崎 仁（放送大学教育振興会）

（現客員研究員）

井下 理（慶應義塾大学） 岩田 弘三（武蔵野女子大学）
浦田 広朗（麗澤大学） 小笠原正明（北海道大学）
甲斐 昌一（九州大学） 加澤 恒雄（広島工業大学）
川嶋太津夫（神戸大学） 中津井 泉（リクルート）
中留 武昭（九州大学） 中村 龍兵（大手前女子大学）
早田 幸政（大学基準協会） 安岡 高志（東海大学）
山田 礼子（プール学院大学） 山名 年浩（関西大学）
吉田 文（メディア教育開発センター） 吉村 尚久（新潟大学）

（元客員研究員）

天野 郁夫（国立学校財務センター） 荒井 克弘（大学入試センター）
池田 秀男（安田女子大学） 市村 尚久（早稲田大学）
江原 武一（京都大学） 大江 淳良（株リクルート）
大塚 豊（名古屋大学） 奥川 義尚（京都外国語大学）
金子 勉（大阪教育大学） 菅野 義信（広島大学名誉教授）
佐藤 広志（大学入試センター） 関 正夫（広島大学名誉教授）
大膳 司（琉球大学） 高木 英明（光華女子大学）
田中 義郎（玉川大学） 田村 達堂（広島国際大学）
長尾 信吾（呉大学） 中前 榮八郎（広島工業大学）
橋本 学（広島国際大学） 畑 博行（近畿大学）
服部 憲児（宮崎大学） 濱名 篤（関西国際大学）
藤村 正司（新潟大学） 松浦 正博（広島女学院大学）
丸山 文裕（椙山女学園大学） 山岸 駿介（多摩大学）

（現学内研究員）

井内 康輝（医学部） 越智 貢（文学部）
於保 幸正（総合科学部） 西根 和雄（学校教育学部）

(現学内研究員)

藤久保昌彦 (工学部)

(元学内研究員)

池端 次郎 (教育学部)

片岡 勝子 (医学部)

仙波 克也 (教育学部)

根平 邦人 (総合科学部)

山代 宏道 (文学部)

江口 正晃 (総合科学部)

小池 源吾 (教育学部)

成定 薫 (総合科学部)

安原 義仁 (教育学部)

(オブザーバー)

赤川 安正 (広島大学)

阿曾沼明裕 (筑波大学)

遠藤 一太 (広島大学)

大竹 久夫 (広島大学)

古東 哲明 (広島大学)

鋤柄 光明 (大阪商業大学)

瀧上 凱令 (神戸大学)

近田 政博 (名古屋大学)

塚田 広人 (山口大学)

中井 俊樹 (名古屋大学)

波平 恒男 (琉球大学)

波田 重熙 (神戸大学)

平田 薫 (関西学院大学)

間瀬 泰尚 (東京大学)

宮田 敏近 (高知医科大学)

浅野 考平 (関西学院大学)

上田 良文 (広島大学)

苑 復傑 (マイ教育開発センター)

清原 岑夫 (金沢大学)

島内 功光 (高知工業高等専門学校)

関根 秀和 (大阪女学院短期大学)

大多和直樹 (東京大学)

鳥居 (名古屋大学)

出口 秀樹 (京都大学)

野崎 (名古屋大学)

橋本 鉦市 (学位授与機構)

原田 三朗 (駿河台大学)

馬淵 仁 (大阪女学院短期大学)

松田 治男 (広島大学)

吉田 香奈 (広島大学)

(広島大学副学長)

小笠原道雄

茂里 一紘

(センター専任教官)

有本 章

山野井敦徳

羽田 貴史

南部 広孝

平田 諭治

栗本 一男

今井 重孝

米澤 彰純

冠野 文

村澤 昌崇

参 考 资 料

大学の評価システムに関する全国調査

質問紙調査の結果概要

平成 10 年 4 月

広島大学大学教育研究センター

はじめに

最近、大学改革や大学の管理運営のあり方について論議される機会が多くなっている。そこでは、わが国の大学が主体性を発揮するよう期待されており、またその一方で、社会の側からは大学のアカウンタビリティを厳しく問われている。つまり、大学の教育と研究の質を保証していくことが今後ますます重要な課題になると予想され、その手段として、大学自身による評価システムの確立と充実が不可欠であると考えられる。

本調査は、広島大学大学教育研究センターが文部省高等教育局大学課大学改革推進室の委託を受け、大学評価システムの実情について調査したものである。本センターでは、平成10年1月20日に全国の国公私立大学586校（国立98校、公立57校、私立431校）の学長宛に質問紙を郵送し、4月14日までに418校（国立82校、公立44校、私立292校）から有効回答が得られた。有効回答率は、71.3%である。

質問紙の構成は、①自己・点検評価の実施状況について、②自己点検・評価の指標項目について、③外部評価・他者評価について、④大学評価についての意見の4部構成となっている。この調査においては、本センターや文部省等で行われてきた従来の実施状況調査では十分明らかにされていない、様々な自己点検・評価項目・指標の有効性、さらには昨今その充実の必要性が各界より指摘されている外部評価・他者評価、第三者評価の是非やそのあり方等について、焦点を絞った質問項目を用意した。

また、本調査では、「自己点検・評価」を、白書等の公表資料を作成するための活動に限定せず、学内の意思決定や管理運営の判断材料を収集・分析する広義の評価・点検活動をも含む余地を残した。これは、いわゆる白書作りのための活動が、実質的な大学運営やその改善の必要性から生じているさまざまな情報収集・分析の活動と必ずしも対応していない実情を鑑みたためであるが、場合によってはこのことが回答者に対して混乱を招いた部分があるかもしれない。

質問紙の作成は、本センター教授の山野井敦徳、講師の米澤彰純が担当した。また、調査の設計、発送や集計等の作業には、助手の村澤昌崇、南部広孝、冠野文、学術振興会特別研究員の小方直幸氏、広島大学大学院教育学研究科の作田氏、久保田氏、小山氏が関わった。特に作田氏は、本報告の作成作業に多大な貢献があった。このほか、調査の実施にあたっては、文部省大学課の清水課長、白間課長補佐、常盤室長及び合田係長、また本センターの専任教官はもとより、事務官や学生を含めた幅広いスタッフに助言をいただいた。また最後に、年度末の大変ご多忙な時期に調査にご協力いただいた各大学の方々に、心より感謝の気持ちを表したい。

平成10年4月

広島大学大学教育研究センター長

有本 章

結果の概要

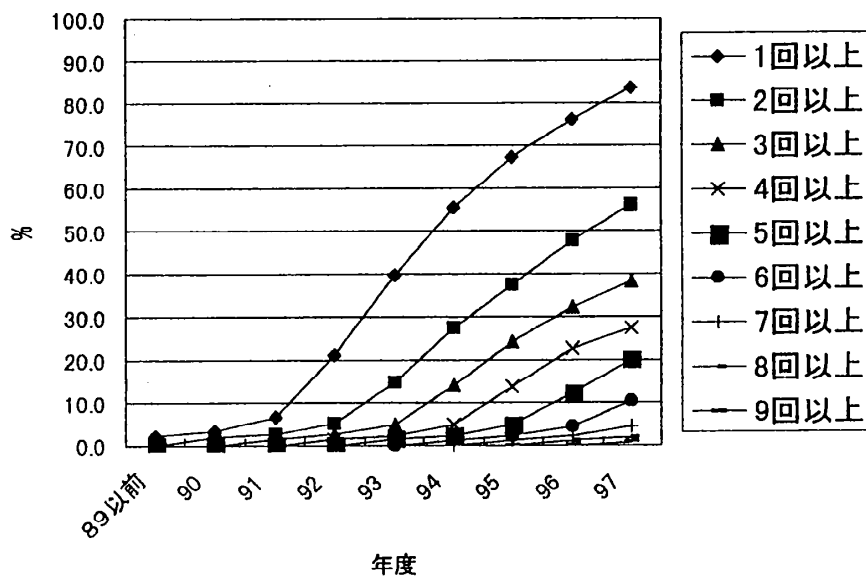
自己点検評価の実施状況について

実施状況

自己点検・評価の実施状況を見ると、全学単位、部局単位ともに、平成4年度(1992年度)より実施した大学が顕著に増加している。全学単位で見ると、平成9年度(1997年度)までには83.7%の大学が1度以上実施しており、2度以上実施した大学も56.4%と半数を越えている。また、設置者別では、国立大学の実施回数が多くなっている。

また、全学単位で実施予定のない大学にはその理由を尋ねたところ、17大学からの回答があった。その理由は大きく、①開学して間もない、②随時実施しているが制度的・組織的には行っていない、③全学的な調整ができていない、その他に分けられる。

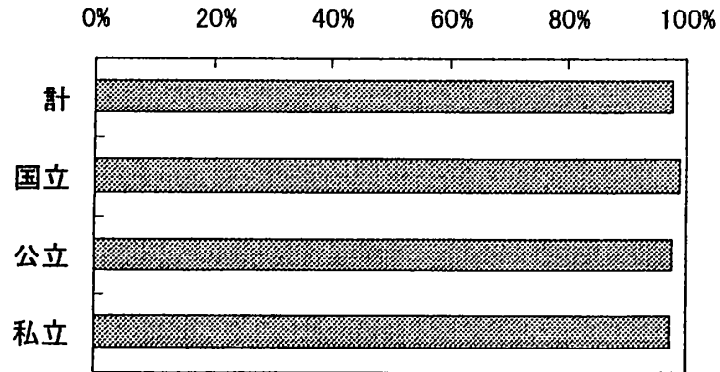
図1 自己点検評価の実施状況（全学単位） —累積—



委員会組織

自己点検・評価を担当する委員会組織を持つ大学は、97.8%におよび、このうち複数の組織を持つ大学が20を越えた。ほとんどの大学の組織名には、「点検」または「評価」が含まれている。その他には、協議会や評議会という名称が付くもの、名称中に「将来計画（構想）」や「改善」を含むものが見られる。

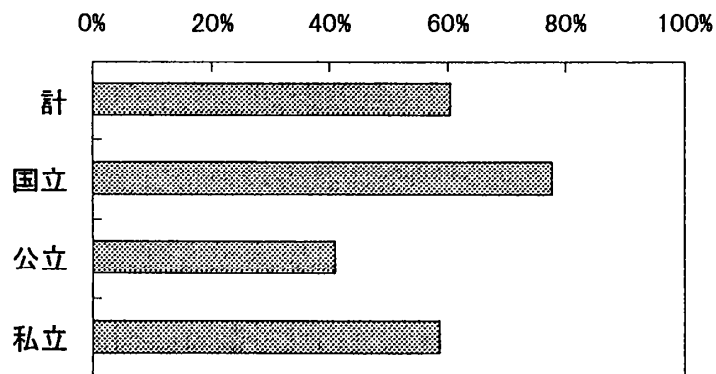
図2 自己点検・評価担当の委員会組織を持つ大学



準備組織

自己点検・評価のための資料の分析や整理を担当している部署や機関があると答えた大学は 60.8%に達する。組織の形態としては、①大学教育研究に関するセンター等、②自己点検評価等に関する委員会、③調査室等、学長室等、④総務・企画・教務等の部・課などとなっており、このうち過半数の大学では総務等の事務組織が他の業務とかけ持つ形で自己点検・評価の準備をしている実態が明らかになった。また、教職員の構成の回答があった大学のうち 8 割以上が職員のみ組織、約 1 割が教員・職員をともに含む組織となっており、教員のみ組織はほとんどない。このように、自己点検・評価の準備は、大部分の大学で職員が担っているといえる。

図3 自己点検・評価のための資料・情報準備組織をもつ大学

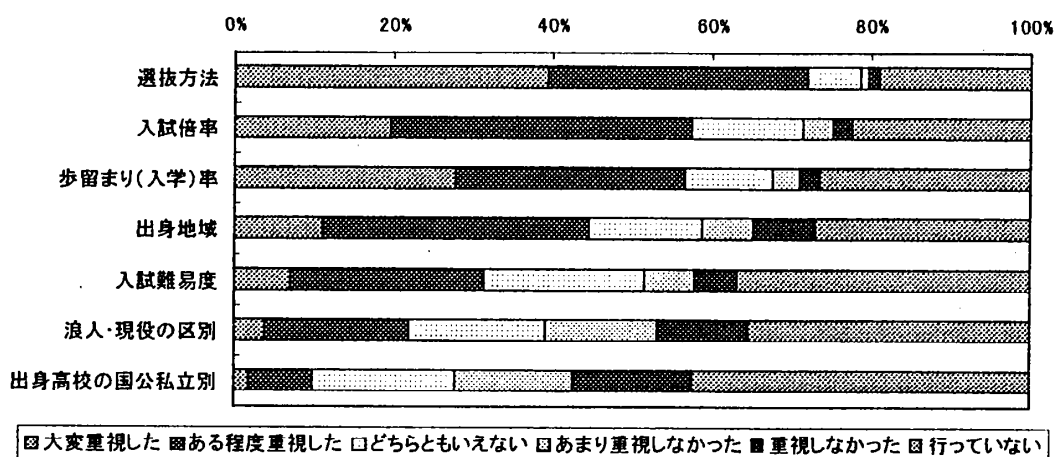


自己点検評価の指標・項目について

入学者選抜

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が過半数を占めた項目は、「入試選抜の方法（科目や成績評価等）」(72.0%)「入試倍率」(57.4%)「合格者の歩留まり（入学）率」(56.5%)の3つである。このうち、「合格者の歩留まり（入学）率」に関しては、私立大学の方が国立大学よりも重視する傾向が強く、志願者の動向が直接大学経営を左右する私立において、特にこの分野での点検評価が重視されていることがわかる。

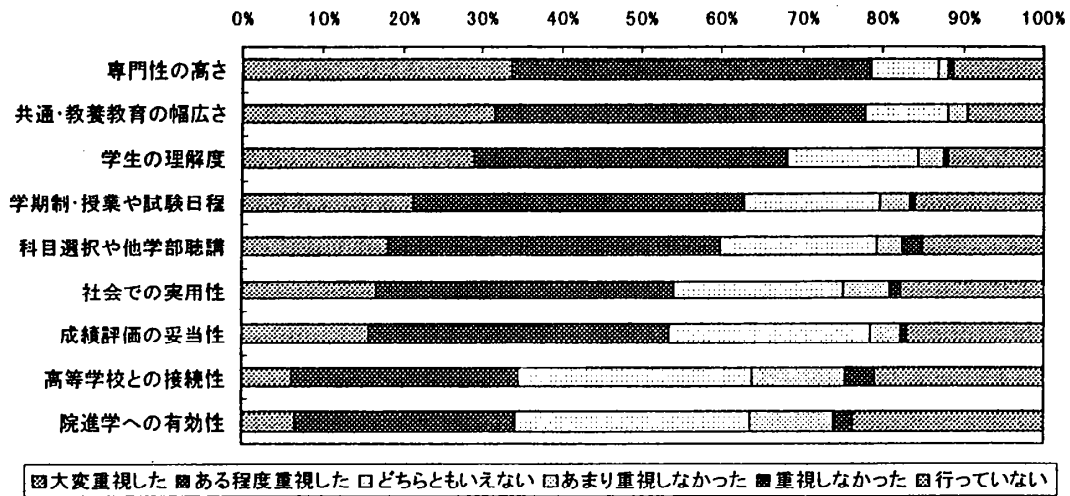
図4 入学者選抜で重視した項目



教育内容・カリキュラム

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が過半数を占めた項目は9項目中7項目で、この領域が自己点検評価活動の一つの重要な位置を占めている。上位の項目をみると、「専門性の高さ」(78.6%)「共通・教養教育の幅広さ」(77.7%)と、専門性と幅広さというカリキュラム構成のあり方が、最大の関心事になっている。ついで、「学生の理解度」(68.1%)「学期制・授業や試験日程の適切性」(62.7%)「科目選択や他学部聴講の自由度」(59.7%)という学生に対する配慮を巡る項目が並び、さらに「社会での実用性」(53.9%)「成績評価の妥当性」(53.5%)という、主に社会に対するアウトプットの妥当性に関する項目が並ぶ。「大変重視した」「ある程度重視した」の合計が過半数に達しなかったのは、「高等学校での学習内容との接合性」(34.5%)と、「大学院進学への有効性」(34.1%)と、いずれも他段階との学習内容の接合性に関する項目であり、学士課程の上位、下位の学習段階に対しての接合が、多くの大学で比較的意识されていないと考えられる。

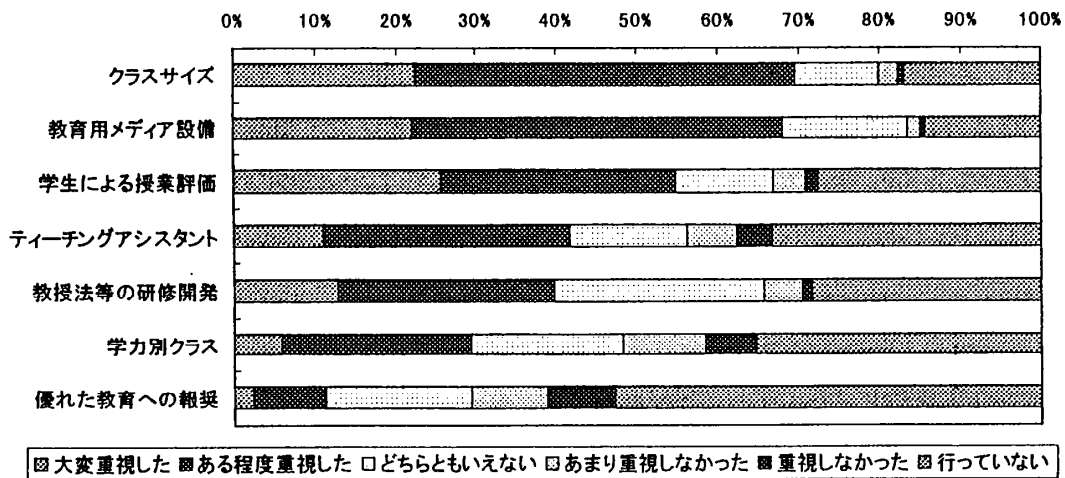
図5 教育内容・カリキュラムで重視した項目



教育方法

全体で「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が過半数を占めたのは、「クラスサイズの妥当性」(69.8%)「教育用メディア設備の充実度」(68.2%)「学生による授業評価」(54.9%)の3項目である。「ティーチングアシスタント活用の適切性」(41.7%)は特に国立大学では過半数を超え、また「教授法等の研修・開発制度の適切性」(39.7%)という、比較的踏み込んだ項目にも相当数の大学から重視されているとの回答が得られた。これに対して、「学力別クラスの実施の是非や妥当性」(29.4%)「優れた教育実践への報奨の妥当性」(11.1%)という構成員間の待遇の差異化を促進するような項目へは消極的な回答が目立ち、特に報奨制度に関しては、約半数の大学が、自己点検・評価を行っていない。

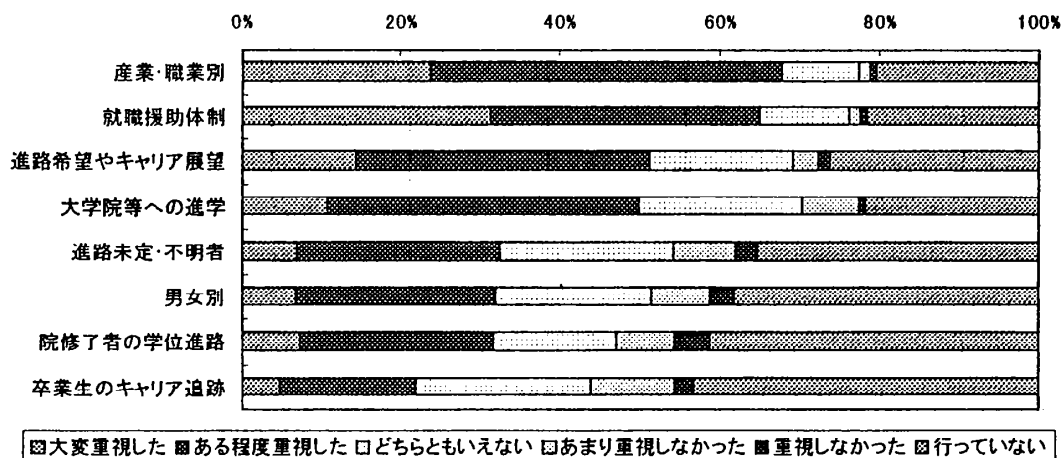
図6 教育方法で重視した項目



学生の進路

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が比較的多かった項目は、「就職先の産業別・職業別分析」(67.8%)「就職援助体制の適切性」(65.1%)「学生の進路希望や将来・キャリア展望」(51.3%)、「大学院等への進学」(49.9%)の4項目であった。これらの基本的な項目に対し、「進路未定・不明者の分析」(32.5%)「大学院修了者の学位や進路の分析」(31.7%)「男女別の進路の分析」(32.0%)「卒業生のキャリアの追跡」(22.0%)といったやや踏み込んだ項目に関しては、一定程度の大学では重視されているものの、全体としては必ずしも十分な点検・評価が行われていないといえる。設置者別では、「大学院等への進学」「大学院修了者の学位や進路の分析」について国立大学の割合が高い。

図7 学生の進路で重視した項目

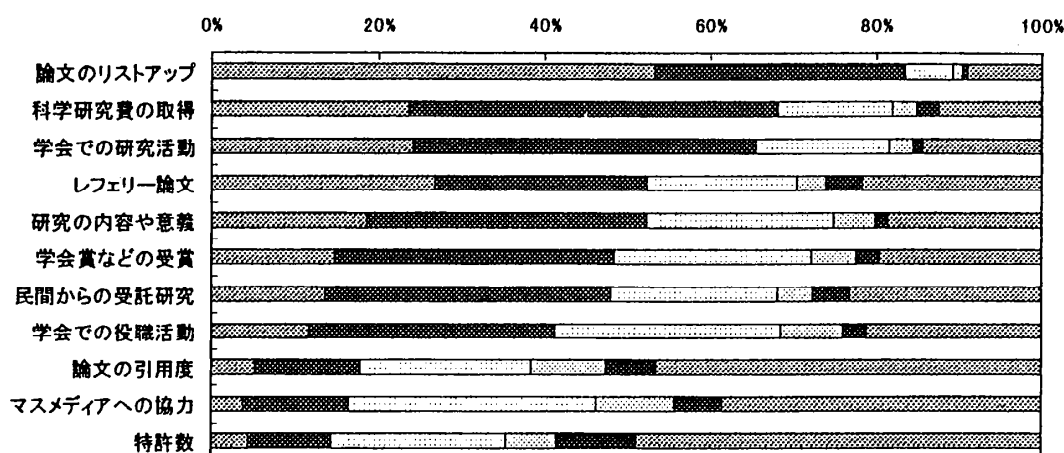


研究活動

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が過半数を占めた項目は、「著書や論文・報告書のリストアップ」(83.4%)「科学研究費の取得状況」(68.1%)「学会での研究活動」(65.6%)「学術誌に採用されたレフェリー論文」(52.3%)「研究の内容や意義」(52.3%)という5項目である。このほか、「学会賞などの受賞状況」(48.4%)「民間からの受託研究の件数や額」(48.1%)「学会での理事などの役職活動」(41.4%)なども比較的重視度の高い項目としてあがっている。これに対し、「論文の引用度の分析」(17.8%)「マスコミ・メディアへの協力」(16.4%)「特許数」(14.3%)などの項目は、少なくとも全学的なレベルではそれほど重視されていない。

設置者別では、「論文の引用度の分析」「学会賞などの受賞状況」「特許数」「研究の内容や意義」「科学研究費の取得状況」「民間からの受託研究の件数や額」という6項目について、重視した大学の割合が、いずれも国立大学において高い。この一因としては、比較的これらの項目を重視する理科系の比重が国立大学で高いことが考えられる。

図8 研究活動で重視した項目

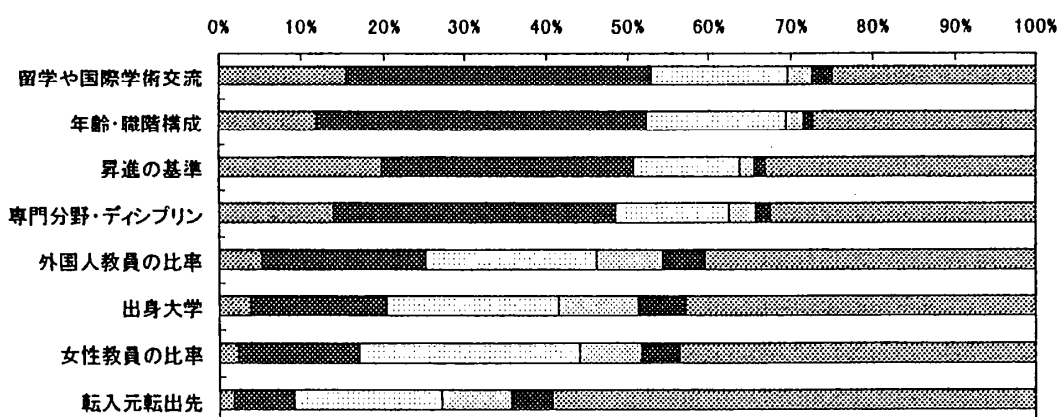


大変重視した ある程度重視した どちらともいえない あまり重視しなかった 重視しなかった 行っていない

教員組織

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が比較的多い項目は、「教員の留学や国際学術交流活動」(52.9%)「教員の年齢・職階の構成」(52.4%)「教員の昇進の基準の適切性」(50.7%)「教員の専門分野やディシプリン」(48.7%)の4項目である。これに対して、「外国人教員の比率」(25.4%)「教員の出身大学」(20.4%)「女性教員の比率」(17.2%)「教員の転入元や転出先の分析」(9.2%)といった教員の質的な構成のあり方に関する点検評価の項目は、十分に重視されているといえない。

図9 教員組織で重視した項目



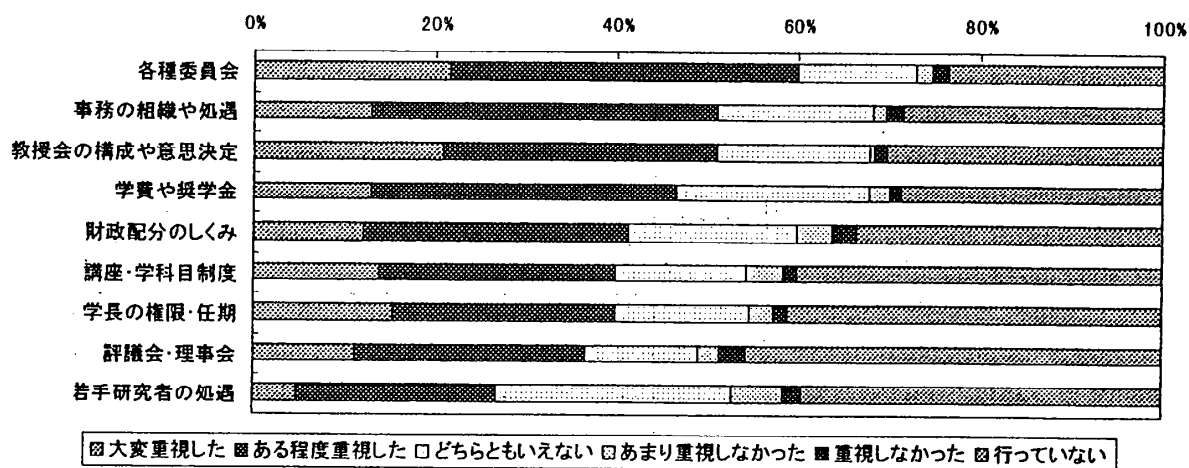
大変重視した ある程度重視した どちらともいえない あまり重視しなかった 重視しなかった 行っていない

管理運営

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が過半数を占めた項目は、「各

種委員会制度・活動の妥当性」(59.9%)「事務の組織や処遇の適切性」(51.0%)「教授会の構成や意思決定の適切性」(51.0%)の3項目で、これは、「学長の権限・任期等の妥当性」(39.9%)「評議会・理事会制度の妥当性」(36.6%)というトップの意思決定に関する項目及び「講座・学科目制度の適切性」(40.1%)という末端の意思決定に関する項目を大幅に上回っている。次に重視されているのが「学費や奨学金の制度・金額の適切性」(46.6%)「財政配分のしくみの適切性」(41.4%)という財務に関する2項目で、前者は私立大学において特に重視されているのに対し、後者は国立大学においてどちらかといえば重視されている。比較的重視されている項目が多い中で、「助手や若手研究者の処遇の適切性」(26.8%)は重視されているとの回答が少ない。

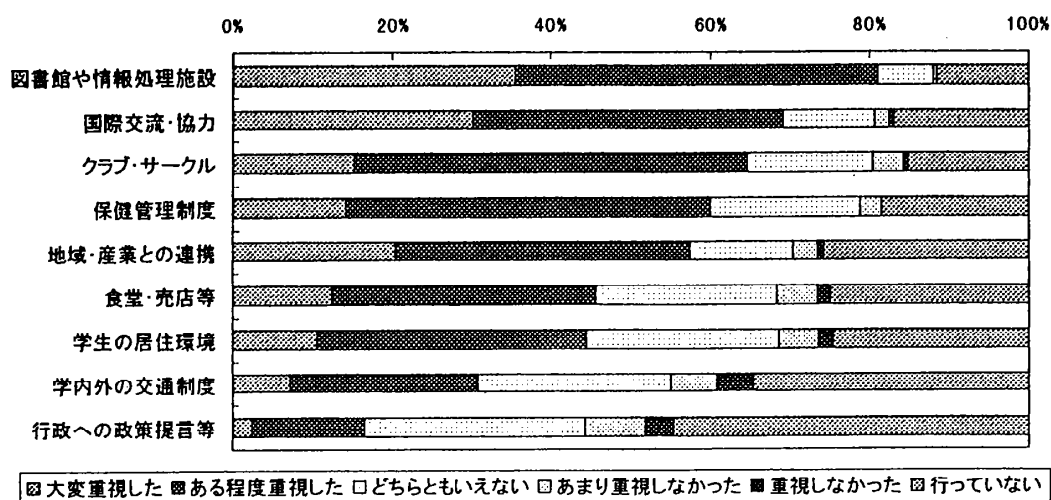
図10 管理運営で重視した項目



社会サービス・福利厚生

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が過半数を占めた項目は、「図書館や情報処理施設などの充実度」(81.0%)「国際交流・協力」(69.3%)「クラブ・サークルなどの課外活動」(64.7%)「保健管理制度の適切性」(60.1%)「地域・産業との連携」(57.4%)の5項目で、ついで「食堂・売店等の配置」(45.6%)「学生の居住環境」(44.4%)となっており、情報化・国際化への関心の高さと同時に、学生生活に関する点検評価が比較的重視されていることが窺われる。なお、重視されているとの回答が比較的少なかったのは、「学内外の交通制度の充実」(30.8%)「行政への政策提言等による貢献」(16.6%)であった。

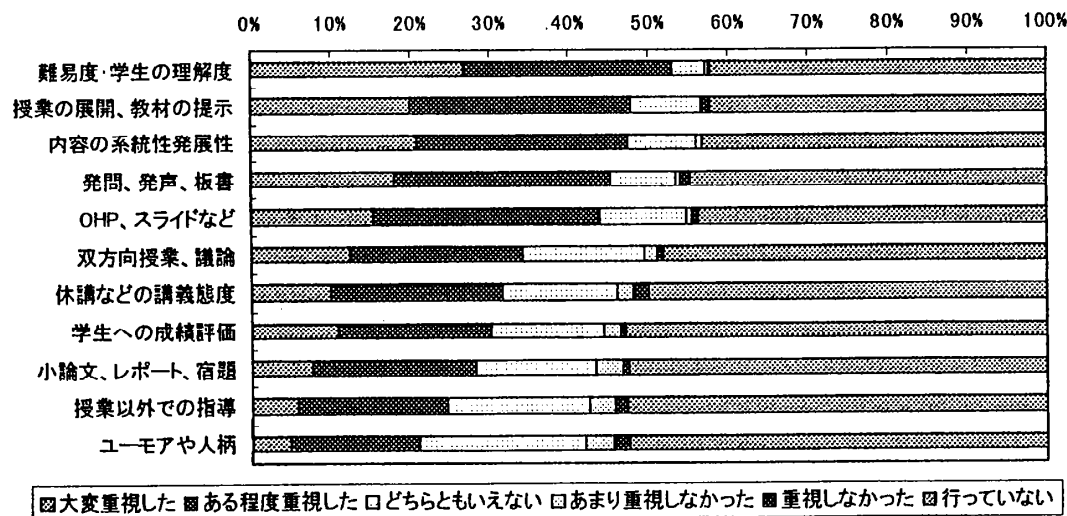
図 1 1 社会サービス・福利厚生で重視した項目



学生による授業評価

全体で、「大変重視した」「ある程度重視した」という大学が比較的多い項目は、「授業の難易度・学生の理解度」(53.2%)「授業の展開、教材の提示の適切性」(47.9%)「授業内容の精選、系統性、発展性」(47.6%)「発問、発声、板書等の適切性」(45.3%)「OHP、スライドなどの使用法の適切性」(43.9%)の5項目で、いずれも最も基本的な評価点検項目となっている。これにつづいて、「双方向授業、ディスカッションの度合い」(34.1%)「開始時間・休講・補講などの講義態度」(31.6%)「学生への成績評価の妥当性」(30.2%)「小論文、レポート、宿題等の適切性」(28.2%)とつづき、「授業以外での学習指導・支援」(24.5%)

図 1 2 学生による授業評価で重視した項目



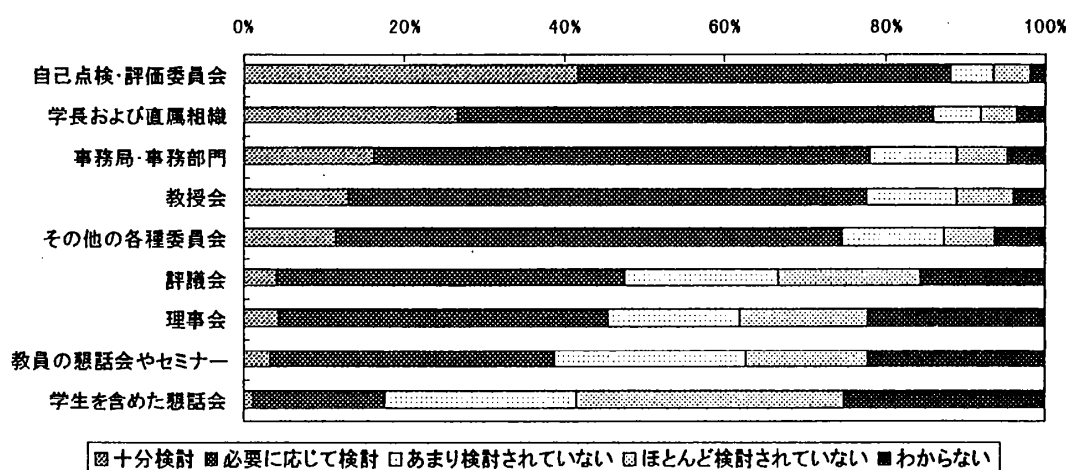
や「興味を引き出すユーモアや人柄」(21.0%)といった項目は回答が少なかった。授業評価に関する項目では、実施していないとの回答が各項目とも4割を越えた。比較的重視されている項目は、国立大学での重視度の高さが私立大学を顕著に上回り、授業評価のいくつかの項目が、国立大学で突出して重視されている状況が浮かび上がった。

自己点検・評価のフィードバックについて

検討の場

自己点検・評価の結果が何らかの形で検討されている場所としては、「自己点検・評価委員会」(88.2%)「学長及びその直属の組織」(85.8%)「事務局・事務部門」(78.0%)「教授会」(77.6%)「その他の各種委員会」(74.7%)の5項目が上位を占め、ついで、「評議会」(47.8%)「理事会」(45.6%)となり、教員組織、管理組織、事務組織の全てで何らかの形の検討が行われている。一方、「教員の懇話会やセミナー」(38.8%)「学生を含めた懇話会やセミナー」(17.6%)ではいずれも検討されているとの回答が低く、一般の教員や学生に対して必ずしも結果を検討する機会が設けられていない現状が窺われる。なお、「十分に検討されている」との回答は、専門委員会である「自己点検・評価委員会」(41.7%)「学長及びその直属の組織」(26.8%)を除けばいずれも2割未満にとどまっており、組織の各部局で点検・評価の結果が十分に検討されているとは言い難い。

図13 自己点検・評価の検討の場

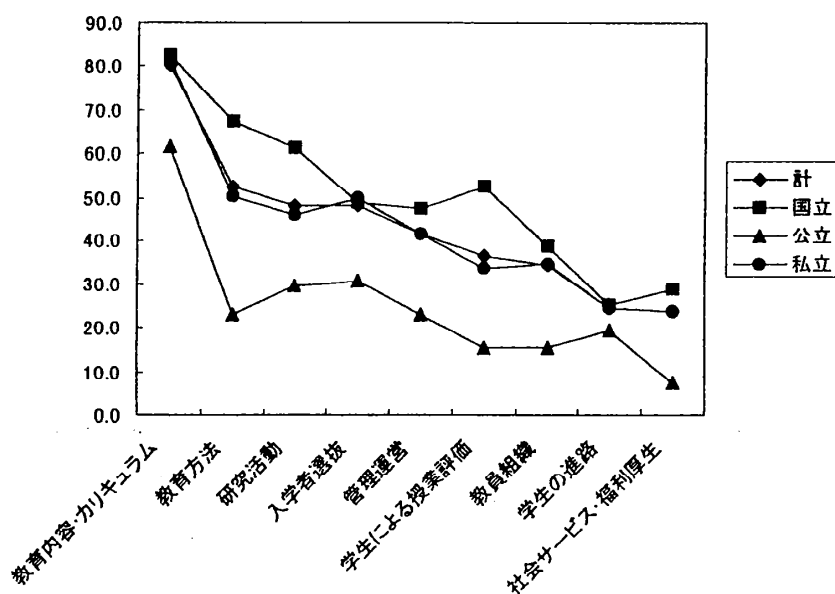


改革に結びついた領域

自己点検・評価が改革に「結びついた」との回答が過半数を越えたのは、「教育内容・カリキュラム」(80.1%)「教育方法」(52.3%)の2項目で、教育内容・方法の改革に点検・評価が最も有効に用いられたことがわかる。ついで「研究活動」(48.3%)「入学者選抜」(48.3%)

「管理運営」(41.5%)「学生による授業評価」(36.6%)「教員組織」(34.1%)となっている。なお、「学生の進路」(24.3%)「社会サービス・福利厚生」(23.6%)の2項目では改革に結びつく例が少ないと考えられる。また、「教育方法」と「研究活動」では、国立大学の方が私立大学より改革に結びついた比率が多い。

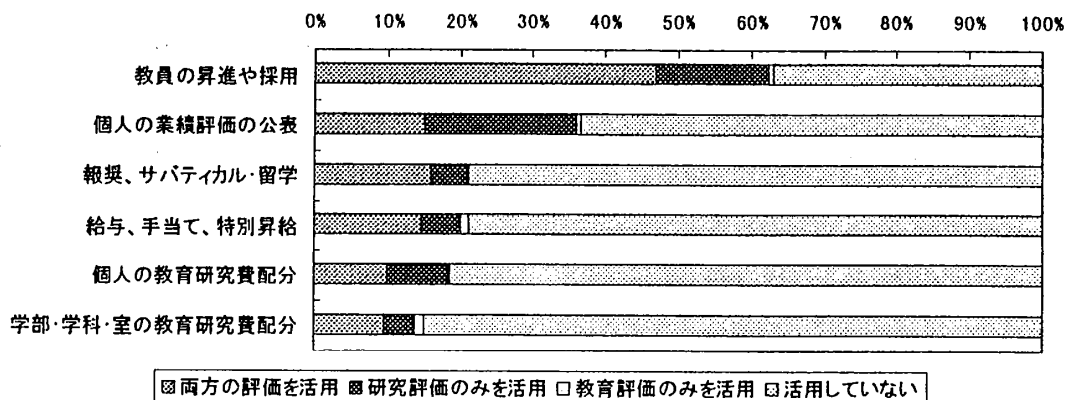
図14 自己点検・評価が改革に結びついた領域



業績評価の活用

教育ないし研究の業績評価を何らかの形で活用しているとの回答が過半数を越えたのは、「教員の昇進や採用」(62.5%)の1項目で、このうち46.8%が教育・研究の両方の評価を活用し、15.6%が研究評価のみを活用していると回答、教育評価のみとの回答は0.6%にとどまった。「個人レベルでの業績評価の公表」に関しては36.0%、特に国立大学では43.3%とある程度積極的な回答が目立った。これに対し、そのほかの項目では、「報奨・サバティカル・留学」(20.9%)「給与、手当、特別昇給」(20.2%)「教員個人の教育研究費等の配分」(18.3%)「学部・学科・研究室レベルの教育研究費等の配分」(13.8%)と、いずれも何らかの形で活用するとの回答が25%を下回り、業績評価を給与や財政配分の差異化へ結びつけることへの根強い抵抗感と同時に、一定数の大学ではこれらの動きがすでに現実化されていることも窺える。なお、個人の研究・業績評価のあり方やその活用法は、これ自身重大で綿密な議論を要する問題であり、さらに詳細で包括的な調査を必要とする。

図15 業績評価の結果の活用

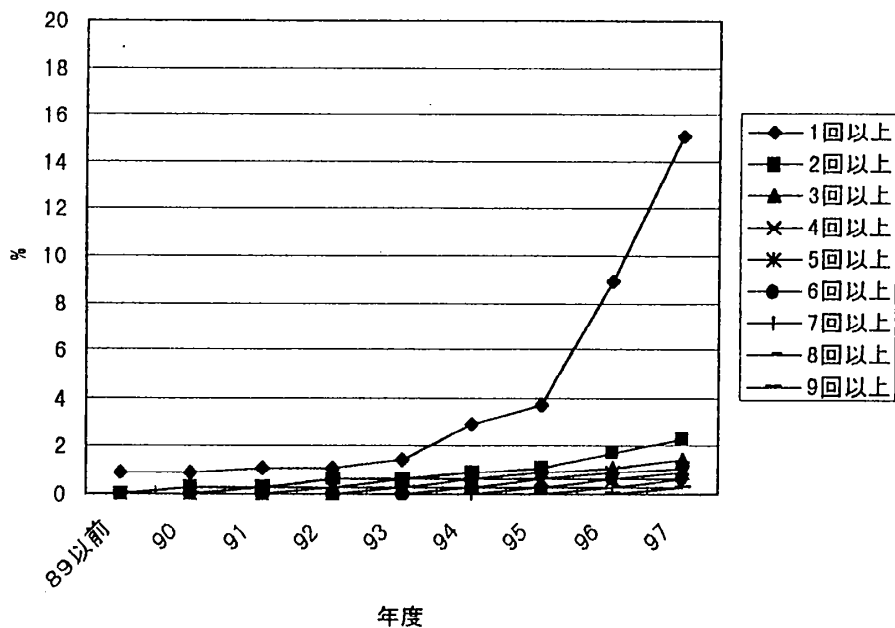


外部評価・他者評価について

実施状況

外部評価・他者評価の実施大学は平成7年度(1995年度)を境に増加し始めている。しかしながら、平成9年度までに1回以上実施した大学は全学レベルでは15.1%にとどまり、2回目以降を実施した大学はほとんどない。

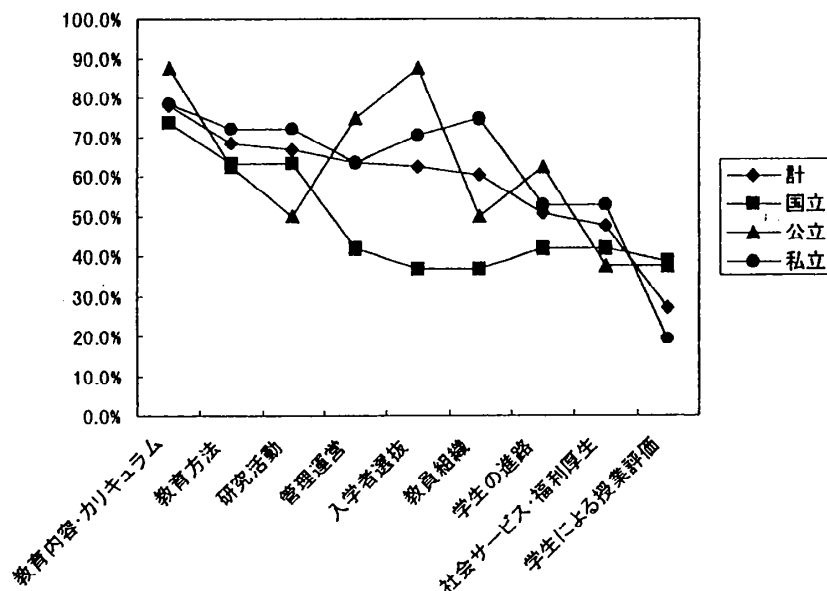
図16 外部評価・他者評価の実施状況(全学単位) — 累積 —



領域

外部評価の対象となった領域もまた、「教育内容・カリキュラム」(78.1%)「教育方法」(68.3%)という教育内容・方法が最上位を占めている。ついで、「研究活動」(66.7%)「管理運営」(63.5%)「入学者選抜」(62.5%)「教員組織」(60.3%)「学生の進路」(50.8%)「社会サービス・福利厚生」(47.6%)と、やや質の異なる「学生による授業評価」(27.4%)をのぞく全ての項目で4割を越え、多少の関心の差はあるものの、ほぼ全ての領域でまんべんなく外部評価が行われた様子がわかる。

図17 外部評価・他者評価の対象となった領域



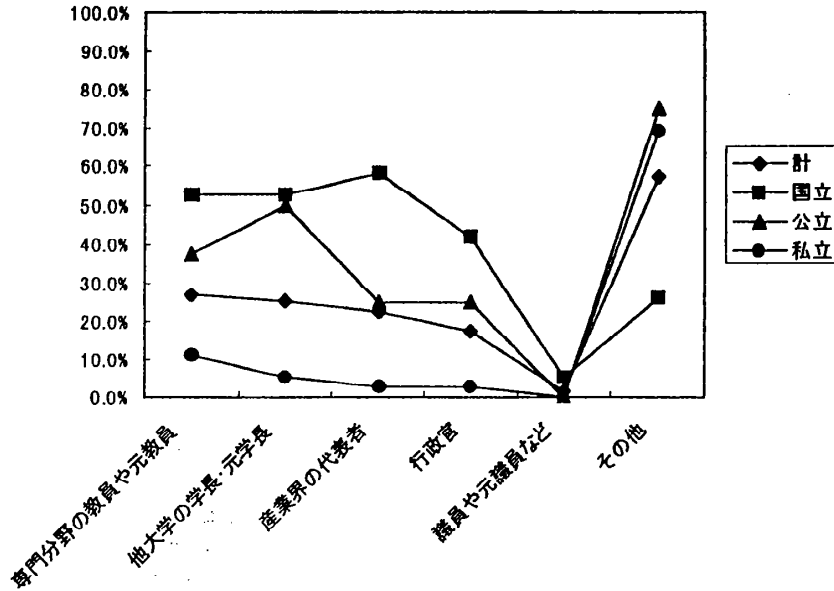
学外者の参加

外部評価を行った学外者としては、「他大学の(元)教員」(27.0%)「他大学の管理職(経験者)」(25.4%)「産業界の代表者」(22.2%)「行政官」(17.5%)「(元)議員」(1.6%)という結果となり、基本的にはまず第1に大学関係者、ついで産業界、行政・政界関係者という序列が浮かび上がった。特に私立大学で多かった「その他」(57.1%)に具体的な記述があったのは31大学で、その内訳は大きく①大学基準協会、②卒業生、③高等学校関係、④マスコミ関係その他に分けられる。

実施上の工夫

外部評価を実施する上での工夫に関しては31校からの自由回答が寄せられた。そのなかには、「大学基準協会のマニュアルに準拠するないしそれを発展させた」というもののほか、評価者の選定法に関する工夫を指摘するものがあった。

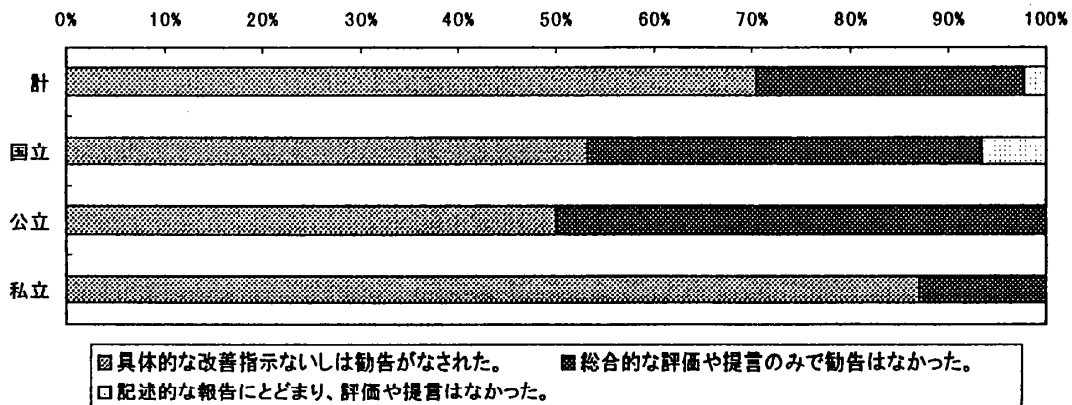
図18 外部評価・他者評価を行った学外者



勸告の具体性

「具体的な改善指示ないし勸告がなされた」との回答が70.5%、「総合的な評価や提言のみで、個別的な改善指示や勸告はなかった」との回答が27.3%に達し、「記述的な報告にとどまり、評価や提言はなかった」との回答は2.3%にとどまった。すなわち、大部分の外部評価において、具体的な改善指示・勸告が有機的になされたものと考えられる。

図19 外部評価・他者評価の勸告の具体性

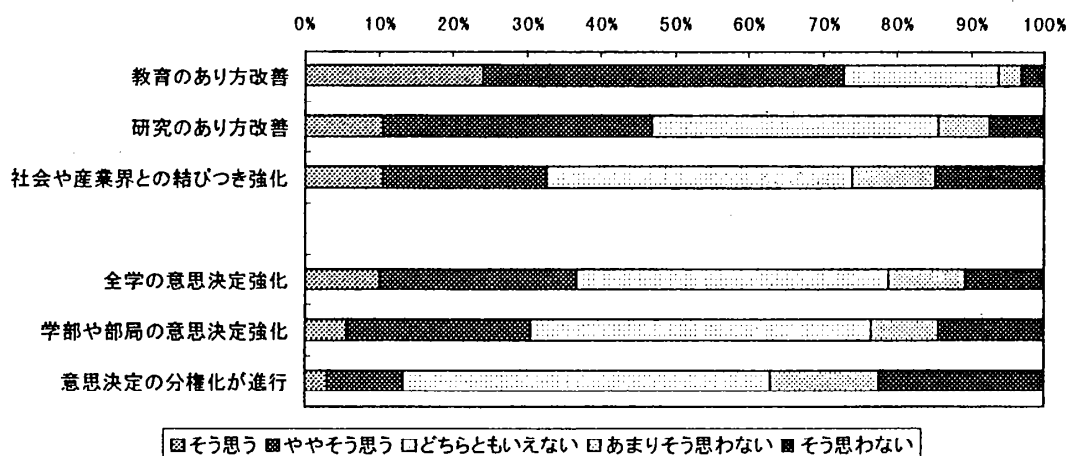


大学評価に関する意見

大学評価の効果

現行の大学評価による効果としては、「教育のあり方が改善された」(72.9%)「研究のあり方が改善された」(46.9%)「大学と社会や産業界との結びつきが強まった」(32.7%)という3項目が上位を占め、教育、研究、社会との結びつきでは、とくに教育の分野での改善が進んだことがわかる。一方意思決定のあり方については、「大学全体としての管理運営や意思決定が強化された」(36.9%)「学部や部局レベルでの管理運営や意思決定が強化された」(30.5%)との回答が「管理運営や意思決定の分権化が進んだ」(13.4%)との回答を上回り、管理運営や意思決定の集権化が大学評価によって一定程度進んだことがわかる。

図20 大学評価の効果

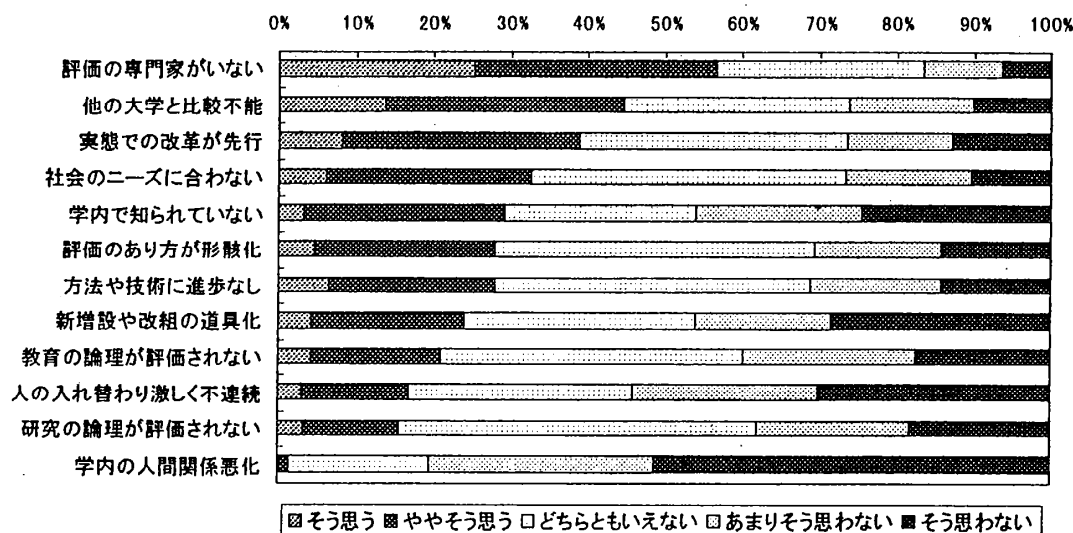


問題点

現行の大学評価の問題点としては、「学内に評価の専門家がない」(56.7%)「他の大学との比較ができない」(44.8%)という回答が上位となり、評価の専門家の養成と他大学との比較可能性を高めることが多くの大学で課題となっていることがわかった。ついで、「実態での改革が先に進み、評価が後付けになっている」(39.0%)「社会や産業のニーズに合った評価がなされていない」(32.8%)「評価の結果や存在が学内で知られていない」(29.3%)「評価のあり方が形骸化している」(28.1%)「点検・評価の方法や技術に進歩が見られない」(28.0%)「新增設や改組の交渉の道具になっている」(24.1%)といった項目が並び、評価の方法論や目的付け、公表の仕方等が課題となっていると同時に、少数とはいえ一定程度の大学では評価が形骸化したり、改革の後付けや新增設等の交渉の道具化している実態が浮かび上がった。なお、「大学特有の教育の論理が十分評価されていない」(21.0%)「評価に関わる人の入れ替わりが激しく、連続性がない」(17.0%)「大学特有の研究の論理が十分評価されていない」(15.7%)などの項目は問題であるとの回答が少なく、現行の評価では大学の特性が比

較的十分に考慮され、また評価に関わる人の入れ替わりはそれほど問題となっていないことがわかる。また、「学内の人間関係や意思の疎通が悪くなった」との回答が1.5%とほとんどなく、むしろこれを否定する回答が80.5%にのぼったことは、大学の点検・評価が学内の意志疎通の円滑化に大いに役立っていると考えられているといつてよい。

図21 大学評価の問題点



今後のあり方

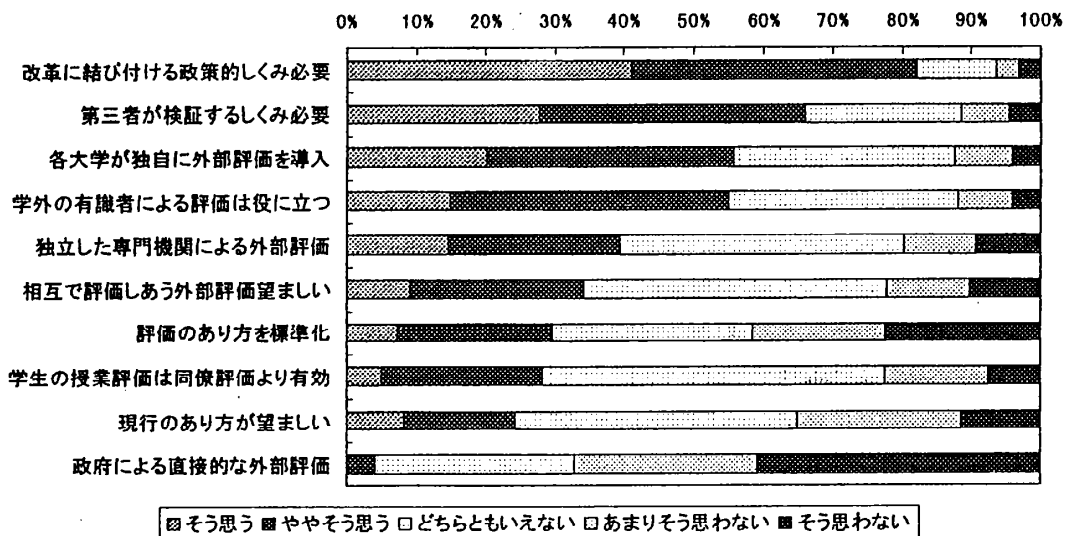
まず、「現行の自己点検・評価のあり方が望ましい」という項目に肯定的に答えた回答は24.3%と否定的回答(35.1%)を下回り、多くの大学が何らかの評価システムの改革を望んでいることが明らかになった。

大学評価の今後のあり方として「そう思う」「ややそう思う」との回答が半数を越えた項目は、「評価の結果を改革に結びつける政策的しくみが必要」(82.2%)「自己点検・評価を外部の第三者が検証するしくみが必要」(66.1%)「各大学が独自に実施する外部評価を積極的に導入すべき」(55.9%)「産業界などの大学以外の有識者による評価は役に立つ」(55.0%)の4項目で、評価を改革に結びつける政策的仕組みの整備が強く望まれるとともに、大学以外の有識者を含めた外部の第三者による評価ないし自己点検・評価の検証が必要であると多くの大学が考えていることが浮き彫りになった。

一方、その外部評価のあり方としては、「政府から独立した専門機関による外部評価が望ましい」(39.4%)「大学間相互で評価しあうような外部評価のあり方が望ましい」(34.1%)と、専門機関による評価と大学間相互の評価の間での意見が割れ、大学間にあるべき外部評価の姿にまだコンセンサスが生まれていないことが明らかになった。その一方で、「政府や自治体による直接的な外部評価が望ましい」との回答は4.1%にとどまり、反対意見が67.1%と3分の2を上回った。

このほか、評価の方法論に関しても、「評価のあり方を、大学間で標準化すべき」との意見を支持する回答(29.5%)を反対意見(41.6%)が上回り、評価方法においては各大学の独自性を残すことが望ましいとの意見が根強いことがわかった。また、「学生による授業評価のほうが教員同士の評価よりも有効だ」との項目に関しては、「どちらともいえない」との回答が49.0%と半数近くに達した。

図 2 2 大学評価の今後のあり方



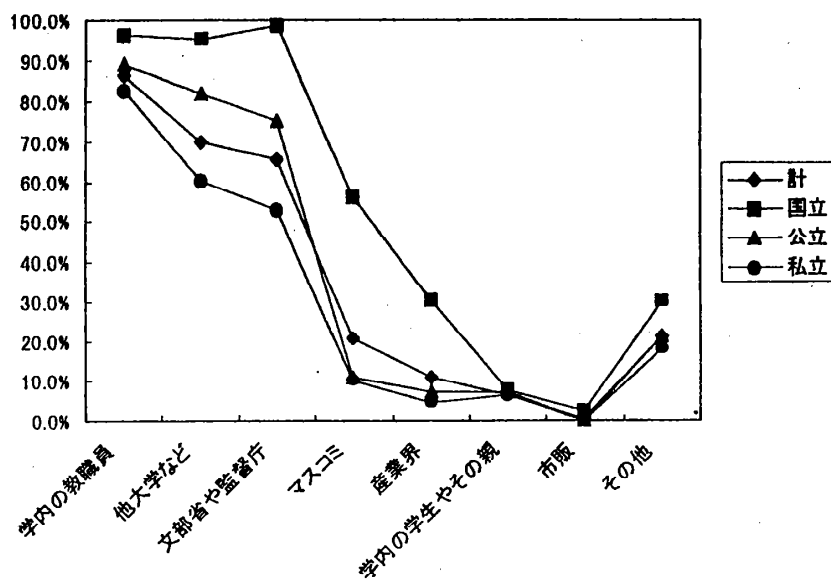
公表の範囲

点検・評価の公表の範囲としては、「学内の教職員」(86.5%)「他大学」(69.9%)「文部省や監督庁」(65.4%)が半数を越え、主に学内か、学外としては他大学や監督庁がその配布先と多くの大学に考えられていることがわかった。これに対し、「マスコミ」(20.7%)「産業界」(10.7%)「学内の学生や親」(6.6%)などへの公表は十分になされておらず、また不特定多数を対象とした「市販」は0.6%にとどまった。なお、「その他」との回答があった73大学のうち、具体的な記述があったのは60大学で、その内訳は大きく①地方公共団体(教育委員会・図書館等を含む)、②高等学校等、③希望者、④学内での閲覧、その他に分けられる。公表しない理由については、61校から、①外部に公表するほどの段階ではない、②外部に公表する必要性が感じられない、③外部への公表を検討中ないし予定しているなどの回答が寄せられた。

工夫や苦心

自由回答へ記述のあった大学は418大学のうち207校である。まず、自己点検・評価を担当する部署の設置を課題として挙げる大学が見られる。このほか、教員のコンセンサス

図 2 3 点検・評価の公表の範囲



が得られにくいこと、専門家がないことが指摘された。また、一方で話し合う機会を多く持ち、情報交換を行うなどの工夫も見られているが、教員や職員への負担が増すことへの不安も見られる。また、フィードバックに関して、改革に反映させているという大学もあれば、そのシステムの不備を問題とする大学もあった。さらに、外部評価に関してもいくつかの意見が見られた。

評価の改善に関する意見

自由回答への記述があった大学は 418 大学のうち 237 校である。最も多い意見は、外部評価および学生による評価の導入の必要性である。また、特に教育に関する評価の充実の必要性を説くものや、評価を改革に結びつけるフィードバックのシステムの確立、学内でコンセンサス形成の必要性を挙げる大学があった。

まとめ

大学評価の活動は、すでに半数を越える大学が 2 回以上全学での自己点検・評価を経験しており、評価をどのように実施し、活用していくかという新たな段階に入りつつある。また、ほとんどの大学には点検ないし評価のための委員会組織が存在するが、その資料の分析や整理等の準備作業は、総務等の事務組織が担っている大学が大部分である。

自己点検・評価の指標・項目の中では、特に教育内容・カリキュラムに関する点検・評価が重視されている。また、全体として基礎的なデータの収集は多くの大学に普及していることがわかった反面、卒業生調査など、一歩踏み込んだ点検・評価に関しては、行っている大学とそうでない大学との間の差が見られる。また、研究の評価など、いくつかの項目において重視しているとの回答の比率が国立大学で高い。

点検・評価の公表の範囲としては、主に学内か、学外としては他大学や監督庁や地方公共団体がその配布先となっている。自己点検評価が改革に結びついたとの回答が多かったのも教育内容・カリキュラムや教育方法の分野であった。また、個人レベルの業績評価の公表に関しても国立大学で一定程度の積極的回答が見られた。

外部評価・他者評価は、平成 7 年度頃から実施率が急速に高まっているが、まだ全学レベルでの実施は 2 割に満たない。その評価の領域においてはやはり教育内容・方法が中心となっている。実施にあたっては、大学基準協会の評価マニュアルが広く参照されており、大学基準協会実施の相互評価によらない大学では、評価者の選定に苦心や工夫が見られた。一方、大部分の大学においては、外部評価により具体的な改善指示・勧告がなされている。

現行の大学評価の効果は、教育、研究、社会との結びつきのうちで、特に教育の分野での効果が大きいとの回答が多い。また、大学評価が学内の管理運営や意思決定のあり方に与えた影響については、多くの大学が大学全体や学部・部局レベルでの意思決定の集権化が進んだと答えた。

現行の大学評価の問題点としては、学内に評価の専門家がいなかったり他大学と結果を比較できないことを指摘する大学が多い。また、少数ではあるが一定程度の大学からは、評価が形骸化したり、改革の後付けや新增設等の交渉の道具化しているとの回答があった。また、現行の評価では大学の持つ固有の特性は十分に考慮されており、また点検・評価が学内の意志疎通の円滑化に役立っているものと考えられている。

現行の自己点検・評価のあり方が望ましいと考える大学は全体の 4 分の 1 に満たず、多くの大学が、評価を改革に結びつける政策的仕組みの整備と、大学以外の有識者を含めた第三者による評価あるいは自己点検・評価の検証が必要であると考えている。一方、外部評価のあり方としては、評価の専門機関による評価と大学間相互の評価との間で意見が分かれ、あるべき外部評価の姿が定まっているとはいえない。その一方で、政府や自治体による直接的な外部評価に対しては、反対意見が全体の約 3 分の 2 に達し、また、評価方法においては各大学の独自性を残すことが望ましいとの意見が多い。

執筆者紹介 (執筆順)

*所属は研究員集会開催当時のもの

有本 章	広島大学大学教育研究センター教授
小椋 正立	法政大学経済学部教授
吉川 弘之	放送大学学長
米澤 彰純	広島大学大学教育研究センター講師
絹川 正吉	国際基督教大学学長
金子 元久	東京大学大学総合教育研究センター教授
大崎 仁	財団法人 放送大学教育振興会理事長



大学改革と市場原理
—第27回 (1998年度) 研究員集会の記録—
(高等教育研究叢書56)

1999(平成11)年10月31日 発行

編者	広島大学大学教育研究センター
発行所	広島大学大学教育研究センター 〒739-8512 東広島市鏡山 1-2-2 電話 (0824) 24-6240
印刷所	鯉城印刷株式会社 〒730-0805 広島市中区十日市町 2-8-2 電話 (082) 232-8247

ISBN 4-938664-56-9

REVIEWS IN HIGHER EDUCATION

No.56 (October 1999)

HIGHER EDUCATION AND MARKET-ORIENTED REFORM

**Proceedings of the 27th R. I. H. E. Annual Study Meeting
(Nov. 13-14, 1998)**

**RESEARCH INSTITUTE FOR
HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY**

ISBN4-938664-56-9